



III

はぐくむまち

(福祉・保健・教育)

基本政策 5 | 明日の港区を支える子どもたちを育む



基本政策 6 | 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する



政策15

健やかな子どもの「育ち」を支える 環境を整備する

政策のめざす方向性

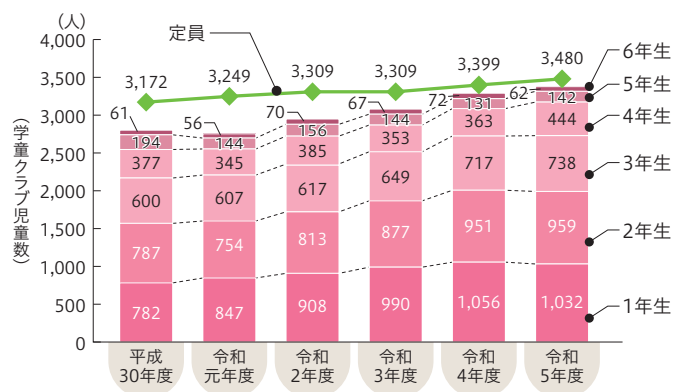
全ての子どもが安全で安心して過ごせる居場所を確保し、学童期から青年期までの子どもの成長、発達、個性に応じた、多様できめ細かな支援を行います。児童虐待未然防止対策やいじめ防止対策を推進し、全ての子どもの権利の保障と、子どもの最善の利益を考慮した施策を推進します。多様な生活スタイルに対応した家庭環境づくりの支援や、ひとり親家庭の支援を充実させるとともに、社会全体で子育てを支える体制の整備、子どもの未来を応援する施策を推進し、健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備します。

港区の現状

人口増加などにより、学童クラブの需要は増加

区内の小中学生人口の増加や学童クラブ需要の高まりによって、学童クラブ児童数は増加しています。グラフは、年度ごとの学童クラブ児童数の推移を示しています。

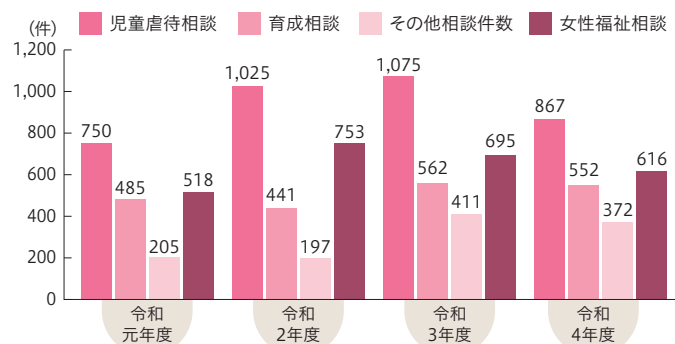
▶ 学童クラブ児童数・定員数



地域拠点としての子ども家庭支援センター機能の充実

子ども家庭支援センターでは、児童に関する様々な相談を受け付けています。グラフは、年度ごとに受け付けた相談件数の推移を示しています。

▶ 子ども家庭支援センター新規相談受理件数





SDGsとの関係

改定のポイント

ヤングケアラー支援や子どもの意見表明に関する取組を新たに進めるとともに、高校生世代の居場所づくりを推進するため、既存の取組を拡充します。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値	
		当初	中間	達成状況	中間	最終
		令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策15 「健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する」について満足している区民の割合※	目標	—	34.8%			
	実績	32.2%	36.9%	達成	39.8%	40.7%

※ 令和4(2022)年度時点の実績を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

政策体系

政策15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する

施策① 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進

主な取組

- 放課後における児童の健全育成の推進
〔計画事業・重点課題6〕
- 子ども中高生プラザ及び児童館等における児童健全育成機能の充実
- 青少年の健全育成のための支援 **〔拡充・提言反映〕**
- 地域安全体制の確立

施策② 子どもの権利擁護を重視した環境づくり

主な取組

- 子どもの最善の利益を実現する施策の推進 **〔新規〕**
- 児童虐待未然防止対策等の推進
- いじめセーフティネットコミュニティ事業の推進
- 里親登録の拡大と支援の充実による家庭養育の推進
- 身近な児童相談所における支援の充実 **〔新規〕**
- ヤングケアラー支援対策の推進 **〔新規〕**
- 児童及び妊産婦に関する包括的な支援体制の強化 **〔新規〕**

施策③ 支援が必要な子どもと家庭を確実に支える

主な取組

- 相談事業の充実
- 子育て情報提供の充実 **〔拡充・提言反映〕**
- ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進
- ドメスティック・バイオレンス(DV)への対応
- 離婚前後の親への支援

施策④ 子ども・子育て支援に関するネットワークづくりの推進

主な取組

- 子育て家庭のネットワークづくりの推進
- 子ども自身のネットワークづくりと地域の世代間交流の促進
- 保育園、幼稚園、子ども中高生プラザ、児童館、小学校等での交流・連携
- 行政と家庭、地域、NPO、大学、企業等との連携
- 実習生の受入れとボランティアの活用 **〔提言反映〕**

施策⑤ 子どもの未来を応援する施策の推進

主な取組

- 教育・学習の支援 **〔拡充・提言反映〕**
- 生活環境の安定の支援 **〔拡充〕**
- 経済的安定の支援
- 地域で子どもの未来を応援する体制の整備

政策15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する

施策① 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進

目標・期待する成果

放課後に子どもが安心して過ごすことのできる安全な居場所を確保し、その質の向上に取り組むことで、児童の心身ともに健やかな育ちを支援します。また、子どもが犯罪や災害等に巻き込まれない安全で安心な環境の確保をめざします。

改定のポイント

近年の子どもを見守る環境の変化や、みなとタウンフォーラムの提言を踏まえ、青少年やその保護者が地域のリーダーに気軽に相談できるよう、情報発信の強化に関する取組を推進していきます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
放課後児童支援員資格取得率 [※]	目標	—	100%	未達成	80%
	実績	50%	70%		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を下方修正しました。

現状と課題

全ての子どもが安心して過ごせる安全な居場所の確保ときめ細かな支援

- 小学生人口の増加を見据え、学童クラブの新規開設や既存学童クラブの定員見直しなど、様々な手法により定員を積極的に拡大したことで、学童クラブの対象年齢引き上げ以降、人口増加率を上回る定員数の拡大を実現しました。しかし、学童クラブの入会希望者は増加傾向にあり、いまだ入会待ちの児童が発生しています。学童クラブ事業の質の向上を図るとともに、定員拡大に取り組む必要があります。
- 地域における児童の健全育成支援の拠点として、各地区に子ども中高生プラザを設置するとともに、児童館の適正配置や児童館機能の整備を進めてきました。しかし、各施設で中高生の利用が低く、当事者の意見を積極的に反映した魅力的な取組が求められています。
- 現在は、地域で子どもを見守る環境が大きく変わり、生活困窮などの家庭環境が見えづらくなっています。また、インターネットトラブルや性犯罪を含む犯罪行為から青少年を守るとともに、青少年犯罪防止にも取り組むことが必要です。
- 学童クラブの充実や中高生の居場所の確保、障害児や青少年への支援など、児童期から青年期までの子どもの成長、発達、個性に応じた、多様できめ細かな支援が必要です。



SDGsとの関係

主な取組

① 放課後における児童の健全育成の推進

【計画事業・重点課題6】

増加する学童クラブ需要に応えるため、学童クラブの弾力的な運営や施設の改善等により、定員拡大等に取り組みます。また、安全で安心な放課後の居場所の確保とともに、児童の心身ともに健やかな育ちを支援するため、放課後児童支援員の資格取得に積極的に取り組むなど、学童クラブ事業の質の向上を図ります。

② 子ども中高生プラザ及び児童館等における児童健全育成機能の充実

地域における子ども・子育て支援の拠点である子ども中高生プラザや児童館等において、質の高いプログラムの実施などにより児童の健全育成を支援します。また、中高生の利用を促進するため、SNSを活用した情報発信などの強化を図ります。

③ 青少年の健全育成のための支援 (拡充・提言反映)

青少年が犯罪に巻き込まれない環境を確保するため、青少年の自主的で創造的な活動や地域におけるリーダー育成を支援します。青少年の問題について実態把握に取り組み、他機関との連携を強化し適切に対応するとともに、青少年やその保護者が地域のリーダーに気軽に相談できるよう情報発信の強化に取り組みます。

④ 地域安全体制の確立

子どもや子育て家庭が、安全で安心に生活できるよう、「子ども110番事業」や通学路点検を実施するとともに、地域が一体となったネットワーク体制を整備します。子どもの安全管理や危機管理体制を整備するため、学童クラブへの入退館の情報をメール配信するシステムの運用のほか、安全情報や危機管理情報を発信し、非常時における子どもの安全確保体制の整備や災害対応能力の向上を図ります。

港区ならではの
先進性・独自性

港区では、区立小学校の長期休業期間において、学童クラブ等を利用する児童を対象に弁当配達事業を実施し、学童クラブ事業の質の向上と保護者の負担軽減に努めるなど、きめ細かな支援を行っています。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画 ①～③、港区子ども・子育て支援事業計画 ①～④

■ 児童館での活動の様子



政策15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する

施策② 子どもの権利擁護を重視した環境づくり

目標・期待する成果

全ての子どもの権利を擁護し、児童虐待未然防止対策等を推進するとともに、保護者の適切な養育を受けられない子どもや、養育に困難を抱える家庭、ヤングケアラーへの支援を充実させることで、一人ひとりの健やかな成長や発達、自立が保障された環境の実現をめざします。

改定のポイント

こども家庭庁が、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えていくことを表明していることも踏まえ、子どもの最善の利益を実現する施策を進めていきます。また、令和4(2022)年度に実態調査を実施したヤングケアラーに関する課題に対し、ヤングケアラーを支援するための取組を推進していきます。

成果指標

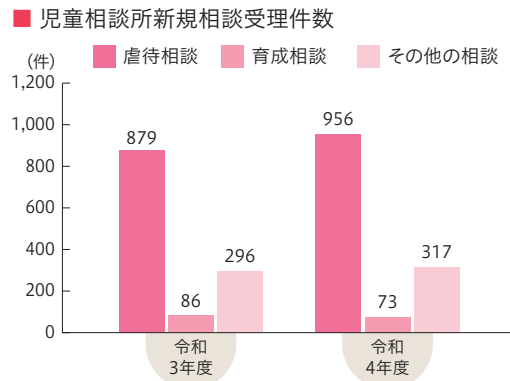
成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終 令和8 (2026)年度末
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	
子どもの「子どもの権利」の認知度*	目標	—	81.0%	未達成	80.0%
	実績	57.2%	65.0%		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を下方修正しました。

現状と課題

「子どもの権利」である全ての子どもの健やかな成長や発達、自立等の保障

- 子どもは一人の人間として尊重される権利の主体であり、「子どもの権利条約」は、子どもが自立していく上での重要な権利を規定しています。
- 令和5(2023)年4月、子どもの権利条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目的とする「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」には、法の基本理念にのっとり子ども施策を策定・実施する地方公共団体の責務等が定められており、改めて、子どもの最善の利益を第一に考えた仕組みを整備していく必要があります。
- 区は、児童の心身の健やかな成長をめざし、妊娠期から児童の自立まで切れ目のない支援を行うため、令和3(2021)年4月、児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の複合施設「港区子ども家庭総合支援センター」を開設しました。子どもの権利擁護を尊重し、一人ひとりの支援ニーズに対応できる社会的養護の充実と、身近な自治体ならではの地域の連携ネットワークを生かした質の高い支援の充実が必要です。
- 児童虐待は大きな社会問題となっており、全国的にその件数は増加傾向にあります。子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関が連携を強化し、妊娠期から児童の自立まで、切れ目なく総合的に対応できる環境を整備し、児童虐待の未然防止に努める必要があります。
- 区では、令和4(2022)年9月～10月に、ヤングケアラー実態調査を実施しました。調査結果から、区においても一定程度の家族のお世話をしているヤングケアラーと思われる子どもが存在していることが分かりました。一方で、子ども本人と家族にヤングケアラーという自覚がない、家庭内のデリケートな問題を周囲に知られたくないなどの理由から、支援が必要な家庭であっても表面化しにくく、支援につながりにくい状況にあります。



■ リーフレット「知っておきたい じゆんたちの権利のこと」





SDGsとの関係

主な取組

① 子どもの最善の利益を実現する施策の推進 **新規**

「子どもの権利条約」の4つの原則「命を守られ成長できること」「子どもにとって最も良いこと」「意見を表明し参加できること」「差別のないこと」について、啓発活動を実施するとともに、様々な機会をとおして、子ども自身が自らの権利を自覚できるよう促します。また、子どもが意見表明しやすい環境を整え、日常的に意見を表明したり、主体的に区政やまちづくりに参加するための仕組みを構築します。

② 児童虐待未然防止対策等の推進

港区要保護児童対策地域協議会の関係機関の連携を強化し、支援対象児童等の早期発見や対応力を高めるとともに、子ども家庭支援センターを中心とした要支援家庭等への支援を充実させることで、児童虐待の未然防止を図ります。また、子ども自らが相談できる相談先や方法の周知を行い、子ども自身が、スマートフォンや携帯電話、パソコンから、悩みや心配ごとなどを24時間相談できる「みなと子ども相談ねっと」を活用し、子どもが安心して相談できる体制を充実します。

③ いじめセーフティネットコミュニティ事業の推進

「港区いじめ防止基本方針」に基づき、港区いじめ問題対策連絡協議会等において、学校、保護者、地域、関係機関の協力体制のもと、いじめ防止対策の検討を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けての取組を推進します。

④ 里親登録の拡大と支援の充実による家庭養育の推進

里親体験発表会や相談会の開催、効果的な周知活動等を積極的に実施し、里親の登録拡大に努めます。また、里親が安定した養育ができるよう支援するとともに、里親を社会全体で支援する機運の向上に取り組めます。

⑤ 身近な児童相談所における支援の充実 **新規**

区に児童相談所を設置した強みを生かし、地域住民、ボランティア、民間団体、関係機関等と連携・協働し、子どもの意見・意向を尊重した権利擁護の取組や、養育上の問題により傷ついた親子関係の再構築支援など、港区ならではの支援を充実します。また、AI・ICT機器等を積極的に活用し、増加する虐待相談に迅速かつ丁寧に対応できるよう相談対応機能を強化します。

⑥ ヤングケアラー支援対策の推進 **新規**

ヤングケアラーの理解を深めるための周知・啓発を行うとともに、区の組織横断的な連携や、子ども食堂など民間団体や関係機関との連携を強化し、ヤングケアラーの早期発見と迅速な支援につなげます。また、子ども家庭支援センターに配置したヤングケアラー支援コーディネーターを中心に支援家庭の意向に沿った支援の充実を図ります。

⑦ 児童及び妊産婦に関する包括的な支援体制の強化 **新規**

子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の両機能を統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うことも家庭センターを設置します。個々の家庭の状況に応じた切れ目のない支援を行うことで、子育て世帯に対する包括的な支援体制を強化します。

港区ならではの
先進性・独自性

子ども家庭支援センターと児童相談所、母子生活支援施設が一体となった港区子ども家庭総合支援センターを拠点に、子どもと家庭が直面する様々な課題にワンストップで対応します。「子育てするなら港区」を一層推進し、全ての子どもと保護者が地域の中で見守られながら、子育て家庭が孤立せず、安心して子どもを生み、子育てができるよう、きめ細かな支援を実施します。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画 ①②④～⑦、港区子ども・子育て支援事業計画 ①～④

社会的養護

保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

要保護児童対策地域協議会

地方公共団体が、児童福祉法第25条の2に基づき、支援対象児童等への適切な支援を図るために設置する協議会。同協議会では、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは出産前から支援を行うことが特に必要である妊婦（特定妊婦）への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を実施します。

政策15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する

施策③ 支援が必要な子どもと家庭を確実に支える

目標・期待する成果

児童虐待や非行、DVなどの問題を抱えた家庭や、ひとり親など支援が必要な家庭に対し、子ども家庭支援センターが関係機関と連携して総合的な支援を行うことで、自立した健全な子育てができる家庭環境づくりをめざします。離婚によって子どもが受ける心理的・経済的負担を最小限にとどめ、子どもの健やかな成長を促すために、養育費の継続的な受け取りや適切な親子交流の実施を図ります。

改定のポイント

各家庭の多様なニーズに対応するため、ICTを活用した情報の提供や予約の導入など子育てサービスが利用しやすくなる仕組みづくりを推進します。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
支援を求める子どもや家庭からの新規相談受理件数	目標	—	2,509件	達成	2,740件
	実績	2,416件	2,522件		

現状と課題

健全な子育て環境と子どもの成長を促す総合的な支援の提供

- コロナ禍でテレワークやWeb会議などICTを介したコミュニケーションが増加するなど、社会全体のデジタル化が急速に進んでいます。母子保健や保育等の子ども・子育て支援サービスにおいても、ICTを活用した情報提供、相談できる場の充実などが求められています。
- ひとり親家庭の増加やコミュニティの希薄化などにより、子育て不安解消に向けたきめ細かな支援が求められています。区は、他自治体に先駆けて、裁判外紛争解決手続(ADR)利用助成をはじめ、離婚前後の弁護士相談や養育費保証利用助成、親子交流コーディネーター事業など、ひとり親家庭の様々なニーズに対応するサービスを提供しています。
- DV被害者に対する相談や保護、自立支援を充実するとともに、DV更生プログラム等の推進や、民間支援団体との連携が必要です。DVは、表面化しにくく、相談に来られる時には、被害が深刻化しているケースが多く見受けられるため、専門の相談員が、関係機関と連携して丁寧に相談を受ける中で、DV行為や被害について説明し、DV被害者に寄り添った支援を行っています。

■ みなと子ども相談ねっとリーフレット





主な取組

① 相談事業の充実

利用者支援事業の実施により、妊産婦や子育て家庭に対し、ICTを活用して母子保健や保育等の子ども・子育て支援サービスの情報提供とコーディネートを行うほか、子育てひろばや子ども中高生プラザ、児童館など、乳幼児親子が気軽に集える場所で、子育てに関する悩みを気軽に相談できるようにします。また、「みなと子ども相談ねっと」など、子ども自身の困りごとや不安、悩み等に寄り添う相談事業の充実を図ります。

② 子育て情報提供の充実 (拡充・提言反映)

「メールマガジンきらっと☆」や「港区出産・子育て応援メール」による、タイムリーかつ子育て家庭に寄り添った子育て情報や、家庭内の円滑なコミュニケーションに役立つ情報を発信します。また、LINEを活用した施設の空き情報の提供や予約の導入など、利用しやすい仕組みづくりを進めます。

③ ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進

ひとり親家庭が抱える問題の解決を支援し、安心して子育てができるよう、母子・父子自立支援員が子ども・子育て支援サービスの利用について必要な配慮を行うほか、関係機関とも連携し、個々の状況に合った就労支援や資金貸付など、精神的負担や経済的負担の軽減に向けた支援を推進します。

④ ドメスティック・バイオレンス(DV)への対応

配偶者暴力相談支援センター機能をもつ子ども家庭支援センターで、専門の相談員が配偶者等からの暴力の問題に関する相談に応じ、暴力被害から逃れてきた母子・父子等を港区立母子生活支援施設等の緊急一時保護施設で保護します。また、DV加害者が自身のDV行為に気づき、更生を促すプログラムの利用促進や、民間支援団体との連携を強化し、配偶者等からの暴力防止の環境を整備します。

⑤ 離婚前後の親への支援

離婚を考えている親と既に離婚した親に対し、弁護士による養育費や親子交流の取決めに関する法律相談を実施しています。また、離婚による心理的・経済的負担を最小限にとどめ、子どもの健やかな成長を促すために、養育費や親子交流等に関する裁判外紛争解決手続(ADR)や、養育費未払い問題解消のための養育費保証制度の利用を推進するとともに、取決めに基づく親子交流を円滑に行うためのコーディネートを行います。

港区ならではの
先進性・独自性

港区では、子育て家庭のニーズが多様化しているため、ICTを活用し、子育て家庭を支援する各種情報の発信や利便性の向上を図っていきます。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画 ①～⑤、港区子ども・子育て支援事業計画 ①～⑤、
港区男女平等参画行動計画 ③④

ドメスティック・バイオレンス(DV)

(元)配偶者や(元)恋人など親密な関係にある人からの暴力のこと。身体的暴力だけでなく、心理的、経済的な暴力を含みます。被害者・加害者ともに性別関係なく発生しています。

裁判外紛争解決手続(ADR)

裁判によることなく、法的なトラブルを解決する方法、手段など一般を総称する言葉。例えば、仲裁、調停、あっせんなど、様々なものがあります。ADRとは、Alternative Dispute Resolutionの略称。

政策15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する

施策④ 子ども・子育て支援に関するネットワークづくりの推進

目標・期待する成果

子どもや子育て支援者、子育て当事者、地域が事業をとおして、対話の場を設けることで、世代を超えた地域のネットワークを構築します。

改定のポイント

子どもの人権が尊重され、子どもと大人がともに楽しみ、学び合いながら豊かな地域社会を築いていけるよう支援します。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	
港区子ども・おとな・地域みなトーク事業参加者の新規子育て支援活動の実施累計数*	目標	—	90件	達成	120件
	実績	60件	90件		

※「地域こぞって子育て懇談会」が「港区子ども・おとな・地域みなトーク事業」に名称が変更されたため、成果指標名を変更しました。

現状と課題

社会全体で子育てを支えるネットワークの構築と充実

- 就労や生活形態が多様化する中、子育てを社会全体で支える仕組みを整備する必要があります。
- 子育て家庭の親子等が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができるネットワークの充実が求められています。
- 家庭や地域だけでなくとどまらず、企業やNPO、ボランティア等との協働関係を深め、子育て支援ネットワーク体制の構築が求められています。

令和4(2022)年度港区子ども・おとな・地域みなトーク事業





主な取組

① 子育て家庭のネットワークづくりの推進

子育てひろばや子ども家庭支援センターにおいて、子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場所を提供し、育児に関する相談や講座を開催します。

② 子ども自身のネットワークづくりと地域の世代間交流の促進

児童館交流事業を実施し、子どもたちが広く交流できるような環境づくりに努め、子ども自身のネットワークづくりを促進します。また、地域で行われる様々な交流活動を支援し、地域の世代間交流を促進します。

③ 保育園、幼稚園、子ども中高生プラザ、児童館、小学校等での交流・連携

子どもの育ちを支えるため、保育園、幼稚園、子ども中高生プラザ、児童館、小学校で情報交換を行うことにより相互理解を深め、保育園や幼稚園、小学校では教育・保育に生かすとともに、子ども中高生プラザ、児童館、小学校相互の交流、連携を強化します。

④ 行政と家庭、地域、NPO、大学、企業等との連携

港区子ども・おとな・地域みなトーク事業や地域と連携したワークショップなどを開催し、行政と子ども、子育て家庭、地域で子育て支援に取り組む人、NPO、大学、企業等のネットワークづくりを推進します。

⑤ 実習生の受入れとボランティアの活用 (提言反映)

様々な大学等から認可保育園で実習生を受け入れ、子どもに対する理解と子どもへの興味関心を広げるとともに、子どもたちの育ちを豊かなものにするために、近隣の学生や子育て経験が豊富な地域の方々のボランティアを積極的に活用します。

港区ならではの
先進性・独自性

港区子ども・おとな・地域みなトーク事業では、令和5(2023)年度から港区ならではの国際性豊かな地域特性を生かした、子育てや子育て支援に係わるワークショップを実施したり、懇談テーマに加えたりすることで、国籍や文化の違いを理解した上で、様々な交流が行われるよう取り組みます。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画 ①～③、港区子ども・子育て支援事業計画 ①～④

認可保育園

児童福祉法等に定められた基準(施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備等)を満たし、認可を受けた保育施設。

政策15 健やかな子どもの「育ち」を支える環境を整備する

施策⑤ 子どもの未来を応援する施策の推進

目標・期待する成果

全ての子どもが、夢と希望を持って成長していける地域社会を実現するため、地域が一体となって子どもの未来応援施策を推進していく体制を整備します。

改定のポイント 高校生世代の不安や悩みに寄り添い、子どもたちの育ちや権利が保障される居場所づくりを実施します。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	達成状況	令和8(2026)年度末
学習支援事業への満足度※	目標	—	85%	達成	99%
	実績	97%	98%		
子ども食堂ネットワーク会員数※	目標	—	44団体・個人	達成	85団体・個人
	実績	45団体・個人	65団体・個人		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

家庭環境等に様々な問題を抱える家庭・子どもへの支援

- 子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、区では平成28(2016)年3月に策定した「港区子どもの未来応援施策の方向性」及び令和2(2020)年3月に策定した「港区子ども・子育て支援事業計画」に沿って、世代を超えた貧困の連鎖の解消に向けた施策を展開しています。
- 子どもの貧困対策の推進に当たり、平成28(2016)年に実施した「子どもの未来応援施策基礎調査」及び「学びの未来応援施策実態調査」の結果から、経済的問題だけではなく、様々な問題を抱える家庭・子どもの問題が判明しました。区は、経済的事由以外に起因する問題にも様々な視点から積極的に取り組むこととし、対象者をより広く捉え、全庁を挙げて横断的・総合的に取り組んでいます。
- 子どもの未来を応援する施策として、経済的問題を有する家庭・子どもだけにとどまることなく、家庭環境等に様々な問題を抱える家庭・子どもの問題にも積極的に取り組む必要があります。



SDGsとの関係

主な取組

① 教育・学習の支援 (拡充・提言反映)

キャリア教育を含めた学習の支援を行い、家庭環境等に様々な問題を抱える子どもが、自らの能力・可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるよう、中学生と高校生に学習支援を実施することで、学習環境を支援します。また、学業に意欲を持ちながらも経済的理由により大学等への修学が困難な子どもを支援します。

② 生活環境の安定の支援 (拡充)

子どもとその保護者に対する生活に関する相談、子どもに対する社会との交流の機会の提供、その他生活に関する支援により、家庭環境等において様々な問題を抱える子どもが、毎日の生活を身体的・精神的に安定して送ることができるよう支援します。また、高校生世代の不安や悩みに寄り添い、子どもたちの育ちや権利が保障される居場所づくりを推進します。

③ 経済的安定の支援

各種手当や生活に必要な食料品の給付、貸付金の貸付け等を実施し、家庭環境等に様々な問題を抱える家庭の経済的安定を支援します。また、生活・就労支援センターにおける就労等の相談・支援のほか、ひとり親家庭の職業訓練における給付金の支給等により、保護者の就労の安定を支援します。

④ 地域で子どもの未来を応援する体制の整備

子どもの孤食解消と保護者支援のため、子ども食堂を運営する個人や団体の活動に対して支援を行います。また、担い手の育成や子ども食堂の取組の輪を広げるために設立した港区子ども食堂ネットワークを活用して、子どもや保護者に対する支援や周知を一層充実していきます。

港区ならではの
先進性・独自性

港区では、家庭の経済的事由に起因する問題だけにとどまることなく、経済的事由以外に起因する問題にも様々な視点から積極的に取り組むこととし、対象者をより広く捉え、全庁を挙げて横断的・総合的に未来応援施策に取り組んでいます。また、悩みや不安を抱える高校生世代に寄り添い、子どもたちの育ちや権利が保障される居場所づくりを推進します。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画 ②～④、港区子ども・子育て支援事業計画 ①～④

■ 子ども食堂の様子



政策16

子どもの個性、地域の特性を生かす 学校教育を実施する

政策の めざす 方向性

自らが国づくり、社会づくりの主体となれるよう、その基盤となる「徳」「知」「体」を育み、一人ひとりの個性を伸ばす教育を推進します。また、未来への先行投資を実行し、「知」の世紀をリードする創造性や未来を切り拓き、生き抜く力を育成します。さらに、家庭や地域との連携を深めるとともに、港区の特性を生かした特色ある教育を推進し、世界に貢献できる人材を育成します。教員の働き方改革とともに学校の教育力の向上を図り、子どもたちが安全・安心に、いきいきと学び、健やかに成長していくことのできる教育環境を整備します。

港区の現状

世界に貢献できる人材の育成

全ての小・中学校において、区独自の国際科・英語科国際の授業を実施しています。国際学級や日本語学級、日本語適応指導による外国人等の子どもの学びを支える取組の充実など、国際社会で活躍する人材を育成する港区の特性を生かした教育を推進しています。

▶ 学習者用タブレット端末の活用



▶ オーストラリアへの海外派遣



GIGAスクール構想の実現

GIGAスクール構想の実現に向け、令和2(2020)年度に小・中学校の児童・生徒に1人1台のタブレット端末を配備しました。これを活用し、情報リテラシーを育み、多様な学びを支える教育を推進しています。

特別支援教育の充実

特別支援教育の充実として、保育園・幼稚園入園から高校卒業までの切れ目ない相談支援体制を強化するため、障害者福祉課、療育機関、医療機関など関係機関から成るコンソーシアムを設立しています。

教職員の働き方改革の推進

全ての区立幼稚園、小・中学校へのICT環境の整備による校務の効率化や部活動指導員の活用、会計年度任用職員の配置など、教職員の働き方改革に引き続き取り組み、教職員が子どもたちに向き合う時間を確保するための取組を推進しています。

理数教育の推進

「港区立みなと科学館」では、学びの補完を行うとともに、科学への関心や主体的な学びの意欲の向上を図っています。驚きや発見という子どもの知的好奇心を大切に、一人ひとりが科学の不思議に触れる「みなと科学教室」等をとおして、論理的・科学的な思考力の向上を図ります。



SDGsとの関係

改定のポイント

令和5(2023)年3月の中央教育審議会の答申において、令和22(2040)年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成のために、一人ひとりの生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」の必要性が示されました。港区では、令和5(2023)年度から各小学校での教科担任制の導入、全ての部活動への部活動指導員の配置など、港区の学校・教員の魅力向上策の一環として様々な人的支援を掲げ、教育の質の向上や教員の負担軽減を一層推進していきます。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値	
		当初	中間	達成	中間	最終
		令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度	状況	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策16 「子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する」について満足している区民の割合※	目標	—	31.9%	達成	39.5%	40.4%
	実績	29.5%	36.9%			

※令和4(2022)年度時点の実績を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

政策体系

政策16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する

施策① 「徳」「知」「体」の育成

主な取組

- ① 人権教育・道徳教育の推進
- ② 読書活動の充実 **拡充**
- ③ 豊かな心の醸成
- ④ 学力向上の推進 **拡充・提言反映**
- ⑤ 学校体育等の充実による体力向上の推進 **拡充**
- ⑥ 食育の推進
- ⑦ 不登校施策の充実 **新規**

施策② 特別支援教育の推進

主な取組

- ① 特別支援教育の充実
- ② 特別支援教育の教員の指導力向上
- ③ 特別支援教育体制の整備

施策③ 幼・小中一貫教育の推進

主な取組

- ① 幼・小中一貫教育の推進
- ② 小学校教育への円滑な接続
- ③ ICT教育の推進
- ④ 体験学習の充実
- ⑤ 学校の教育力の向上

施策④ 国際人育成の推進

主な取組

- ① 国際理解教育の充実 **拡充**
- ② グローバル化への対応 **拡充**

施策⑤ 安全・安心で魅力ある教育環境の整備

主な取組

- ① 学校施設の充実 **計画事業・重点課題⑥**
- ② 学校の情報化の推進 **計画事業・重点課題⑦**
- ③ 安全・安心な教育環境の整備
- ④ 教員の負担軽減の推進
- ⑤ 科学への探究機会の充実 **拡充**
- ⑥ 学校の保護者負担の軽減 **新規**

施策⑥ 地域社会で支え合う学びの推進

主な取組

- ① 多様な主体との協働・連携
- ② 地域とともにある学校づくり
- ③ コミュニティ・スクールの推進
- ④ 地域学校協働活動推進事業の推進
- ⑤ 郷土への愛着の醸成
- ⑥ 「チームとしての学校」の体制の整備

GIGAスクール構想

令和元(2019)年12月に文部科学省から発表されたプロジェクト。GIGAとはGlobal and Innovation Gateway for Allの略称。小学校の児童、中学校の生徒1人に1台のPCと、全国の学校に高速大容量の通信ネットワークを整備し、多様な子どもたちに最適化された創造性を育む教育を実現する構想。

政策16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する

施策① 「徳」「知」「体」の育成

目標・期待する成果

子どもたちが、社会性を備えた豊かな心を持った大人として成長することを願い、道徳教育をはじめ、探究的、体験的な活動とおした交流の機会を創出します。子どもの知的好奇心を育み、主体的な学びを習慣化させるとともに、学んだ知識を活用し、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成します。また、幼児・児童・生徒が身体活動する機会を増やし、学齢や成長に応じた体力・運動能力を身に付けることができますようにします。

改定のポイント

児童・生徒の読書活動の充実を図るため、学校図書館に配置している学校司書・学校図書館支援員の配置日数を増やすとともに、学校図書館のマルチメディア化をめざします。また、中高生に向けた探究的な学習の機会を設けるなど、児童・生徒の多様な学びの場を創出します。さらに、ボルダリングウォールの活用やMINATORIZMダンスフェスタの開催など、楽しみながら体力を高める実践の機会を充実します。

成果指標

成果指標名	前期の成果				計画目標値
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
全国学力・学習状況調査のうち、「学校に行くのは楽しいと思うか」という問いに対して「そう思う」「どちらか」というと「そう思う」と回答した割合 ^{※1}	目標	—	小学校 85.1% 中学校 82.7%	達成	小学校 88.3% 中学校 85.3%
	実績	小学校 84.8% 中学校 82.5%	小学校 88.0% 中学校 85.0%		
東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果より「体力合計点」 ^{※2}	目標	—	小学校5年生女子 56.40 小学校5年生男子 54.90 中学校2年生女子 49.90 中学校2年生男子 40.00	未達成	小学校5年生 女子56.70 小学校5年生 男子55.10 中学校2年生 女子48.10 中学校2年生 男子43.10
	実績	—	小学校5年生女子 56.00 小学校5年生男子 54.20 中学校2年生女子 47.00 中学校2年生男子 42.00		

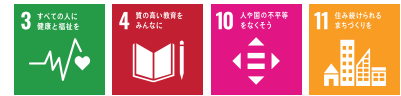
※1 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

※2 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を修正しました。

現状と課題

「徳」「知」「体」を育む学びの推進

- 現在、学校においては、複雑化する情報社会の中における児童・生徒の規範意識や倫理観の低下が問題となっています。特に、いじめについては、インターネット上での誹謗中傷など、その様態が変化し、発見や対応が一層難しくなっているため、情報リテラシーを高めていく必要があります。
- 確かな学力の定着をめざし、学ぶ意欲を高めるとともに、一人ひとりの考える力を伸ばし、主体的に学べるよう、学力向上に資する取組を行っています。今後さらに、基礎学力を定着させるとともに、自ら進んで学習する子どもを育て、思考力、判断力、表現力等を育むことが必要です。
- GIGAスクール構想の実現に向けて、教員も児童・生徒もICT機器を積極的に活用し問題解決的な学習に取り組みます。配備したタブレット端末を活用し、プログラミング的思考を促すとともに、必要な情報を取捨選択するなどの思考力・判断力・表現力を一層高める必要があります。加えて、情報モラル教育を推進していく必要があります。
- 読書活動などを通じて児童・生徒の情操を育むとともに、論理的な思考力を養う教育を推進するため、学校図書館を有効活用する体制の整備に努めます。



SDGsとの関係

- 区の児童・生徒の体力・運動能力は、全国平均を下回っている状況です。小・中学校の日常生活における身体的活動量を増加させ、基礎体力を十分高めていく取組が必要です。
- 東京オリンピックのレガシーとしての一歩、体育の学習内容を生涯スポーツにつなげるための一歩としてMINATOリズムダンスフェスタを開催します。港区に在籍している児童・生徒の健康の保持増進と体力の向上をめざし、継続した取組を行っていく必要があります。

主な取組

① 人権教育・道徳教育の推進

幼稚園、小・中学校における全体計画、年間指導計画に基づいた人権教育の推進、道徳授業地区公開講座などの道徳教育を、引き続き推進します。人権教育については、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨を踏まえ、LGBTへの理解等の多様性に関する内容や、いじめ問題について重点的に扱います。いじめの未然防止に向けた取組として、「港区いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例」に基づき、関連組織を設置し、区を挙げていじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。道徳教育については、学習指導要領がめざす「考え、議論する道徳」を全区立小・中学校で展開し、さらに子どもたちの豊かな心の育成を図ります。

② 読書活動の充実 **拡充**

学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての取組を充実させ、学校図書館の機能を確立するとともに、読書活動の充実を図ります。また、「学校司書」「学校図書館支援員」を全区立小・中学校学校図書館に全日配置するとともに、区立図書館との連携を充実することをおとして、学校図書館を活用した教育の充実を図ります。

③ 豊かな心の醸成

社会性を備えた豊かな心を持った大人として成長することを願い、道徳教育の充実をはじめ、体験活動をととした交流の機会を創出します。あわせて、地域に根差した教育を推進する中で、相手を思いやる心や自ら考え表現する力などを育む機会を充実させます。さらに、コロナ禍で重要性が認識された直接体験を重視した教育を推進していきます。

④ 学力向上の推進 **拡充・提言反映**

「全国学力・学習状況調査」等の結果分析に基づいた各校の授業改善や少人数習熟度別指導などの実施により、児童・生徒の基礎的・基本的な学力の確実な定着を図ります。また、オンライン英会話教室を全区立中学校で実施して、英語のスピーキング能力の向上を図ります。さらに、高校進学を見据え、中学生を対象とした受験対策講座を設け、子どもたちの学力を向上させる学びを積極的に支援します。

⑤ 学校体育等の充実による体力向上の推進 **拡充**

学校教育の体育科や保健体育科授業（運動活動）、体育的行事等の充実を図ることで、幼児・児童・生徒が運動やスポーツを「する」「見る」「支える」「知る」の視点から、十分に楽しむ中で、結果として体力が高まっていく実践づくりを応援します。また、部活動において他の中学校に在籍している生徒でも入部できる区独自の地域部活動の仕組みを構築し、港区ならではの部活動の地域移行を進めます。

⑥ 食育の推進

日本の伝統的食文化の継承や自然環境の恵みによる食物と生産者への感謝の気持ちを醸成し、成長期に必要な食事のとり方や生活習慣を、港区学校教育食育推進指針に基づき各教科で学ぶことにより、生涯を通じて健康を維持する力を育成します。また、地域の関連企業と連携した食育や地域住民と連携した給食の取組など、区ならではの食育の推進を図ります。

⑦ 不登校施策の充実 **新規**

港区の区立小・中学校における不登校出現率は、全国よりも高い割合で推移しています。令和4(2022)年度は、前年度の1.3倍となり、不登校に対応する施策を充実させることは喫緊の課題です。区立学校における児童・生徒一人ひとりに応じた体系的な支援を行います。

港区ならではの
先進性・独自性

部活動の一層の充実をめざし、区立中学校の全部活動に部活動指導員を配置するほか、他の中学校に在籍している生徒でも入部できる区独自の地域部活動の仕組みを構築し、港区ならではの部活動の地域移行を進めます。また、港区の区立小・中学校における不登校出現率が、全国よりも高い割合で推移しているため、区立学校における児童・生徒一人ひとりに応じた体系的な支援を行います。

関連計画等

港区学校教育推進計画 ①～⑦

関連計画等の詳細



情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。

LGBT

Lesbian(レズビアン:女性を好きになる女性)、Gay(ゲイ:男性を好きになる男性)、Bisexual(バイセクシュアル:異性・同性どちらも好きになる人)、Transgender(トランスジェンダー:生まれたときに割り当てられた性別と性自認が一致していない、違和感がある状態の人)の頭文字をとってつくられた言葉。

政策16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する

施策② 特別支援教育の推進

目標・期待する成果

障害のある人もない人も、全ての人がともに支え合い、誰もがいきいきとした人生を送ることができる共生社会を実現するため、社会や地域と連携した学校教育を実施する中で、子どもの個性の伸長を図ります。

改定のポイント

切れ目ない支援の充実に向けて、関係機関から成るコンソーシアム「港区特別支援教育連絡協議会」を活用し、保育園・幼稚園入園から高校卒業までの切れ目ない相談支援体制を強化します。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
特別支援教室を利用する児童・生徒のうち、学校生活における困難さが軽減した児童・生徒の割合 [※]	目標	—	68%	達成	80%
	実績	60%	70%		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

切れ目ない相談支援体制の強化に向けた「特別支援コンシェルジュ」の設置

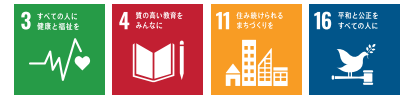
- 特別支援に関する相談件数が増加しており、今後の需要増も見込まれるため、一層の相談体制の充実が必要です。
- 通常の学級に在籍している発達障害など、特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対し、学習支援員を配置して個別の学習支援を行っています。保護者からのニーズが多く、年々、対象児童・生徒が増加しています。
- 幼稚園・保育園や小・中学校を訪問し、特別な支援を要する幼児・児童・生徒の現状や支援状況について情報を共有した上で、有効な支援方法などについての協議を充実させる必要があります。
- 個別のケースに応じ、各総合支所、障害者福祉課、療育機関、医療機関など関係機関と連携し、支援内容や支援の方向性などについて協議するコンソーシアムの確立を図っています。
- 特別支援学校に通う子どもたちが地域指定校において、学校行事等の参加や共同学習などの直接的な交流を行う副籍制度の充実を図っています。
- 特別支援コンシェルジュを中心として、就学相談を受けて就学した保護者や児童・生徒と、就学相談を検討している保護者や幼児等が関わるができるコミュニティの形成を図っています。

■ 特別支援教育のコンソーシアムでの協議の様子



■ 特別支援コンシェルジュと保護者の懇親会の様子





SDGsとの関係

主な取組

① 特別支援教育の充実

幼稚園入園から中学校卒業まで、子どもたちが「切れ目のない指導」を受けられるよう、必要な人材の派遣など、継続的な支援を行っていきます。また、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境、内容、方法の充実を図ります。

② 特別支援教育の教員の指導力向上

教員等の特別支援に関する専門性を向上させるため、特別支援教育に関する基礎知識や障害の特性に応じた指導・支援方法を学ぶことができる研修体制を整えます。

③ 特別支援教育体制の整備

地域の特別支援学級に通学できる環境を整備するほか、医療的ケアを要する児童・生徒が地域の学校で安心して学校生活を営めるよう学校看護師を配置するとともに、主治医や指導医と連携した安全かつ質の高い支援体制を構築するなど教育環境を整備します。また、「特別支援コンシェルジュ」を教育センターに配置し、特別な支援を要する児童・生徒が社会で豊かに生きるために必要な教育や支援に関するアドバイスやコーディネートを行います。

港区ならではの
先進性・独自性

関係機関の代表者で構成するコンソーシアムを開催し、今後の取組の方向性や課題等について共有しつつ、切れ目ない支援体制の構築に向けた区独自の取組を踏まえながら、個々の障害の状態に応じて、寄り添った支援体制を充実させていきます。

関連計画等

港区学校教育推進計画 ①～③

関連計画等の詳細



発達障害

通常、低年齢で発現する障害で、主に脳機能の発達に関係し、しつけや性格に起因するものとは異なります。主に、ASD(自閉症スペクトラム障害)、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)などがあり、発達障害のある人はコミュニケーションが苦手、障害の理解が得られずに周囲の対応が原因で生じる二次障害で悩む場合もあります。一方で、こだわり等の特性を自分の長所として活用できる場合もあります。

政策16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する

施策③ 幼・小中一貫教育の推進

目標・期待する成果

「小1問題」「中1ギャップ」による子どもや保護者の不安を解消するとともに、幼稚園、小学校、中学校が連携を強化し、教育課程の連続性を確保することで学力の向上を図り、豊かな人間性、社会性を育むことを目的として、幼・小中一貫教育を推進します。また、幼稚園、学校の魅力を向上させることで、選ばれる区立幼稚園、小・中学校となる取組を推進します。

改定のポイント

マイスクールPRコンペティションなど子どもが学校の魅力を発信できる機会の創出を図ります。また、学校提案制度を充実させることで、幼稚園、学校が特色ある取組を推進できる環境を整備します。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値
		当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
同一アカデミー内での小学校から中学校への進学率	目標	—	前年度以上	達成	前年度以上
	実績	30%	33%		
幼稚園から小学校に入学する際、「家庭で大切にしたいことハンドブック(リーフレット)」が役立ったと思う保護者の割合	目標	—	60%以上	達成	70%以上
	実績	—	70%		

現状と課題

幼児教育から義務教育全体を見通した教育の展開

- 一貫教育の推進による子どもや保護者の進学に対する不安の解消、スムーズな学習の移行などをめざしていくことが求められます。
- 幼児期の教育から義務教育9年間を連続したものと捉え、幼稚園・小学校・中学校の教員の連携を一層強化し、豊かな心、確かな学力、健やかな体を効果的に培っていく必要があります。
- 子どもが主体となった取組を強化して、子どもたちが活躍できる機会を創出していく必要があります。

■ マイスクールPRコンペティションの様子



■ 小学校入学前教育カリキュラム



主な取組

① 幼・小中一貫教育の推進

中学校通学区域を単位とするグループをアカデミーと称し、全ての区立幼稚園、小・中学校において幼・小中一貫教育を推進します。地域の特色を踏まえた教育や交流活動など、各アカデミーにおいて魅力ある教育を展開します。

② 小学校教育への円滑な接続

幼・小中一貫教育を推進するために、「小学校入学前教育カリキュラム」を活用するとともに、区の特色を生かした小学校入学前教育の実現に向け、教職員の指導力の向上を図ります。また、家庭で大切にしてほしいことをまとめたハンドブックやリーフレットを配布し、家庭と連携して家庭の教育力の向上を図りながら、質の高い小学校入学前教育を実施します。さらに、5歳児から小学校1年生までの2年間の架け橋期の教育の充実を図ります。

③ ICT教育の推進

GIGAスクール構想の実現に向け、児童・生徒に1人1台配備したタブレット端末を活用して、児童・生徒の情報リテラシーを育み、多様な学びを支えています。特に、学習者用タブレット端末を活用した「協働的な学び」を推進し、教員、児童・生徒ともにICT機器を「使う段階」から「使いこなす段階」へとレベルアップを図ります。これらの取組をとおして、「主体的に学習に取り組む態度の育成」「学習内容への深い理解の促進」「思考力・判断力・表現力等の育成」を推進し、学力と情報活用能力の向上を図ります。

④ 体験学習の充実

郷土歴史館、みなと科学館等の区有施設を利用した、年齢や学校種を超えて楽しむことのできる体験活動や、地域の学習素材を活用した様々な体験活動、自然体験学習を推進し、幼児・児童・生徒の豊かな人間性や社会性を育みます。

⑤ 学校の教育力の向上

様々な教育課題解決のため、研究校(園)を奨励し、経営に関する研究や教育課題別の研究を通じて、幼稚園、小・中学校の総合的な教育力と全教員の資質・能力の向上を図ります。また、マイスクールPRコンペティションや学校提案制度を活用した学校の特色ある教育を充実させ、学校の教育力の向上を図ります。

港区ならではの
先進性・独自性

区独自の取組である中学校区域を一つのアカデミーとする幼・小中一貫教育の成果を検証し、各アカデミーの特色ある取組を充実します。また、子どもたちが学校の魅力を伝える機会を創出するなど、独自の取組を強化します。

関連計画等

港区学校教育推進計画 ①～⑤

関連計画等の詳細



小1問題

小学校入学後、児童が集団行動をとれなかったり、落ち着きがなく静かに授業を受けられなかったり、授業中に立ち歩いたりなど、授業が正常に成立しない状況となること。「小1プロブレム」とも呼ばれます。

中1ギャップ

小学校から中学校に進級する際に、生活スタイルが大きく変化するため、新しい環境になじめず、授業についていけなかったり、不登校となったり、いじめが発生するなどの現象のこと。

架け橋期

義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間のことで、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期です。

政策16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する

施策④ 国際人育成の推進

目標・期待する成果

グローバル社会を生き抜き、世界で活躍する真の国際人を育成するため、コミュニケーション能力の向上や、異文化理解をはじめとした国際理解教育の充実により、自分の考えや自国の良さ、伝統・文化等を積極的に発信する力を育みます。

改定のポイント

多くの外国人の児童・生徒が在籍していることから、日本語適応指導を希望する児童・生徒に対して、速やかに指導員を配置できるようにします。また、全ての中学生が英語を活用したコミュニケーションができる体験の機会の拡大を図ります。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終 令和8 (2026)年度末
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	
英語が楽しい、好きだと思う児童・生徒の割合	目標	—	83%	達成	85%
	実績	80%	83%		
日本語適応指導を受講した児童・生徒のうち、初級段階を終了した割合(年間)*	目標	—	73%	達成	76%
	実績	60%	74%		

※令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

国際社会に対応する教育の推進

- 小学校の「国際科」、中学校の「英語科」「英語科国際」の授業で身に付けた英語でのコミュニケーション能力等が、実生活に活かされているか評価する検定等の指標を用いて検証し、指導方法の改善、カリキュラムの見直し、区独自のテキストの改善などに取り組む必要があります。また、小・中学生が更に英語を活用した発展的な学習に取り組むなど、真の国際人育成に向けた取組を強化する必要があります。
- 外国人への日本語適応指導は、各校による派遣希望が年々増加していることから、指導員を確実に確保して対応するほか、児童・生徒の実態を適切に把握し、効果的な指導について検討していく必要があります。
- イングリッシュサポートコース(ESC)への入学希望者が増加しており、運営のあり方を検証する必要があります。
- 子どもの海外留学を希望する声が多く、また、将来世界で活躍する人材の育成のため、公私立問わず子どもが海外留学に挑戦できる支援が必要です。

■ NT(外国人講師)と英語による実践的なコミュニケーションを図る中学校「英語科国際」



■ 海外派遣における学びを発表する「海外派遣報告会」





SDGsとの関係

主な取組

① 国際理解教育の充実 (拡充)

幼稚園では、NTの派遣をととして、遊びを通じて外国人とふれあう機会や外国の文化等を知る機会の充実を図ります。小学校では、「国際科」として外国語活動を全学年で週2時間、中学校では、「英語科国際」を通常の英語の週の授業時数に1時間加えて実施します。また、全区立中学校においてオンライン英会話教室を実施し、生徒の英会話の能力向上を図ります。さらに、小・中学生の代表児童・生徒を海外に派遣し、国際感覚を培うとともに、中学校3年生の全生徒を対象に英語でのコミュニケーション能力を発揮する場として、海外での修学旅行を展開し、真の国際人育成に取り組めます。

② グローバル化への対応 (拡充)

引き続き、外国人児童・生徒が、生活・学習に適應できるよう、日本語学級を開設するほか、日本語適應指導員を配置します。また、外国人児童・生徒に対する多様な教育の機会を提供するために、英語を使用して授業を行う教育を東町小学校と南山小学校のイングリッシュサポートコース(ESC)で実施します。あわせて、英語の能力に長けた生徒の力を更に伸ばすため、六本木中学校における「英語科国際」にネイティブコースを開設します。さらに、公私立問わず海外への留学を希望する生徒等を支援します。

港区ならではの
先進性・独自性

小学校では、教育課程に「国際科」を位置付けるとともに、外国人講師を各校に配置し、英語による実践的コミュニケーション能力の基礎を培います。また、中学校においても、英語によるコミュニケーション能力の向上を図ることを目的とする週1時間の「英語科国際」を加え、週5時間の英語教育を実施します。さらに、区立中学校の全ての生徒が、英語を活用したコミュニケーションの機会を創出する独自の取組を展開します。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区学校教育推進計画 ①②、港区幼児教育振興アクションプラン ①

政策16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する

施策⑤ 安全・安心で魅力ある教育環境の整備

目標・期待する成果

子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境と、GIGAスクールの推進など魅力ある学習環境を整備することで、現代的な諸課題に対応するため子どもたちに求められる資質・能力を育成していきます。

改定のポイント

新型コロナウイルスの感染拡大の影響や物価高騰などが続く中でも、子どもたちが安心して教育を受け続けられる環境を整備し、次代を担う子どもたちに求められる資質・能力を育成します。

成果指標

成果指標名	前期の成果				計画目標値
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
ICTを利用した授業を行うことにより、生徒の学習への理解が大いに深まったと回答した教員の割合	目標	—	小学校 35% 中学校 35%	達成	小学校 50% 中学校 50%
	実績	小学校 19.6% 中学校 20.9%	小学校 35% 中学校 35%		
情報モラル教育を行うことにより、児童・生徒へのSNSルールへの理解が深まったと回答した保護者の割合※	目標	—	小学校 35% 中学校 35%	達成	小学校 70% 中学校 80%
	実績	—	小学校 55% 中学校 65%		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

建設・増改築等による学校施設の充実、高速大容量の情報通信技術の効果的な活用

- 「港区人口推計(令和5(2023)年3月)」においては、令和16(2034)年の年少人口(0歳～14歳)は令和5(2023)年から約13%増加すると推計しています。
- 施設の老朽化に対応するとともに、学びのスタイルの変容が進む中で、新しい時代の学びを実現する学校施設のあり方にふさわしい校舎・園舎等の施設整備を進めていく必要があります。
- 児童・生徒数の増加への対応や、小学校における35人学級の全学年での実現に向け、施設の計画的な改修工事を実施する必要があります。
- 小・中学校全校にGIGAスクール構想で児童・生徒に1人1台配備しているタブレット端末や教室に配備している電子黒板の効果的な活用法について研究していく必要があります。
- 児童・生徒の情報モラル教育を推進するため、教員がSNSなどの知識や対応力を身につけることが喫緊の課題です。
- 令和2(2020)年4月にみなと科学館を開設しました。今後、小・中学校の学びの補完の場として活用していく必要があります。

主な取組

① 学校施設の充実 (計画事業・重点課題6)

児童・生徒数の増加への対応や、小学校における35人学級の全学年での実現に向け、港区全体の教育施設需要は、今後更に増加するものと考えられます。学校施設の安全・安心を継続的に確保していくために、計画的な改修、修繕工事を行っていく必要があります。また、学びのスタイルの変容が進む中で、より良い教育環境と安全・安心な教育施設を確保するために、新しい時代の学びを実現する学校施設のあり方にふさわしい校舎等の建設・増改築や普通教室の増設等を行うとともに、改築に合わせて地震等災害時の避難場所における設備の充実を図ります。

② 学校の情報化の推進 (計画事業・重点課題7)

「港区学校教育推進計画」に位置付ける学校情報化に関する計画に基づき、児童・生徒1人に1台のタブレット端末等を配備するGIGAスクール構想を実現するため、先進的な取組を進めるモデル校での研究を全校に展開するなどの積極的な取組を進めます。また、電子黒板機能付きプロジェクターを活用した教員の授業の活性化や校務支援システムなどを有効活用した教員の校務負担軽減に取り組みます。さらに、ICT機器を効果的かつストレスなく使用するためのインフラ基盤の強化や、学校で安全・安心にICTを利用するための情報セキュリティ体制の確保に取り組みます。

③ 安全・安心な教育環境の整備

施設の安全点検や民間警備員の配置などによる防犯対策、地域やPTA等と連携した通学路点検など、様々な対策を通じて、子どもたちの安全を確保します。また、災害や新たな感染症対策などにも適切に対応するため、保護者への緊急メール配信やSNS等を活用した情報伝達、感染症情報システム等の活用、衛生用品等の充実など、安心して学ぶことができる環境を構築します。

④ 教員の負担軽減の推進

ICTの活用等による校務の効率化、部活動指導員の活用、学校業務全般の補助を行うスクール・サポート・スタッフをはじめとする会計年度任用職員の配置等により、教員の勤務環境を整備し、教員が子どもと向き合う時間の創出を図ります。

⑤ 科学への探究機会の充実 (拡充)

みなと科学館において、科学館ならではの体験活動を展開することで、学びの補完を行うとともに、科学への関心と主体的な学びの意欲の向上を図ります。驚きや発見という子どもたちの知的好奇心を大切にし、一人ひとりが科学の不思議に触れる「みなと科学教室」等をとおして、論理的・科学的な思考力の向上を図ります。

⑥ 学校の保護者負担の軽減 (新規)

国の負担と責任による無償化の実施要望を続けつつ、学校設置者として、教育に係る保護者の負担を継続的に軽減することを目的として、区立小・中学校における給食費を不徴収とします。また、標準服や学用品などのリユース、英検や漢検などの検定料や宿泊行事におけるバス代の公費負担などに取り組みます。

港区ならではの
先進性・独自性

区は、物価高騰に対応するため、令和5(2023)年9月から令和6(2024)年3月まで区立小・中学校の給食費を不徴収としました。学校設置者として、子どもに直接効果が及ぶ給食支援を通じて教育に係る保護者負担を継続的に軽減するため、令和6(2024)年度以降、区立小・中学校の給食費を不徴収とします。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区学校教育推進計画 ①～⑥、港区幼児教育振興アクションプラン ③、港区DX推進計画 ②④

■ タブレット端末を活用した協働的な学び



■ 保護者と教員がともに学ぶ情報モラル教育



政策16 子どもの個性、地域の特性を生かす学校教育を実施する

施策⑥ 地域社会で支え合う学びの推進

目標・期待する成果

地域人材・地域資源を活用することや、家庭や地域との連携を深めることなどをおして、コロナ禍で停滞した、社会に開かれた学校づくりや、地域とともにある学校づくりを推進し、子どもの成長を支える質の高い教育環境を構築します。

改定のポイント

コロナ禍で外部の人材や団体と連携した教育活動が制限されてきましたが、これまで以上に保護者や地域との連携を深めて教育活動に取り組みます。また、現在力を入れているコミュニティ・スクールの推進を取組に追加し、「地域とともにある学校づくり」を一層進めます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
「地域人材を活用した授業を工夫するなど学校が地域と協働して教育活動を推進している」と思う保護者の割合*	目標	—	83%	達成	92%
	実績	80%	90%		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

多様な主体との連携による質の高い教育の推進

- 学校や地域の実態に応じて、地域人材・地域資源を活用するとともに、区内の大学や企業の教育力を活用することにより、区独自の特色ある教育を推進しています。
- 各学校は土曜公開日に道徳授業地区公開講座を開催しており、「特別の教科 道徳」をおして子どもたちに学ばせたい内容や身に付けさせたい姿勢等を保護者と共有しています。
- より多くの地域の人々が学校教育に関わることにより、区ならではの教育カリキュラムの質の向上を図るとともに、教員が教育活動により専念できる環境を整備するため、学校を支援する「地域学校協働本部事業」を実施しています。
- 学校運営への地域住民等の参画を促進し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていくため、学校、保護者、地域住民等による学校運営協議会の設置を推進しています。新たに学校運営協議会を設置した学校(コミュニティ・スクール)については、保護者、地域住民等との関わりを広げる取組などを検討していく必要があります。



SDGsとの関係

主な取組

① 多様な主体との協働・連携

学校や地域の実態に応じて、地域の人材を活用することや、区内の大学や企業との連携をより強固なものにするとともに、ICTを活用することにより、キャリア教育などの特色ある教育の推進や新たな学習の機会の創出を図ります。今後、地域学校協働本部事業の実施に伴い、更なる地域人材の活用による教育機会の多様化を図ります。

② 地域とともにある学校づくり

保護者や地域に向けた幼稚園・学校公開、学校行事や道徳授業地区公開講座など、様々な機会を通じて、区立幼稚園、小・中学校の教育内容を公開します。また、ホームページやSNSなどを活用した積極的な情報発信、地域の学習素材や地域人材を活用した教育活動などを行うことで、開かれた学校づくりを推進します。

③ コミュニティ・スクールの推進

学校運営協議会の設置を推進し、保護者や地域住民が学校運営に参画することにより、子どもや学校が抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築するとともに、設置校については保護者や地域の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」を一層進め、質の高い学校教育の実現を図ります。

④ 地域学校協働活動推進事業の推進

地域と幼稚園・学校とが連携・協働し、地域の実情に応じた活動をとおして、地域全体で子どもたちの成長を支えられる地域学校協働活動推進事業を推進します。幼稚園・学校のニーズに沿った活動ができるよう、各区立幼稚園、小・中学校に地域学校協働本部を設置し、地域と幼稚園・学校をつなぐ地域コーディネーターを配置します。

⑤ 郷土への愛着の醸成

区民が誇りに思える郷土意識の醸成を図るため、児童・生徒の学習において、区独自の教材や区内の資料館などを活用します。区独自の教材については、児童・生徒のタブレット端末に配信し、電子ブックとして一層の活用を図ります。

⑥ 「チームとしての学校」の体制の整備

各学校が、学習指導や生活指導など様々な教育活動をチームとして担う体制を充実するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校司書等の教員以外の専門スタッフ、地域との連携強化を図ります。

港区ならではの
先進性・独自性

港区には80を超える国の大使館や多種多様な区内企業、専門的な知識や技能を有する地域人材など、貴重な地域人材・地域資源が多数あります。教育委員会では、各幼稚園、小・中学校に予算を配当し、こうした地域人材・地域資源と連携した取組を奨励しています。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区学校教育推進計画 ①～⑥、港区生涯学習推進計画 ④

■ 道徳授業地区公開講座の様子



■ 学校運営協議会の様子



スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

教育現場において児童・生徒のサポートを行う専門職で、スクールカウンセラーは、臨床心理士又は公認心理士の資格を有する人が悩んでいる子どもたちの心のケアをします。スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士の資格を有する人が児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、福祉面での環境を整えるサポートをします。

政策17

就学前児童ケアサービスを 総合的に推進する

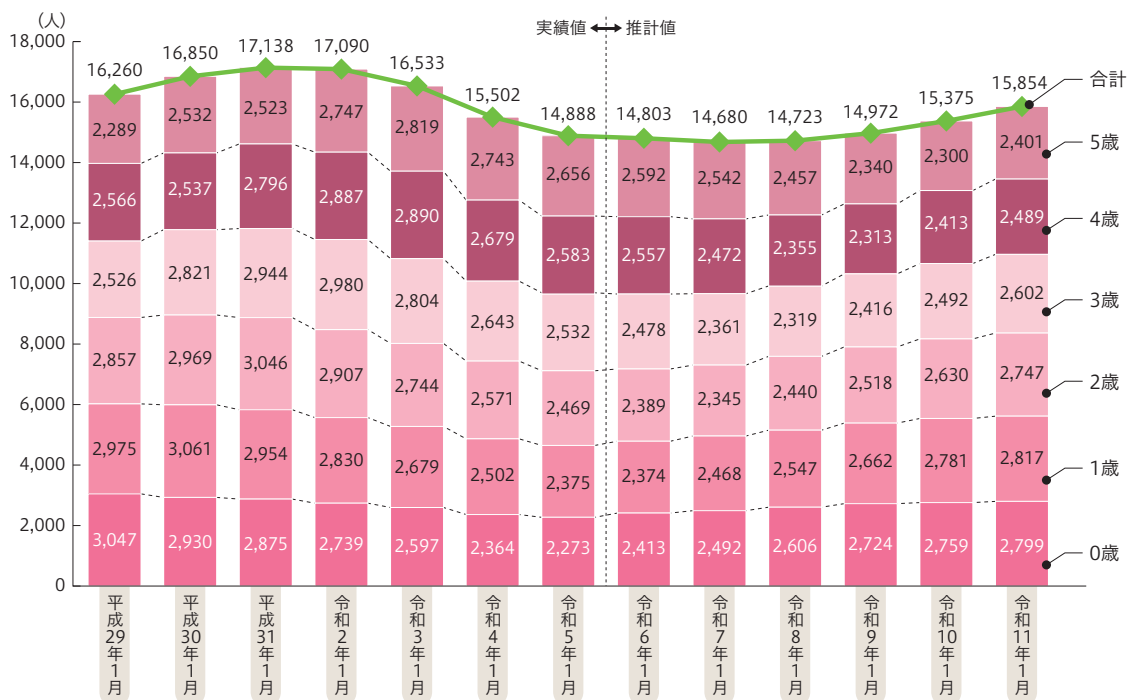
政策の
めざす
方向性

子育て世帯の多様なニーズに対応するため、一時預かりや、医療的ケアが必要な児童等の保育、病児・病後児保育などの保育サービスを推進します。研究機関等の多様な主体と連携しながら区内保育施設全体の保育の質の向上を図り、区内の保育施設を利用する全ての子どもに対し、安全で安心かつ良質な保育を提供できる環境を整備します。在宅子育て家庭への支援サービスの充実、切れ目のない支援の展開、小学校入学前の教育環境の充実など、就学前児童のケアサービスを総合的に推進します。

港区の現状

就学前人口(0~5歳)の推移

港区の就学前人口(0~5歳、各年1月1日現在)は、令和2(2020)年以降減少傾向にあります。区の人口推計においても、令和7(2025)年までは一定程度の就学前人口が減少する見通しですが、令和8(2026)年以降は、再び増加すると予測しています。





改定のポイント

最重要課題であった保育園待機児童対策に成果が見られたことを踏まえ、保育政策については、保育の量の拡大から保育の質の向上へと施策の力点を移します。より効果的な保育の質の向上策を実施するため、研究機関等の多様な主体と連携し、区内保育施設全体の保育の質の底上げを図ります。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値	
		当初	中間	達成 状況	中間	最終
		令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策 17 「就学前児童ケアサービスを総合的に推進する」について満足している区民の割合※	目標	—	33.3%	達成	39.9%	40.8%
	実績	30.8%	37.1%			

※ 令和4(2022)年度時点の実績を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

政策体系

政策17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する

施策① 多様なニーズにあわせた保育サービスの拡充

主な取組

- ① 一時預かり事業の推進 **新規**
- ② 未就園児の定期的な預かり事業の実施 **新規**
- ③ 医療的ケア児・障害児保育の充実
- ④ 病児・病後児保育の充実
- ⑤ 保育定員の適正な管理 **計画事業・重点課題6**
- ⑥ 保育施設を円滑に利用できる環境整備
- ⑦ 認証保育所・認可外保育施設入所者への支援 **拡充**

施策② 保育施設における保育の質の向上

主な取組

- ① 多様な主体との連携による保育の質の向上策の推進 **新規**
- ② 指導検査・訪問指導などによる保育の質の向上 **拡充・提言反映**
- ③ 乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育の推進 **拡充・提言反映**
- ④ 保育園と幼稚園、小学校との連携
- ⑤ 園児の遊び場の確保 **新規**
- ⑥ 保育施設における安全確保の推進 **拡充**
- ⑦ 保育従事職員の確保・定着の支援
- ⑧ 保育士の業務負担軽減の推進 **提言反映**

施策③ 子育て支援サービスの充実

主な取組

- ① 在宅での子育て支援事業の推進
- ② 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援 **新規**
- ③ 保健師・助産師等による子育て支援事業の推進 **拡充**
- ④ 地域ぐるみで子育てをサポートできる仕組みの構築 **新規**

施策④ 小学校入学前教育の充実

主な取組

- ① 幼稚園の受入れ環境の充実
- ② 幼児期の教育のセンター機能の充実
- ③ 私立幼稚園への支援
- ④ 教員・保育士の指導力の向上
- ⑤ ICTを活用した効率的な幼稚園運営 **新規・提言反映**

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童。

病児・病後児保育

病気の回復期等で保育園での集団保育が困難な乳幼児を一時的に預かる保育のこと。

認可外保育施設

「児童福祉法」に基づく認可を受けていない保育施設の総称。

認証保育所

「東京都認証保育所事業実施要綱」で定められた東京都独自の基準を満たし、区から補助を受けている保育施設。都市の多様化する保育ニーズに対応するための施策として制度が創設されました。

政策17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する

施策① 多様なニーズにあわせた保育サービスの拡充

目標・期待する成果

様々なニーズを持つ子育て世帯が望む保育サービスを利用できるよう、一時預かり事業をはじめとする多様な保育サービスの拡充に取り組み、働き方やライフスタイルにかかわらず、全ての子育て世帯が、希望する保育支援を受けられる環境をめざします。

改定のポイント

保育定員を適正に管理していくことで保育園待機児童ゼロを継続しつつ、一時預かりや、医療的ケア児・障害児保育、病児・病後児保育など、様々なニーズを持つ子育て世帯にあわせた多様な保育サービスの拡充に力を入れて取り組みます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	達成状況	
乳幼児一時預かり事業(あっぴい)の利用者満足度*	目標	—	—	—	75%
	実績	—	—	—	

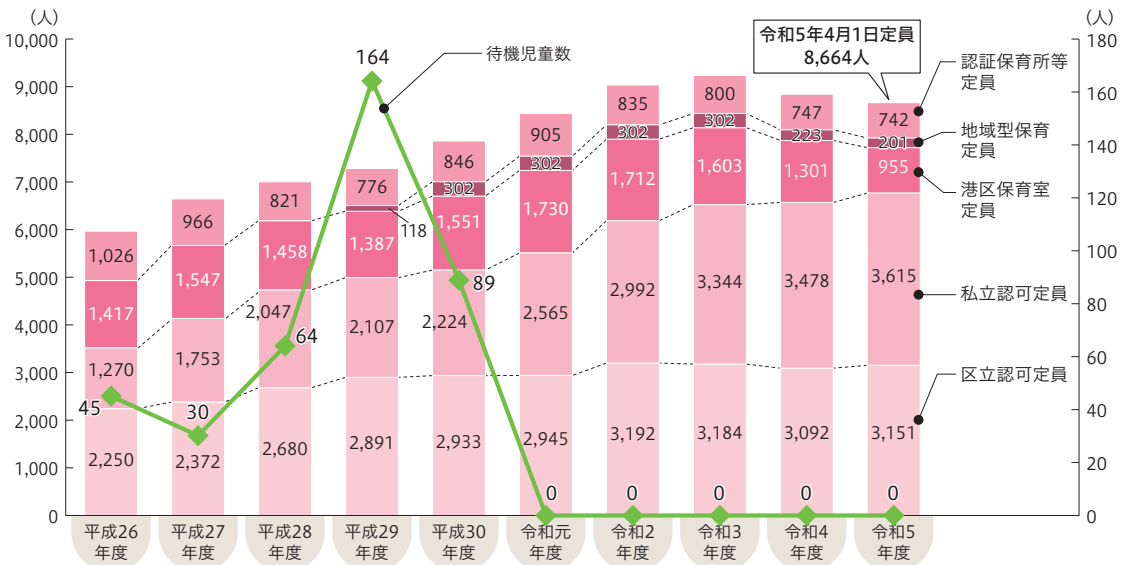
※ 子育てひろば「あっぴい」の乳幼児一時預かり事業についての満足度調査において、満足していると回答があった割合。

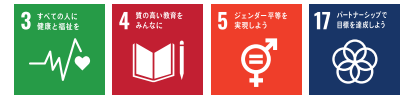
現状と課題

保護者の多様なニーズに対応する保育サービスの充実

- 区立認可保育園の新設や私立認可保育園の誘致、港区保育室の開設、開設後間もない保育園の空きクラスを活用した1歳児定員の拡大など、様々な手法による保育定員拡大に取り組み、平成31(2019)年4月に待機児童ゼロを達成しました。以降、各年度4月時点での待機児童ゼロを継続しています。
- 区内の保育施設数の増加により、入園希望者の選択肢が増え、より希望にあった園に入園できるようになりました。一方で、小学校就学前人口や入園希望者数の伸びが想定よりも鈍化した結果、近年、私立認可保育園や小規模保育事業所を中心に、特に3歳児から5歳児クラスの空きが多く発生しています。

■ 保育定員と待機児童数の推移





SDGsとの関係

- 保育園待機児童が解消された一方で、認可保育園で実施する一時保育や、子育てひろば「あっぱい」等で行われる乳幼児一時預かり事業については、「空きがなく予約が取れない」という意見が、近年継続して寄せられています。
- 病児・病後児保育については、保護者の仕事と子育ての両立のため利用ニーズが高い一方、受入れの枠が少なく、申し込んでも利用できない場合があります、適切な定員を確保していく必要があります。

主な取組

① 一時預かり事業の推進 新規

理由を問わずに利用できる乳幼児一時預かり事業や、区立認可保育園での一時保育事業、私立認可保育園等での余裕活用型一時保育事業を推進します。また、区内5か所で実施するみなと保育サポート事業の再編や、既存の乳幼児一時預かり事業の定員の見直しなどにより、一時預かり事業の充実を図ります。

② 未就園児の定期的な預かり事業の実施 新規

在宅子育てで家庭の保護者のリフレッシュや子ども同士の交流の機会を設けるため、未就園児を週に数回、定期的に保育を行う事業を試行的に開始し、港区版こども誰でも通園制度の構築をめざします。

③ 医療的ケア児・障害児保育の充実

医師、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職による巡回指導や研修を継続的に実施するとともに、児童や保育園の状況に応じて必要な職員配置をするなど、障害児保育の充実を推進します。元麻布保育園の医療的ケア児・障害児クラスでは、児童発達支援センターや児童発達支援事業所、医療機関と連携をとり、個々に合わせた保育を実施します。

④ 病児・病後児保育の充実

病気の回復期等で保育園での集団保育が困難な乳幼児を一時的に預かる病児・病後児保育の充実を図るとともに、ベビーシッター等を利用して家庭で病児・病後児保育を行う場合の費用の一部を助成することで、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

⑤ 保育定員の適正な管理 計画事業・重点課題6

区内保育施設の定員に空きが生じている状況を踏まえ、待機児童ゼロを継続しつつ、可能な限り保育施設の定員に対する空きを縮減できるよう、保育需要に見合った、保育定員の適正な管理に取り組みます。なお、認可保育園を補完する役割を担っている港区保育室については、将来的な終了を視野に入れた定員設定を進めるとともに、小規模保育事業については、3歳以降の受け皿となる連携施設を確保します。認定こども園については、芝浦港南地区以外の各地区に1園ずつの整備をめざします。

⑥ 保育施設を円滑に利用できる環境整備

保護者の希望や家庭の状況に応じて、保育施設を円滑に利用できるよう、保育コンシェルジュの活用など、情報提供や相談体制を強化することで、保護者の保育園選びを支援します。また、育児休業明け入所予約制度を継続し、安心して育児休業制度を利用できるよう支援します。

⑦ 認証保育所・認可外保育施設入所者への支援 拡充

多様な保育ニーズを満たすことのできる施設の利用を支援するため、認可保育園の入園の申込みをしながら認証保育所・認可外保育施設に在園している児童の保護者に対して、保育料の補助を実施します。

港区ならではの
先進性・独自性

国が掲げるこども誰でも通園制度の開始を見据え、港区版こども誰でも通園制度を検討するため、未就園児を週に数回、定期的に保育を行う事業を試行的に開始します。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画 ①～⑦、港区子ども・子育て支援事業計画 ①③～⑥

港区保育室

待機児童解消を目的に区が独自に設置した保育施設。「児童福祉法」に基づく認可を受けていない認可外保育施設ですが、保育料、保育内容は認可保育園と同様です。

認定こども園

就学前の教育・保育を一体的に行う施設。就労状況が変わっても同一園に在籍し続けることができます。

政策17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する

施策② 保育施設における保育の質の向上

目標・期待する成果

子どもの健やかな成長のためには、保育内容の充実をはじめとする保育の質の向上が不可欠です。多様な主体と連携した保育内容の向上や質の高い保育環境の整備、保育体制への支援に取り組み、区内の保育施設を利用する全ての子どもに対し、安全で安心かつ良質な保育を提供できる環境をめざします。

改定のポイント

近年の保育施設の増加により、顕在化した区内保育施設の保育の質について、研究機関等と連携した委員会の設置や研修の実施など、多様な主体と連携した向上策を新たに実施します。

成果指標

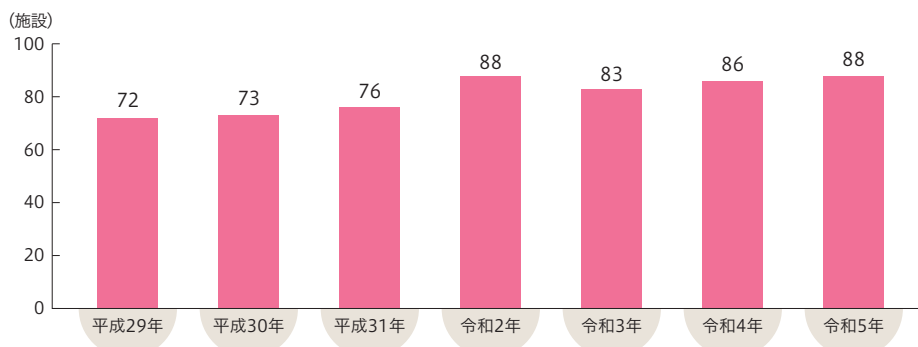
成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
指導検査・訪問指導において文書指摘を受けた 私立認可保育園等の割合	目標	—	44%	達成	38%
	実績	26%	35%		

現状と課題

保育の質の維持・向上

- 「保育の量」の課題であった保育園待機児童は解消した一方で、近年の待機児童対策により急増した保育施設の「保育の質」の向上はますます重要な課題になってきています。「保育の質」については、子どもが健やかに育つための保育内容、子どもが安全・安心に過ごすことのできる保育環境、保育士がいきいきと働くことができる保育体制など、その内容は多岐にわたり、それら全てについて向上させていくことが必要です。
- 保育施設の増加に伴う保育士不足は全国的に問題となっていますが、区においては、都心という性質上、地元地域に在住する保育士の採用が難しく、この問題が更に深刻なものとなっています。
- 令和3(2021)年4月の児童相談所設置市移行により、認可保育施設に加え認可外保育施設に対する指導監督も区が行うことができるようになりました。近年利用が増加しているインターナショナルスクールを含む認可外保育施設の更なる保育の質の向上に取り組む必要があります。

■ 認可外保育施設の施設数の推移(各年4月1日現在)



※ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設、その他の認可外保育施設の合計数
※設置者が港区のものは除く。



SDGsとの関係

- 令和4(2022)年6月に成立した改正児童福祉法等により、保育所等の児童福祉施設は、児童の安全の確保を図るための計画の策定が義務付けられ、定期的に計画に基づく研修や訓練を実施することとされています。また、保育施設における子どもの安全確保については、送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなる事案が発生するなど、重大事故が繰り返し発生しており、徹底した対策に取り組むことが求められています。

主な取組

① 多様な主体との連携による保育の質の向上策の推進 (新規)

効果的な保育の質の向上策を実施するため、研究機関等の多様な主体と連携し、保育の質の向上に向けた委員会の設置や、保育の実践事例集を活用した取組等を推進することで、区内保育施設全体の保育の質の底上げを図ります。

② 指導検査・訪問指導などによる保育の質の向上 (拡充・提言反映)

認可保育施設と認可外保育施設に対する指導監督により、基準に基づく運営や保育を遵守しているかを確認するとともに、認可保育施設に対しては保育の専門的な知見を持つアドバイザーを派遣するなど、保育施設の持つ課題に対し早期の解決や支援を行い、更なる保育の質の確保と保育水準の向上を図ります。

③ 乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育の推進 (拡充・提言反映)

保育所の環境をとおして、養護と教育を一体的に提供し、乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育を推進するために、学識経験者等と連携した研修や、私立認可保育園等に対する区立認可保育園の公開保育等を実施し、保育士等の専門性を高め資質の向上を図ります。また、保育指導員による巡回をとおして保育内容の指導、助言、相談を行うなど、保育園の運営を支援します。

④ 保育園と幼稚園、小学校との連携

保育園、幼稚園、認定こども園、小学校が連携し、保育士、教員同士の意見交換や子どもを含めた交流を行います。また、子どもの育ちと学びの連続性を支えるために、教育・保育に関する情報の共有化を図るなど、「架け橋期の教育」の充実に向けて連携を強化するとともに、「家庭で大切にしたいことハンドブック」や「小学校入学前教育カリキュラム」、「5歳児指導ポイント集」の活用を促進します。

⑤ 園児の遊び場の確保 (新規)

国や東京都、民間事業者に対し、遊び場整備のための未活用地の情報提供を求めるとともに、様々な手法を活用して園児の遊び場の確保に取り組みます。

⑥ 保育施設における安全確保の推進 (拡充)

各施設が、児童・保護者への安全指導や施設・設備の安全点検など、新たに策定が義務化された安全計画に定めた取組を確実に実施するよう指導し、安全確保の徹底を図ります。また、園外活動時の安全確保を推進するため、警察などの関係機関と連携してキッズ・ゾーン等の安全対策に取り組むとともに、園外活動時における安全体制の強化を支援します。

⑦ 保育従事職員の確保・定着の支援

私立認可保育園などにおける保育人材の確保・定着や保育サービスの質の向上を図るため、事業者の行う保育従事職員の賃金改善や宿舍借り上げなどの処遇改善の取組を支援します。

⑧ 保育士の業務負担軽減の推進 (提言反映)

園児の登降園の管理や連絡帳のやりとりなど、ICT化を通じて保育士の業務負担軽減と保護者の利便性向上を図ります。また、配置基準を上回る保育士の配置や、食事や午睡の準備をはじめとした保育の周辺業務を担う保育支援者の活用などにより、保育体制の強化を推進し、保育士が保育に専念できる環境を確保します。

港区ならではの
先進性・独自性

令和5(2023)年5月に連携協力協定を締結した東京大学大学院教育学研究科附属「発達保育実践政策学センター」と連携した保育の質向上策を新たに開始します。

関連計画等

港区地域保健福祉計画 ①～⑧、港区子ども・子育て支援事業計画 ②～⑧、
港区学校教育推進計画 ④、港区幼児教育振興アクションプラン ④

関連計画等の詳細



政策17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する

施策③ 子育て支援サービスの充実

目標・期待する成果

孤立した育児に陥りやすい在宅子育て家庭や、子育ての負担が大きい多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援を推進するとともに、地域資源を活用しながら「切れ目のない支援」を展開することで、子育て世帯が希望する数の子どもを安心して生み育てることができる環境をめざします。

改定のポイント

在宅子育て家庭向け事業の推進や、伴走型の相談支援、経済的支援の実施により、「切れ目のない支援」を展開します。また、様々な手法により子育て世帯を地域ぐるみでサポートできる仕組みを構築します。

成果指標

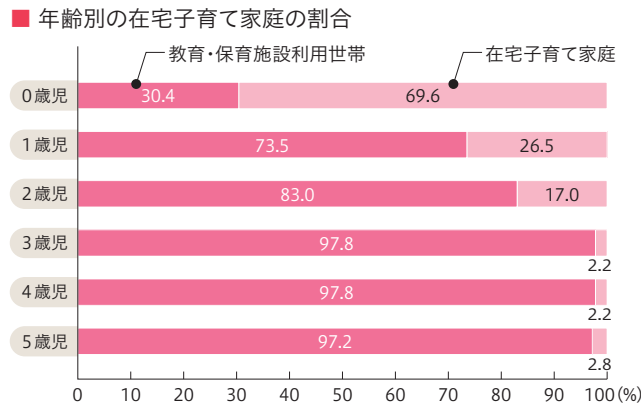
成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
子育て支援サービスの満足度*	目標	—	77%	達成	85%
	実績	75%	85%		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

子育て支援に関わるサービスの充実

- 区内では、0歳児がいる子育て世帯の7割が在宅で子育てをしており、その3割が祖父母等の子育て支援を受けていない状況です。孤立した育児に陥りやすい在宅子育て家庭に対する支援を更に進めていく必要があります。
- 子どもの虐待による死亡事例の6割が0歳児であるなど、妊娠から産後間もない妊産婦は、子育てに関する不安や負担感を抱えやすい傾向にあります。身近な場所で相談に応じ、個別の状況に応じた支援につなげる仕組みの構築など、妊娠期からの切れ目のない支援の拡充が求められています。
- 産後間もない妊産婦や、0歳児を抱える在宅子育て家庭など、孤立した育児に陥りやすい子育て世帯には、身近な場所でサポートを受けながら、子どもを育てることができる環境が必要です。あらゆる資源を活用し、地域全体で子育てをサポートする仕組みが求められています。





SDGsとの関係

主な取組

① 在宅での子育て支援事業の推進

保護者のリフレッシュなど理由を問わずに利用できる一時預かり事業、派遣型一時保育、ベビーシッター利用支援事業、産前産後家事・育児支援事業などの在宅子育て家庭向けサービスや、子育て家庭の親と子どもが集える場を提供する子育てひろば事業を推進するとともに、港区版こども誰でも通園制度を構築することで、在宅子育て家庭の孤独感や負担感の軽減を図ります。

② 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援 **新規**

第2子以降の保育料や多胎児における第2子以降の一時預かり事業利用料を無料にするとともに、産前産後家事・育児支援事業やベビーシッター利用支援事業の利用上限時間を子どもの数に応じた時間数にすることで、多子世帯や多胎児を育てる家庭の負担軽減を図ります。また、未就学児が2人以上いる世帯へのタクシー利用券配付や、多胎児産婦に対する港区コミュニティバス乗車券の無料発行により、多子世帯の移動を支援します。

③ 保健師・助産師等による子育て支援事業の推進 **拡充**

保健師や助産師等の専門職による新生児全戸訪問や、妊娠届のあった妊婦を対象とした妊婦全数面接を実施し、育児相談や母子保健サービスの紹介を通じた育児不安軽減、産後うつ病の予防、母乳育児の支援等を行います。これらの訪問や面談を受けた区民には、各5万円分の出産・子育て応援ギフトや1万円分の育児パッケージを配付し、伴走型の相談支援と経済的支援を実施します。

④ 地域ぐるみで子育てをサポートできる仕組みの構築 **新規**

子育ての手助けが必要な人と手助けする人をむすび、保育や保育施設等への送迎などを行う「育児サポートむすび」や、港区の子ども・子育て支援事業の従事者を育成する「子育て支援員研修」、認可保育園での「園庭開放」、「保育園であそぼう」などの交流事業により、地域ぐるみで子どもと子育てを支援する体制を構築します。

港区ならではの
先進性・独自性

区内の子育て世帯から要望の多かった一時預かりの拡充を進めるとともに、都心という性質上、祖父母が近隣に住んでおらず、孤立した育児に陥りやすい在宅子育て家庭への支援を強化します。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画 ①～④、港区子ども・子育て支援事業計画 ①～④

■ 子育てひろばでのイベントの様子



政策17 就学前児童ケアサービスを総合的に推進する

施策④ 小学校入学前教育の充実

目標・期待する成果

幼稚園は、集団生活をとおして、家庭では体験できない社会・文化・自然などに触れ、幼児期の心身の発達に必要な経験をする場です。幼児期の育ちと学びが、小学校以降の自ら学び、考え、行動する「徳」「知」「体」の学びにつながるよう、小学校入学前教育の充実を図ります。

改定のポイント

幼児人口と幼稚園希望率が減少し、定員に空きのある幼稚園が出てきていることから、区立幼稚園の適正規模の確保に取り組みます。また、みなとタウンフォーラムからの提言を踏まえ、新規の取組として、区立幼稚園におけるICTを活用した保護者の利便性向上と教員の負担軽減を推進します。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	達成状況	令和8(2026)年度末
子ども一人ひとりの個性を生かした教育環境が整っているかという問いに肯定的に回答する区立幼稚園保護者の割合*	目標	—	82.0%	達成 100.0%	
	実績	—	98.5%		

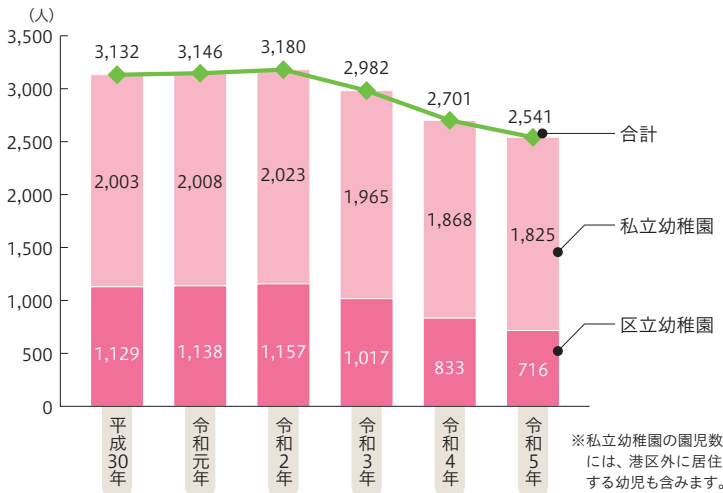
※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

幼稚園ニーズへの対応と、幼児教育と小学校教育との円滑な接続

- 幼児人口や幼稚園希望率の減少に伴い、公私立ともに幼稚園の園児数が減少しています。幼稚園ニーズを的確に捉えた受入れ体制の確保と、幼稚園の魅力向上が必要です。
- 小学校入学前教育は、一人ひとりの子どもの持つ良さや可能性を見出し、その芽を伸ばすことをねらいとしています。「架け橋期の教育」の充実に向け、家庭、幼稚園、保育園、認定こども園、地域では、それぞれが有する教育機能を互いに発揮し、連携しながら、質の高い小学校入学前教育を実施していくことが必要です。

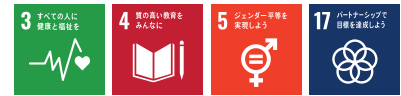
■ 区内幼稚園の園児数の推移(各年5月現在)



資料:「港区行政資料集」を基に作成

■ みなときッズなび「家庭で大切にしたいことハンドブック」





SDGsとの関係

- 公立・私立の幼児教育施設それぞれが「小学校入学前教育カリキュラム」を活用し、特色ある教育活動を進めるとともに、家庭で大切にしてほしいことをまとめたハンドブックやリーフレットを各家庭へ配布し、家庭の教育力の向上に努めています。
- 幼稚園は、子育て中の家庭の孤立を防ぎ、子育ての不安感、負担感を解消するため、地域における幼児期の教育のセンターとして、幼稚園や保育園、認定こども園に通っていない子どもたちの保護者への支援が求められています。

主な取組

① 幼稚園の受入れ環境の充実

子どもたちを取り巻く環境の変化と多様な教育ニーズに対応し、幼稚園教育を推進するため、公私立幼稚園全体で幼稚園の受入れ体制を確保することとし、令和8(2026)年度には、園舎の改築整備に合わせ、赤羽幼稚園で3年保育を開始します。また、地域や年齢ごとの幼稚園入園ニーズを的確に把握し、区立幼稚園の魅力向上や定員の適正化に取り組むとともに、認定こども園など多様な施設運営形態を調査し、適切な区立幼稚園の今後のあり方を検討します。

② 幼児期の教育のセンター機能の充実

幼稚園の運営に当たっては、地域における幼児期の教育のセンターとして、家庭で子育てを行っている未就園児の保護者に対し、「未就園児の会」の実施や子育ての相談、幼稚園紹介パンフレットの作成など幼稚園に関する情報の発信、親子で在園児との交流や幼稚園の体験ができる場の提供など、積極的に地域の子育てを支援していきます。

③ 私立幼稚園への支援

教育相談機能の充実と発達段階に応じた幼児の理解を早めるため、幼稚園カウンセラーを派遣します。特別な配慮を要する幼児には特別支援アドバイザーが訪問し、教職員、保護者への指導助言を行います。園の運営を支援するための補助金とともに、保護者の経済的な負担軽減のための補助金を支出します。

④ 教員・保育士の指導力の向上

幼児教育と小学校教育の更なる円滑な接続や教員・保育士の資質向上のため、教員・保育士の合同研修会や公開保育・公開授業参観等を通じ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手がかりに相互理解を深め、幼児・児童が豊かな体験を得られるように、教員・保育士の指導力と専門性の向上を図ります。

⑤ ICTを活用した効率的な幼稚園運営 (新規・提言反映)

区立幼稚園において、入園手続や事業予約の電子化、利用料支払いのキャッシュレス化を推進するなど、ICTを活用した保護者の利便性の向上と教職員の事務負担の軽減を図ります。

港区ならではの
先進性・独自性

コロナ禍の影響もあり幼児人口が減少していますが、今後、再び増加に転じる見込みです。港区では、公私立幼稚園が共存し、連携協力しながら、幼稚園需要に応じています。また、保育園と幼稚園、認定こども園、小学校が一層連携し、小学校入学前教育の充実に取り組んでいます。

関連計画等

港区子ども・子育て支援事業計画 ①～④、港区学校教育推進計画 ①～④、港区幼児教育振興アクションプラン ①～⑤

関連計画等の詳細



政策18

地域での支え合いと区民の自分らしく自立した 地域生活を支援する

政策のめざす方向性

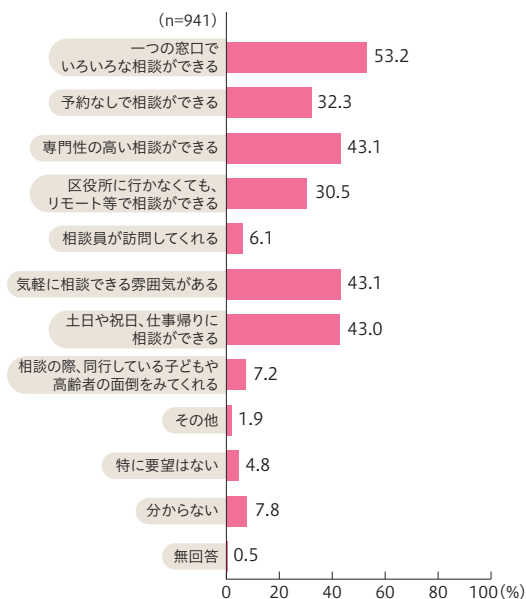
地域共生社会の実現のため、全ての区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる包括的な支援体制づくりを進めます。また、あらゆる福祉相談に対応する体制を強化し、複雑化・複合化している福祉課題に対する支援体制の充実を図ります。地域福祉活動に対する支援の充実と担い手の確保を推進するほか、権利擁護の取組を強化します。生活困窮者や、さらに、ひきこもり等の生活に課題を抱えた人、一人ひとりの個別の生活背景に寄り添い、自立した地域生活を支援します。

港区の現状

複雑化・複合化する支援ニーズへ 寄り添った対応の強化

くらしと健康の調査では、「区の相談機関に求めること」として「一つの窓口でいろいろな相談ができる」という回答が53.2%と約半数を占めており、ワンストップでの相談体制が求められています。あらゆる福祉相談に対応する体制を生かし、区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を充実させていく必要があります。

▶ 区の相談機関に求めること

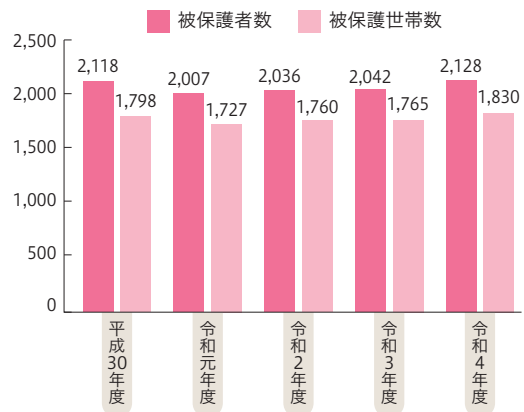


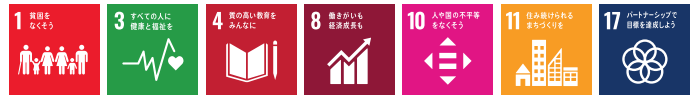
資料：「くらしと健康の調査報告書（一般区民調査）」
（令和5（2023）年3月）を基に作成

増加傾向にある生活保護受給者及び世帯数

新型コロナウイルス感染症の流行後、生活保護受給者及び世帯数は増加しています。今後も、生活困窮に係る相談に丁寧に応じることで、早期からの就労指導や家計改善などの適切な支援を行い、一人ひとりの能力に応じた自立支援を充実させていく必要があります。

▶ 港区の生活保護受給者数の推移





改定のポイント

複雑化・複合化した福祉課題を持つ区民を分野や制度を超えて支援関係者が連携して支援するため、「重層的支援体制整備事業」による包括的な支援体制を構築します。地域コミュニティが希薄化する中、地域福祉活動の支援の充実と担い手の確保に向けた取組を強化します。被後見人等の権利擁護を支援し、本人が安心して自分らしい生活を継続できるよう成年後見制度利用促進の取組を進めます。また、ひきこもり状態にある人の社会参加を支援する対策を進めます。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値	
		当初	中間	達成状況	中間	最終
		令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策18 「地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する」について満足している区民の割合※	目標	—	24.4%	達成	34.8%	35.5%
	実績	22.6%	32.8%			

※令和4(2022)年度時点の実績を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

政策体系

政策18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する

施策① 港区ならではの地域包括ケアの推進

主な取組

- ① 地域包括ケアの推進体制の充実 **提言反映**
- ② 重層的支援体制整備事業の実施 **新規・提言反映**
- ③ 医療と介護の連携の推進
- ④ 効果的な情報発信 **提言反映**

施策② 安心して暮らし続けるための地域福祉活動の推進

主な取組

- ① 地域福祉を推進する体制の強化
- ② 地域における福祉活動の支援 **提言反映**
- ③ 福祉のまちづくりの推進
- ④ 公衆浴場の活用の推進と将来に向けた効果的な支援 **新規**

施策③ 成年後見制度の理解と利用の促進

主な取組

- ① 適切かつ安心な成年後見制度の運用
- ② 権利擁護支援の推進
- ③ 成年後見制度の理解促進

施策④ 低所得者等の生活の支援及び自立施策の充実

主な取組

- ① 生活保護受給者等への支援の推進
- ② 生活困窮者への自立支援の促進
- ③ ひきこもり支援の実施 **新規**

政策18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する

施策① 港区ならではの地域包括ケアの推進

目標・期待する成果

関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療と介護を一体的に提供できる体制が推進され、また、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制が整備されることで、全ての区民が住み慣れた場所で安心して暮らしていくことのできる地域づくりをめざします。

改定のポイント

地域共生社会の実現をめざし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、社会参加の支援、ともに支え合える地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業である「重層的支援体制整備事業」の早期実現をめざします。

成果指標

成果指標名	前期の成果				計画目標値
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
医療従事者と介護事業者に向けた研修の参加者数	目標	—	300人/年		達成 300人/年
	実績	未実施	300人/年		
区民等に向けた在宅生活を支える普及・啓発活動への参加者数	目標	—	300人/年		達成 300人/年
	実績	69人/年	300人/年		

現状と課題

地域包括ケアを推進する社会に向けて

- 地域共生社会の実現のため、全ての区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくりを推進します。
- 個人だけでなく世帯の抱える複合的な課題への対応のため、更なる多機関・多職種連携を推進した包括的支援体制の構築が求められており、地域包括ケアを一層推進していく必要があります。
- 令和4(2022)年8月に各総合支所区民課に「福祉総合窓口」を設置し、あらゆる福祉相談に対応する体制を整えましたが、引き続き多様で複雑化した福祉課題への支援体制の充実が求められています。



SDGsとの関係

主な取組

① 地域包括ケアの推進体制の充実 (提言反映)

地域包括ケアを推進する社会の実現に向け、学識経験者や地域における医療機関、福祉・介護事業者等をはじめとした多機関・多職種連携による港区ならではの地域包括ケアの推進体制を充実させます。

② 重層的支援体制整備事業の実施 (新規・提言反映)

多機関・多職種連携を強化し、複雑化・複合化した福祉課題を抱える区民を、分野や制度を超えて支援関係者が連携して支援するため、「社会福祉法」に基づく「重層的支援体制整備事業」の令和7(2025)年度の開始に向け、港区ならではの包括的な支援体制を整備します。

③ 医療と介護の連携の推進

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療や介護に関わる多機関・多職種連携など、更なる地域でのつながりの構築を推進し、地域における相談支援や在宅療養の支援体制の充実を図ります。

④ 効果的な情報発信 (提言反映)

必要な情報を必要な人に適切に届けられることができるよう、デジタル技術の活用を進めるとともに、対象者に適した方法を検討し、様々な手法での情報発信を積極的に行います。また、関係機関等と連携した在宅療養などに関する普及・啓発を行います。

港区ならではの
先進性・独自性

あらゆる福祉相談にワンストップで対応する福祉総合窓口を先駆的に設置し、組織横断的な取組を行うとともに、多様な地域資源が高度に集積する港区ならではの多機関・多職種連携のもと、地域包括ケアを推進しています。

関連計画等

[関連計画等の詳細](#)


港区地域保健福祉計画 ①～④、港区国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画) ①、
港区国民健康保険特定健康診査等実施計画 ①③

■ 福祉関係機関等連絡会の様子



政策18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する

施策② 安心して暮らし続けるための地域福祉活動の推進

目標・期待する成果

地域福祉の中核を担う港区社会福祉協議会との連携の強化と、地域で活動する団体等との連携による各種啓発の充実や参加を促進します。複雑化・複合化する地域課題に対応するため、地域包括ケアの推進とともに、地域にある様々な資源や力を活用し、更なる地域のつながり・支え合いを進めます。誰もが安全・安心かつ快適に過ごすことができる福祉のまちづくりを推進し、バリアフリーマップなどの様々な媒体を活用した啓発を推進します。区民の衛生保持・健康増進や区民相互の交流拠点となる公衆浴場の廃業を防止するため、支援を強化します。

改定のポイント

地域コミュニティが希薄化する中、地域課題の解決のためには、地域で活動する団体等の役割が一層重要になることから、地域福祉活動の支援の充実と担い手の確保に向けた取組を強化します。区民の衛生保持・健康増進や区民相互の交流拠点として重要な役割を担う公衆浴場の安定的な経営を維持するため、効果的な支援と活用の推進に取り組みます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
地域福祉活動団体における活動の達成状況	目標	—	92.5%	達成	100%
	実績	31.8%	92.5%		
港区バリアフリーマップアクセス数(Webサイトの年間総アクセス数) [※]	目標	—	48,000アクセス	未達成	40,000アクセス
	実績	36,060アクセス	30,000アクセス		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を下方修正しました。

現状と課題

複雑化・複合化する地域課題への対応の充実と住民相互の支え合いの促進に向けて

- 港区の地域福祉の増進に向けて、港区社会福祉協議会や地域で活動する団体等との連携による各種啓発の充実や参加の促進に取り組んでいます。
- 誰もが安全で安心して快適に過ごせるよう、バリアフリーマップの充実など、福祉のまちづくりに取り組んでいます。
- 複雑化・複合化する地域課題に対応するため、地域包括ケアの推進とともに、地域の担い手の確保など、各種団体との更なる連携が必要です。
- 区民の衛生保持・健康増進や区民相互の交流拠点となる公衆浴場の廃業を防止するため、区内3軒の民間公衆浴場に対する支援の強化が必要です。



主な取組

① 地域福祉を推進する体制の強化

複雑化・複合化する地域課題解決のため、港区社会福祉協議会が担う役割は一層重要になります。港区社会福祉協議会への支援と連携を進めるとともに、地域を支える福祉活動を推進する団体等との協働を進めます。また、事業の企画段階から区民の参画を得るなど、区民や地域の事業者等との協働体制を強化し、地域福祉を推進していきます。

② 地域における福祉活動の支援 提言反映

地域福祉課題の解決のため、地域福祉を支える各種団体等との連携の強化や、団体等の活動を支えるための支援を積極的に推進します。地域で活動する区民等を支援するとともに、活動場所の確保や活動の紹介などの普及・啓発に取り組めます。

③ 福祉のまちづくりの推進

年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが安全で安心して快適に暮らすことができるよう、区有施設のバリアフリー情報のオープンデータ化を進め、より多くの区民が情報を取得しやすくなるよう取り組みます。また、民間の建築物に対し、施設建設段階でユニバーサルデザインの導入や案内サインの設置を要請するほか、公共性の高い施設については、バリアフリー化の費用を補助するなど、ハードとソフトの両面から人にやさしいまちづくりを進めます。

④ 公衆浴場の活用の推進と将来に向けた効果的な支援 新規

区民の衛生保持・健康増進や区民相互の交流拠点として重要な役割を担う公衆浴場の安定的な経営を維持するため、先進的な浴場設備等の整備や各浴場のブランディング等の支援を強化します。また、区内公衆浴場の減少に歯止めをかけるため、港区浴場組合が取り組む新たな民間公衆浴場の設置を支援します。

港区ならではの
先進性・独自性

区有施設のバリアフリー情報のオープンデータ化により、民間事業者との協働を推進します。また、先進的な浴場設備の整備や各浴場のブランディングを進めるなど、都心における魅力的な公衆浴場づくりを支援します。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画 ①～④、港区バリアフリー基本構想 ③、港区地域防災計画 ①、港区住宅基本計画 ②、港区文化芸術振興プラン ②、港区子ども・子育て支援事業計画 ②

■ 令和6(2024)年能登半島地震の被災者支援のための街頭募金活動の様子(港区社会福祉協議会及び区民ボランティア)



政策18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する

施策③ 成年後見制度の理解と利用の促進

目標・期待する成果

全ての区民が生涯をととして地域の中で安心して自分らしく暮らせるよう権利擁護支援を推進する中で、適切に成年後見制度を活用することができ、支援者や地域社会全般への制度の理解を促進するとともに、利用者の意思決定支援や身上保護を重視した支援が行えるよう制度の運用を図ります。

改定のポイント

国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、区が多機関協働により築き上げてきた地域連携のネットワークを生かした権利擁護の推進や、区長申立の適切な実施、区民後見人や法人後見などの担い手の確保・育成等の推進に一層取り組んでいきます。

成果指標

成果指標名	前期の成果				計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終	
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末	
成年後見制度の周知啓発活動への参加者数 [※]	目標	—	200人/年		達成	450人/年
	実績	356人/年	400人/年			
成年後見制度に関する地域連携ネットワーク連絡会の参加団体数	目標	—	12団体/年		達成	12団体/年
	実績	11団体/年	12団体/年			

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

尊厳のある生活が継続できるよう権利擁護支援の推進を図る

- 区民の権利擁護を適切に支援するため、成年後見制度の適切な運用が必要です。
- 必要な情報を必要な人に届け、成年後見制度の利用につながるよう、港区社会福祉協議会や関係団体などと連携し、区民や支援者へ向けた周知・啓発等を充実させる必要があります。
- 意思決定支援・身上保護を重視した運用に努め、多職種と連携した支援の推進や相談体制の充実、担い手の確保・育成等を図る必要があります。



SDGsとの関係

主な取組

① 適切かつ安心な成年後見制度の運用

成年後見制度の利用に向けた相談対応の充実を図るとともに、意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用を図ります。また、福祉サービス等に関する情報共有や関係機関等との連携強化により、迅速な相談対応やサービスの提供に努めます。

② 権利擁護支援の推進

権利擁護支援を必要としている人を適切な福祉サービスへつなぎ、本人らしい生活を継続することができるよう、関係団体や関係機関等の連携を強化するとともに、日頃より情報共有を行います。また、区民後見人等の育成・支援等を推進します。

③ 成年後見制度の理解促進

成年後見制度を必要とする人が制度を確実に利用できるよう、区民や権利擁護支援に関わる関係者に対し、関係団体や関係機関等と連携した周知・啓発を行うとともに、制度の適正な運用に向けて地域連携ネットワークを活用し、更なる制度の理解促進を図ります。

港区ならではの
先進性・独自性

被後見人等に合った成年後見人等を直ちにマッチングできるよう、地域連携ネットワークを活用した成年後見人等候補者の登録制度を区独自で実施しています。また、成年後見人等をはじめ、本人を取り巻く支援者によるチーム支援体制をいち早く整備したことで、被後見人等の意思決定支援を重視した支援に結びついています。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画 ①～③

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)になり、親族又は専門職後見人等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、本人の保護・支援を行うこと。一般的に法人後見では、法人の複数の職員が職務執行者として後見事務を行うため、長期的に後見事務を継続できるという利点があります。

政策18 地域での支え合いと区民の自分らしく自立した地域生活を支援する

施策④ 低所得者等の生活の支援及び自立施策の充実

目標・期待する成果

全ての区民が健康的で文化的な生活を送れるよう、低所得や家庭環境等に課題を抱える世帯、また、ひきこもり状態にある人への支援を行います。

改定のポイント

コロナ禍における経済的な支援策が減少する中で、生活保護受給者が増加しています。就労支援や家計相談等を早期に開始することが重要であることから、生活困窮における相談を実施し、自立を支援します。また、生活実態の見えにくかった、ひきこもり状態にある人の支援を開始します。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	
人口千人当たりの生活保護受給者の割合 ^{※1}	目標	—	7.9人/千人	達成	8.3人/千人
	実績	7.9人/千人	8.1人/千人		
生活・就労支援センターの相談受付人数 ^{※2}	目標	—	400人	達成	450人
	実績	—	400人		

※1 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

※2 令和5(2023)年度政策評価の結果を踏まえ、新たな成果指標を設定しました。

現状と課題

生活困窮者、ひきこもり状態にある人、家庭環境等に様々な問題を抱える家庭への支援の必要性

- 生活に困窮した区民を守る最後のセーフティネットとして適正に生活保護を実施するとともに、生活困窮者や生活保護受給者一人ひとりの能力に応じた自立支援を充実していく必要があります。
- 生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する、早期からの自立支援の取組の強化が引き続き求められています。
- ひきこもり状態にある人など、これまで社会的に表面化してこなかった生活困窮問題が増加しています。それぞれの困窮状況に応じた自立支援の取組の強化が求められています。



SDGsとの関係

主な取組

① 生活保護受給者等への支援の推進

生活保護受給者等の抱える多様な課題に対応できるよう自立支援事業を実施し、一人ひとりの能力に応じた自立（経済的自立、日常生活自立、社会生活自立）を支援します。

② 生活困窮者への自立支援の促進

港区生活・就労支援センターにおいて生活困窮者の相談を実施し、一人ひとりの状況にあった支援計画を作成するとともに、就労支援や家計相談、子どもの学習相談など必要なサービスを提供し、生活困窮者の自立を支援します。また、家庭環境等に様々な問題を抱える子どもたちの学習意欲の向上を図り、自立に向けた意欲を喚起するため、子ども家庭支援センターや教育委員会とも連携しながら、一人ひとりの状況に応じた学習支援を実施します。

③ ひきこもり支援の実施 新規

ひきこもりに関する相談窓口の設置等を通じて、個別具体的なアウトリーチにつなげます。また、港区ひきこもり支援プラットフォームを活用し、生活背景に合わせた包括的な社会参加の支援ができるよう、関係部署や関係機関と連携します。

港区ならではの
先進性・独自性

令和5(2023)年度、区独自で区内6万世帯を対象に「社会参加に関する調査」を実施しました。その結果を分析し、より効果的なひきこもり支援を構築していきます。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画 ①～③

政策19

高齢者のいきいきと充実した 地域での生活を支援する

政策の
めざす
方向性

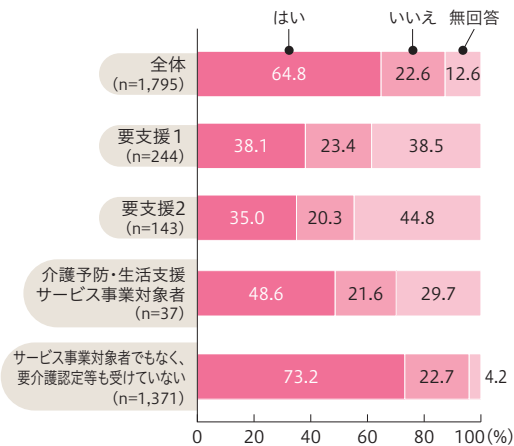
全ての高齢者が、心豊かに生きがいを持って、元気に活躍できる社会を実現するため、高齢者一人ひとりの多様な生活様式に合った、気軽に取り組める介護予防事業や住民主体の通いの場の支援の充実などを積極的かつ効果的に推進します。また、地域共生社会の実現に向けた介護サービスの基盤や在宅支援サービスの更なる充実を図るとともに、認知症の理解促進や早期発見、相談体制の充実につながる取組の推進に加え、地域包括ケアの推進によって、相談事業などのセーフティネットワークの構築を進めます。さらには、ひとり暮らし等高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、尊厳を守るとともに、見守りの充実を図り、高齢者を地域で支え合う社会をめざします。

港区の現状

高齢者の介護予防の活動状況

要介護認定を受けていない人では健康維持のために、64.8%の人が運動をしていると回答しています。その中で介護予防・生活支援サービス事業対象者や要支援認定を受けていない人は73.2%が運動しています。また、オンラインで行う介護予防事業等の参加意向について、29.6%がやってみたいと回答があることから、ICTでの介護予防の取組の一層の推進と気軽に参加できるようスマートフォン等のデジタル機器の操作への不安の解消等が求められます。

▶ 健康維持のための運動の有無(要介護度別)
※要介護認定を受けている人を除く

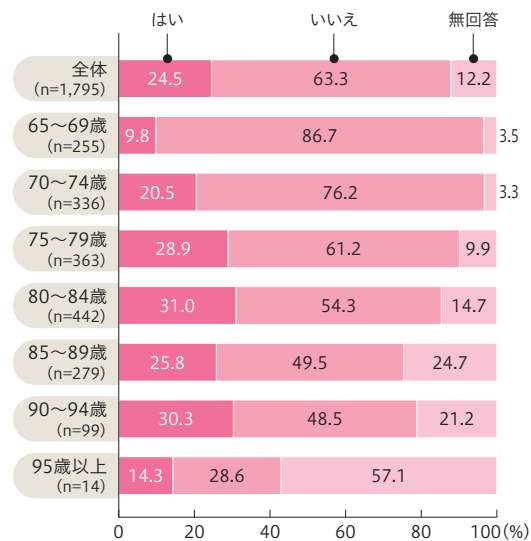


資料:「くらしと健康の調査報告書(高齢者調査)」(令和5(2023)年3月)を基に作成

いきいきプラザ等の事業の充実

いきいきプラザを日常的に利用している人は、24.5%で、性別で見ると女性が男性の約2倍となっています。利用しない理由を見ると「出かけるのが面倒」が最も多く、「いきいきプラザを知らない」「個人的にサークル活動をしているので必要ない」と続きます。いきいきプラザ等の利用促進とともに、情報発信の充実など、総合的な社会参加の促進に向けた取組が必要です。

▶ いきいきプラザの利用状況(年齢別)



資料:「くらしと健康の調査報告書(高齢者調査)」(令和5(2023)年3月)を基に作成



SDGsとの関係

改定のポイント

高齢者人口の増加に対応していくため、みなとタウンフォーラムの提言を踏まえ、活躍の場の確保と情報発信の充実を図るとともに、見守り機能や相談対応力を向上させます。また、気軽に介護予防事業に参加できるよう、多様な参加手法を整えていきます。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値	
		当初	中間	達成状況	中間	最終
		令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策19 「高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する」について満足している区民の割合※	目標	—	27.7%			
	実績	27.5%	35.6%	達成	35.8%	35.9%

※令和4(2022)年度時点の実績を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

政策体系

政策19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する

施策① 心豊かで健康な生活への支援

主な取組

- ① 社会参加の促進 **拡充・提言反映**
- ② 健康で自立した生活を維持するための支援 **拡充・提言反映**
- ③ 介護予防の効果的な推進 **拡充・提言反映**

施策② 認知症と共生する地域づくり

主な取組

- ① 認知症の理解促進 **拡充**
- ② 認知症の早期発見・早期対応の仕組みづくり **拡充**
- ③ 適切なサービスの利用の促進 **拡充**
- ④ 地域で支え合う共生のための体制づくり **拡充**

施策③ 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実

主な取組

- ① 在宅生活を支えるサービスの充実 **拡充・提言反映**
- ② 特別養護老人ホームの整備 **計画事業・重点課題6**
- ③ 小規模多機能型居宅介護施設の整備 **提言反映** **計画事業・重点課題6**
- ④ 認知症高齢者グループホームの整備 **計画事業・重点課題6**
- ⑤ 介護サービス事業者への支援の充実 **拡充・提言反映**
- ⑥ 介護にあたる家族等への支援 **提言反映**

施策④ 誰もが安心して暮らせる地域づくり

主な取組

- ① 安全で安心して暮らし続けられる地域づくりの推進 **拡充・提言反映**
- ② 高齢者の権利の擁護 **拡充**
- ③ 災害時等の安全の確保 **拡充**
- ④ 生活支援体制の充実 **提言反映**
- ⑤ 医療及び介護の緊密な連携 **新規**

政策19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する

施策① 心豊かで健康な生活への支援

目標・期待する成果

住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができ、地域の施設等の各種活動に高齢者が気軽に参加できるよう、心豊かに充実した生活を送るための事業の実施や、団体の活動など地域情報の分かりやすい発信に努めます。また、高齢者自らが、地域の施設や活動を知り、ボランティアや介護予防の取組など、生きがいや健康づくり等に積極的に参加できる仕組みを構築するとともに、その支援の充実を図っていきます。

改定のポイント

いきいきプラザ等を拠点とした活動の場の充実とともに、社会参加の促進のための情報発信の一層の充実を図ります。

成果指標

成果指標名	前期の成果				計画目標値
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
いきいきプラザの利用者数 ^{※1・※2}	目標	—	1,055,000人 /年	達成	1,132,000人 /年
	実績	468,307人 /年	1,058,000人 /年		
介護予防に資する地域の活動団体数 ^{※3}	目標	—	31団体	達成	43団体
	実績	26団体	37団体		

※1・※3 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

※2 令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症による利用の制限等による実績です(参考:令和元(2019)年度 約104万人/年)。

現状と課題

社会参加と健康であり続けるための介護予防の一層の推進

- 人生100年時代を見据え、高齢者一人ひとりが、いきいきと健康に地域の中で生きがいを持って暮らし続けられる活躍の場を分かりやすく情報発信していく必要があります。
- 高齢者が地域で健康に日常生活を送るためには、要介護状態を防ぐための介護予防の取組とともに、社会参加・栄養・体力を3つの柱とするフレイル予防が重要です。
- 高齢者が、健康で自立した生活ができるよう、生活習慣病などの予防に加え、運動、社会参加等による生きがいの創出など、介護予防に早期に取り組むことが重要です。



SDGsとの関係

主な取組

① 社会参加の促進 (拡充・提言反映)

高齢者が、地域でいきいきと暮らし続けられるよう、施設や団体活動等への参加促進だけでなく、ボランティア活動や就業に関する情報の発信に努め、一人ひとりの活躍の場を創出し、心豊かな生活支援に取り組みます。また、人生をより豊かにする学びなどの生きがいづくりへの支援や働く意欲のある高齢者に向けた仕事の確保など、関係機関等と連携して情報発信に取り組みます。

② 健康で自立した生活を維持するための支援

(拡充・提言反映)

多様化する生活様式に対応し、自らの生活に合わせ介護予防に取り組めるよう普及・啓発に取り組むとともに、地域でいきいきと自立した生活を続けるため、介護予防・フレイル予防の取組に加え、生活習慣病や慢性疾患など医療面の関係部門とも連携し、要介護状態にならないよう一体的な支援を進めます。

③ 介護予防の効果的な推進 (拡充・提言反映)

介護予防総合センター(ラクっちゃん)を中心とした実施施設の介護予防事業参加者の体力測定結果などを基に、事業の効果の評価・分析し、地域の中で相互に協力しながら取り組めるよう支援します。また、介護予防事業に取り組む施設で事業内容を適宜見直し、改善に取り組むとともに、介護予防の効果や重要性を積極的に周知し、より丁寧な指導等に活用することで、介護予防の取組全体を効果的に推進します。

港区ならではの
先進性・独自性

介護予防総合センター(ラクっちゃん)を中核に、介護予防の多彩な手法による発信と地区ごとの活動を支援しています。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画 ①～③、港区DX推進計画 ①～②、港区スポーツ推進計画 ①、港区生涯学習推進計画 ①

■ 教室の様子



フレイル

要介護状態に至る前段階として位置付けられています。身体的、精神・心理的、社会的脆弱性など多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味します。

政策19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する

施策② 認知症と共生する地域づくり

目標・期待する成果

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現に向けて、認知症になっても住み慣れた場所で希望を持って過ごせる地域づくりに取り組みます。認知症の理解促進や認知症の人に向けたサービスの提供に取り組むとともに、新たな早期発見・早期対応の仕組みづくりや地域で支え合う共生のための体制づくり、認知症本人の視点を取り入れた事業展開など、更なる充実を図ります。

改定のポイント

認知症の早期発見・早期対応の仕組みづくりや地域で支え合う共生のための体制づくり、認知症本人の視点を取り入れた事業展開を行い、認知症施策の充実を図ります。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値
		当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
認知症サポーター養成者数(平成18年度からの累積数) [※]	目標	—	28,000人	達成	35,500人
	実績	23,635人	29,500人		
認知症サポート店認定数	目標	—	140件	達成	200件
	実績	—	140件		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

認知症への理解促進と、認知症と共生する地域づくり

- 高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者数は今後も増加する見込みです。認知症の人の意思を尊重し、認知症施策を多面的に展開するなど、認知症の人やその家族への支援の充実や安心して生活できる地域づくりへの取組が必要です。
- 認知症になっても住み慣れた地域で安心して日常生活を送るためには、認知症の兆候を早期に発見し対応する取組が必要です。
- 認知症があってもなくても同じ社会でともに生きていくためには、あらゆる世代に対して認知症の理解を深める取組が必要です。
- 認知症の人や家族などの思いを反映させた支援のあり方を検討し、認知症の症状や当事者の状況に応じた必要なサービスの選択、また、適切なサービスの利用につなぐ体制づくりが必要です。
- 認知症の人が安心して暮らし続けるためには、認知症サポーターや地域のボランティアの協力も必要です。また、認知症サポーターは、在勤者の割合が多い傾向にあり、在住者への啓発を積極的に行う必要があります。



SDGsとの関係

主な取組

① 認知症の理解促進 (拡充)

地域で活動する区民等に向けて、認知症に関する講座の開催や「港区認知症ガイドブック」を活用した啓発を進めます。また、認知症サポーターを養成し、認知症の人を地域で見守る体制を推進するとともに、認知症の理解促進を図ります。

② 認知症の早期発見・早期対応の仕組みづくり (拡充)

MCI(軽度認知障害)や認知症初期の人を早期に発見し、速やかに適切な支援が開始できるよう認知症検診事業を実施します。また、若年性認知症の人やその家族が安心して暮らせるよう、地域の社会資源を活用した支援体制の仕組みづくりを進めます。

③ 適切なサービスの利用の促進 (拡充)

認知症の人やその家族が、認知症の状態に応じて適切な医療やサービスを利用できるよう、相談体制を整備し、介護者の負担軽減となる見守りなどのサービスの周知と利用の促進を図ります。

④ 地域で支え合う共生のための体制づくり (拡充)

認知症の人や家族への支援体制を構築するため、地域の関係機関との連携を深め、認知症になっても安心して生活できる地域で支え合う共生のための体制づくりを推進します。

港区ならではの
先進性・独自性

認知症の人への適切な理解や対応に努める店舗、事業所、企業等を港区みなと認知症サポート店として認定し、公表する「港区みなと認知症サポート店認定事業」を令和3(2021)年10月1日より開始しています。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画 ①～④

■ 認知症サポーター養成講座



■ みなと認知症サポート店認定事業



MCI(軽度認知障害)

認知症と完全に診断される一歩手前の状態。放っておくと認知症に進行しますが、適切な予防をすることで健常な状態に戻る可能性があります。

政策19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する

施策③ 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実

目標・期待する成果

住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、日々の生活を支えるニーズに合った在宅支援サービスの充実とともに、高齢者施設等の整備や高齢者の住まいの確保に関する施策の推進を図ります。また、介護人材を確保、定着、育成するため、介護サービス事業者を多角的に支援し、介護の質の向上につながる取組を推進するとともに、介護にあたる家族等への支援を充実します。

改定のポイント

補聴器購入費助成の取組などを踏まえ、在宅支援サービスの充実を図り、今後もニーズに合った施策を実施します。また、特別養護老人ホーム等の整備・支援を計画的に進め、運営事業者等への支援の強化と拡充を図っていきます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
在宅支援サービス(介護保険サービスを除く)の利用者数	目標	—	29,975人/年	達成	32,775人/年
	実績	28,399人/年	31,645人/年		

現状と課題

住み慣れた地域で安心していつまでも住み続けられるために

- 高齢者のニーズにきめ細かく対応するため、サービスを利用する人や支援が必要な人に向け、提供する在宅支援サービスの充実とともに、必要な情報を分かりやすく発信していくことが重要です。
- 介護保険施設の整備・支援のため、安定的にサービスが提供できるよう、地域の介護を支える介護人材の確保と介護サービス事業者への支援が重要です。
- 高齢者の住まいの確保のため、関係機関等との連携の推進と合わせ、住み替えが必要な場合の支援などの充実が必要です。
- 高齢者人口の増加とともに、要介護認定者の増加が見込まれ、多様な高齢者施設の充実が求められるだけでなく、地域の高齢者介護を支える介護サービス事業者への支援も必要です。
- 介護が必要な高齢者が、地域で自分らしく暮らし続けていくためには、家庭における介護の負担軽減につながる取組を推進し、介護者への支援を充実させることが重要です。



SDGsとの関係

主な取組

① 在宅生活を支えるサービスの充実 (拡充・提言反映)

高齢者の在宅生活を支援するため、高齢者ニーズに対応した高齢者福祉サービスの提供や積極的なサービスの情報発信を推進するとともに、住み替えが必要な高齢者世帯への支援を充実します。

② 特別養護老人ホームの整備 (計画事業・重点課題6)

高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者の増加が見込まれます。介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、民設民営により特別養護老人ホームを整備します。

③ 小規模多機能型居宅介護施設の整備

(提言反映) (計画事業・重点課題6)

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、在宅で介護が必要な高齢者の希望に応じて「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせた介護サービスを受けられるよう、民設民営により小規模多機能型居宅介護施設を整備します。

④ 認知症高齢者グループホームの整備

(計画事業・重点課題6)

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も増加が見込まれます。認知症高齢者が家庭的な環境のもと、日常的な援助を受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、民設民営により認知症高齢者グループホームを整備します。

⑤ 介護サービス事業者への支援の充実

(拡充・提言反映)

介護人材の確保や定着、育成に向けた支援とともに、介護ロボットやICT機器の導入を促進するなど、介護サービス事業者への支援の充実を図ります。

⑥ 介護にあたる家族等への支援 (提言反映)

介護が必要な高齢者が、地域で自分らしく暮らし続けていくためには、要介護者を介護する家族などが安心して暮らしていくための支援も重要です。介護家族の会への支援や、施設で要介護者を一時的に受け入れる支援などに取り組みます。

港区ならではの
先進性・独自性

多様なニーズに対応していくため、特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護施設などの介護保険施設の整備を計画的に進めています。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画 ①～⑥、港区住宅基本計画 ①～②

■ 港区補聴器購入費助成事業のチラシ等



政策19 高齢者のいきいきと充実した地域での生活を支援する

施策④ 誰もが安心して暮らせる地域づくり

目標・期待する成果

日々の暮らしの安心に向けて、高齢者相談センターを中心に地域の関係機関と協力し、高齢者の見守りや権利擁護に関する相談に対応するとともに、日常生活の困りごとや在宅療養等を支える地域包括ケアの推進など、適切な生活支援を行えるよう、地域資源の情報を関係者と共有できる地域づくりを推進します。災害時等の安全確保に向けては、防災対策や安否確認を支援するほか、避難所での支援体制を整えます。また、安心して在宅療養ができるよう、本人や家族の意向に沿った対応に向け、医療と介護の連携を深めた地域づくりを進めます。

改定のポイント

ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加に対応する見守り体制の強化を図ります。また、みなとタウンフォーラムからの提言を踏まえ、地域で活動する団体等との連携を深め、必要な人に必要な情報が届けられるよう取り組みます。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値
		当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
ふれあい相談員による訪問及び電話相談の対応世帯数*	目標	—	5,171件/年	達成	6,428件/年
	実績	5,323件/年	6,196件/年		
生活支援コーディネーターが情報収集した地域活動団体等の数*	目標	—	466団体	達成	599団体
	実績	—	569団体		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

高齢者が安心して暮らし続けるために

- 全ての高齢者の尊厳と権利を守るため、相談体制の強化とともに、ひとり暮らし等高齢者の見守りや災害時等の安全確保などに向け、地域で支え合う仕組みづくりが重要です。
- 高齢者の生活を支える関係機関や活動主体が必要な情報を共有し、その情報を活用できる仕組みの推進とともに、高齢者自身が地域を支える担い手として活躍できる機会の拡充が必要です。
- 8050問題など、高齢者福祉や介護分野以外にも複合的に問題を抱える相談が増加しており、安心して暮らせる地域をつくるためには、関係機関等とネットワークを構築し、それぞれの持つ能力や資源を生かして地域の区民を支えることが必要です。



SDGsとの関係

主な取組

① 安全で安心して暮らし続けられる地域づくりの推進 [拡充・提言反映]

高齢者相談センター（地域包括支援センター）の相談機能の充実と併せ、ふれあい相談員によるひとり暮らし等高齢者の見守り体制の強化を図るとともに、関係機関等との多職種連携を進め、熱中症予防等の取組を拡充します。また、本人が自分らしく、意思を尊重できる取組等の啓発を推進します。

② 高齢者の権利の擁護 [拡充]

高齢者の尊厳や権利を守るため、関係機関等と連携して、増加傾向にある高齢者虐待の早期発見に取り組むとともに、適切かつ迅速に対応します。また、関係機関と連携して、成年後見制度の利用促進や消費者被害防止等に取り組めます。

③ 災害時等の安全の確保 [拡充]

災害時等の避難や風水害の備えに関する周知・啓発を充実するとともに、高齢者相談センターや高齢者施設等と連携した避難訓練の実施など、災害時等における体制を強化し、高齢者の安全の確保に努めます。

④ 生活支援体制の充実 [提言反映]

地域における支え合いの体制づくりとして、地域のボランティア、NPO、民間事業者、地域活動団体等との連携・協働を推進し、高齢者を取り巻く地域の課題の把握やその対応に取り組む地域活動を支援するとともに、様々な活動団体と地域の高齢者がつながるよう、生活支援体制を充実します。

⑤ 医療及び介護の緊密な連携 [新規]

住み慣れた地域で安心して在宅療養を送れるよう、本人や家族等の意向に沿った多職種による連携を強化し、医療や介護に関する情報共有の仕組みづくりなど、医療と介護の緊密な連携を推進します。

港区ならではの
先進性・独自性

高齢者の自宅を訪問して困りごとなどを聞き取り、支援に結びつけるふれあい相談員などの訪問事業と関係機関との連携強化に取り組んでいます。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画 ①～⑤、港区地域防災計画 ③

- 港区高齢者地域活動情報サイト「スタミナ！」



8050問題

生活をともにする80歳代の親と50歳代の子どもが、経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のこと。

政策20

障害者のゆたかで自立した 地域での生活を支援する

政策の めざす 方向性

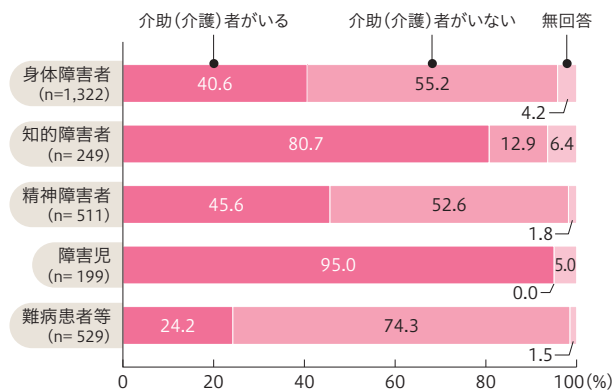
障害者本人と家族が、生涯を通じて安心して暮らせる地域共生社会をめざします。自らの決定に基づき、必要なときに必要な場所で、障害の特性や状態、生活状況など、障害者一人ひとりの実態に即した様々な障害者サービスを充実させます。さらに、障害者が必要な情報を円滑に取得し利用できるよう、新たな技術を積極的に取り入れながら情報アクセシビリティの向上を図ります。

港区の現状

日常生活における介助(介護)者の状況

障害者の日常生活における介助(介護)者は主に家族や親戚が担っています。また、一部の障害者においては、高齢の介助者しか身近にいない実態を踏まえると、家族等の負担軽減や障害者の親なき後を見据えた支援が必要です。

▶ 日常生活における介助(介護)者の有無と詳細(上位第3位まで)



資料:「くらしと健康の調査(障害者調査)」(令和5(2023)年3月)を基に作成

種別	第1位	第2位	第3位
身体	配偶者	子ども	事業者 [※]
知的	母親	父親	兄弟姉妹
精神	母親	配偶者	事業者 [※]
障害児	母親	父親	兄弟姉妹
難病患者	配偶者	子ども	母親

※ 事業者はホームヘルパー等の在宅サービス事業者

保護者の就労状況と必要な就労支援

障害児や障害者のいる家族からは、自身が就労するため、子どもの居場所や移動支援を求められています。特に、放課後や長期休業中の居場所や放課後等デイサービスの送迎を求められています。

将来的に希望する居住の場

将来的な居住の場として、特に、知的障害者からはグループホームを求められています。



改定のポイント

令和4(2022)年度に実施した「くらしと健康の調査」の結果から、一部の障害者においては高齢の介助者しか身近にいないという実態を踏まえ、常時支援を受けながら生活できる日中サービス支援型グループホームの整備など、親なき後を見据えた取組を拡充します。また、みなとタウンフォーラムから、働いている親が日中の時間帯等に障害児を安心して預けられる場所が不足しているといった提言を受け、長期休業中も含めた障害児を預けられる場の確保や、障害児の送迎支援の充実など、障害児や障害者のいる家族への支援を拡充します。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値	
		当初	中間	達成状況	中間	最終
		令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策20 「障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する」について満足している区民の割合*	目標	—	22.2%	達成	35.5%	36.5%
	実績	19.6%	32.4%			

※令和4(2022)年度時点の実績を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

政策体系

政策20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する

施策① 障害者が安全に安心して暮らせる環境の整備

主な取組

- ① 心のバリアフリーの普及及び権利擁護の推進 **提言反映**
- ② 障害者の多様な意思疎通支援及び情報アクセシビリティの向上 **拡充**
- ③ 障害者が暮らしやすい生活環境の充実 **拡充・提言反映**
- ④ あらゆる危機から障害者を守る支援の充実 **拡充**

施策② 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実

主な取組

- ① 地域移行や親なき後を見据えた住環境の整備 **拡充・提言反映** (計画事業・重点課題6)
- ② 日常生活を支えるサポート体制の強化 **提言反映**
- ③ 障害者が自分らしく豊かな生活を送るための支援の充実 **新規・提言反映**
- ④ 医療的ケアが必要な人のライフステージに応じた切れ目ない支援の充実 **拡充**
- ⑤ 事業者によるサービスの量の確保と質の向上 **提言反映**

施策③ 特別な配慮の必要な子どもへの支援

主な取組

- ① 児童発達支援センターを中心とした支援の充実 **拡充・提言反映**
- ② 家族が安心して就労できる環境の整備 **新規・提言反映**
- ③ 地域全体で支える発達支援体制の強化

施策④ 障害特性に応じて就労できる仕組みづくり

主な取組

- ① 一般就労への移行と就労定着支援の強化 **提言反映**
- ② あらゆる手段を活用した就労支援の推進 **提言反映**

情報アクセシビリティ

全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するために、必要とする情報を等しく十分に取得し利用でき、円滑に意思疎通を図ること。

日中サービス支援型グループホーム

障害者グループホームで共同生活する障害者は、通常、昼間は通所施設などに通い、夜間は、施設職員が日常生活の援助、食事、入浴等の介護サービスを提供しますが、新たな類型の日中サービス支援型グループホームでは、施設で生活する障害者の重度化、高齢化などに伴い、昼間に通所施設などへ通えなくなっても、グループホーム内で、施設職員が日中の支援を提供します。短期入所も、必ず併設されます。

放課後等デイサービス

「児童福祉法」に基づく障害児通所支援の一つで、学校に通学中の障害児に対して放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のためのサービス等を提供することにより、自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するもの。

政策20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する

施策① 障害者が安全に安心して暮らせる環境の整備

目標・期待する成果

障害者に対する差別や社会的障壁を払拭し、障害の有無にかかわらず、誰もが地域で安全に安心して暮らせるよう、地域社会における心のバリアフリーへの理解を深める取組を推進するとともに、情報アクセシビリティの向上や障害者の生活環境の向上を図ります。

改定のポイント

「障害者差別解消法」の改正を踏まえて、区内企業にも心のバリアフリーの普及に関する取組を実施します。また、みなとタウンフォーラムからの提言を受け、障害者等が気分を落ち着かせるための一時的な居場所の導入を検討します。そのほか、「くらしと健康の調査」の結果から、災害等に対する不安解消に向けた、福祉避難所の機能の強化等の取組を充実します。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
心のバリアフリーの普及、「障害者差別解消法」の理解度の向上 [※]	目標	—	60%	未達成	45%
	実績	35%	38%		
あらゆる危機を想定した支援者・支援事業所の登録数	目標	—	60件	達成	100件
	実績	—	60件		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を下方修正しました。

現状と課題

生涯にわたって自らの決定により本人と家族が安心して暮らせる社会をめざして

- 「障害者差別解消法」が改正され、令和6(2024)年4月1日から、事業者に対し障害者への合理的配慮の提供が義務化されます。
- 「くらしと健康の調査」から、多くの障害者が新型コロナウイルス感染症などに対する日常の不安や、災害時における避難所での生活に対する不安を抱えていることが分かり、それらの不安を解消する取組が必要です。
- 区の人口増加に伴い障害者も今後増加していく見込みであることから、あらゆる障害特性に応じたサービスの提供が必要です。
- 令和4(2022)年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえ、障害者があらゆる分野における情報を取得し、円滑な意思疎通ができる仕組みの整備が必要です。



SDGsとの関係

主な取組

① 心のバリアフリーの普及及び権利擁護の推進

【提言反映】

障害者に対する理解を深めるため、ヒューマンぷらざまつりや障害者週間記念事業等を開催するとともに、区民や区内事業者に対し、障害の特性や必要な配慮に関する情報を発信するなど、心のバリアフリーを推進します。また、障害者の権利擁護を推進するため、障害福祉サービス事業所に対して、意思決定支援に関する講演会や虐待防止に関する研修会などを実施します。

② 障害者の多様な意思疎通支援及び情報アクセシビリティの向上【拡充】

全ての障害者が必要な情報を取得でき、円滑な意思疎通が行えるよう、区が作成する動画への手話ワイプの表示、また、音声の文字化や音声による読み上げ機能の活用等により、情報アクセシビリティの向上に取り組むとともに、障害者の多様な意思疎通手段の利用を促進します。

③ 障害者が暮らしやすい生活環境の充実

【拡充・提言反映】

障害者が地域で安全に安心して生活できるよう、住宅設備の改善費用の助成制度の利用を促進するとともに、「港区バリアフリー基本構想」に基づき、公園やトイレなどのバリアフリー化を推進します。また、区有施設等において、障害者等が気分を落ち着かせるためのスペースの設置に向けた検討を進めます。

④ あらゆる危機から障害者を守る支援の充実【拡充】

首都直下地震や風水害、新たな感染症など、あらゆる危機から障害者を守るため、地域の障害福祉サービス事業所と連携した障害者の安否確認体制の構築や、福祉避難所の機能の強化などに取り組みます。また、障害者や家族の防災意識の向上のため、障害者が参加する防災訓練を実施します。

港区ならではの
先進性・独自性

港区には、他区と比較して数多くの企業や商店等が所在しており、区内事業者に対し、「障害者差別解消法」の改正を踏まえた障害者への合理的配慮の提供に関するセミナーを開催するなど、官民一体となって、多様性が認められるまちの実現をめざします。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画 ①～④、港区バリアフリー基本構想 ①③、港区住宅基本計画 ③、港区地域防災計画 ④

■ ヒューマンぷらざまつりの様子



■ 手話普及啓発動画



二次元コードから動画を
ご覧いただけます。



障害者への合理的配慮

障害のある人が他の人と平等に全ての人権や基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更や調整を行うことで、障害の有無にかかわらず、社会全体で必要な対応をすること。

手話ワイプ

手話が必要な人が動画の情報を円滑に得られるよう、動画の画面の一部に手話通訳を表示するもの。

政策20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する

施策② 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実

目標・期待する成果

障害者の地域移行や、親なき後を見据えた住環境の整備を推進するとともに、障害者本人はもとより、家族も地域で暮らし続けられるように、日常の相談体制の強化、サービスの担い手の確保と質の向上、さらには余暇活動など豊かな生活を送るための支援を充実します。

改定のポイント

障害者の重度化・高齢化が進む中、障害者グループホームの整備や障害者が生活しやすい区立住宅等の確保を推進する取組を拡充します。また、医療的ケアが必要な人のライフステージに応じた切れ目ない支援の充実、さらには、余暇活動の充実に向けた取組についても拡充します。

成果指標

成果指標名	前期の成果				計画目標値
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
障害者グループホームの施設数及び定員	目標	—	16施設 (定員100人)	未達成	16施設 (定員100人)
	実績	12施設 (定員74人)	12施設 (定員80人)		
第三者評価受審事業所数 [※]	目標	—	25事業所	達成	35事業所
	実績	11事業所	31事業所		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

障害者と家族が地域で暮らし続けられる社会の実現に向けて

- グループホームをはじめとした障害者の地域移行や親なき後を見据えた将来的な居住の場、障害者の生活体験や家族のレスパイトなど、多様な機能を果たす短期入所の充実が必要です。
- 総合支所の福祉総合窓口を中心とした重層的な相談体制の強化と、親なき後を見据えた地域生活支援拠点の充実が必要です。
- 障害者の心身の健康づくりや、社会参加につながる余暇活動の確保が必要です。
- 日常的に医療的ケアが必要な人が日常生活に困りごとを抱えないような支援に加え、家族の負担の軽減につながる取組が必要です。
- 障害福祉サービスや障害児通所支援における、スキルの高い支援員の確保や資質向上に向けた育成支援が必要です。

■ (仮称)南青山二丁目公共施設イメージ図





主な取組

① 地域移行や親なき後を見据えた住環境の整備

〔拡充・提言反映〕〔計画事業・重点課題6〕

障害者の地域移行や、親なき後を見据え、区立住宅等を活用した住居の確保に向け検討するとともに、障害者が職員の支援を受けながら施設内で生活できる日中サービス支援型グループホームの整備を着実に進めます。また、障害者や家族の生活において、レスパイトなど様々な面から支援する短期入所の充実に取り組みます。

② 日常生活を支えるサポート体制の強化〔提言反映〕

障害者がいつまでも地域で安心して生活できるよう、総合支所、障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所が連携した包括的な相談支援体制を強化するとともに、地域全体で障害者の親なき後や地域移行を支援する取組を充実します。また、生活介護等の日中活動の場や移動支援の拡充に取り組むとともに、発達障害や高次脳機能障害など様々な障害特性に応じたサービスを充実します。

③ 障害者が自分らしく豊かな生活を送るための支援の充実〔新規・提言反映〕

障害者が住み慣れた地域で人々との交流を深めながら、好きなスポーツをできる環境や文化芸術に触れられる機会を創出するなど、障害者の自分の趣味などの余暇活動を楽しめる場やメニューの充実に取り組みます。

④ 医療的ケアが必要な人のライフステージに応じた切れ目ない支援の充実〔拡充〕

医療的ケアが必要な障害児や障害者がライフステージに応じて安心して生活できるよう、医療的ケアを提供できる児童発達支援や放課後等デイサービス、生活介護などの充実に加えて、家族に対する相談支援の強化や必要な情報を分かりやすく発信する環境の整備に取り組みます。

⑤ 事業者によるサービスの量の確保と質の向上〔提言反映〕

障害者が必要なときに必要なサービスを受けられるよう、事業者の参入を促すための開設準備経費や、開設後の運営費等を補助することで安定的な運営を支援します。また、就職相談会や従業者養成研修への費用助成等を行うことで、サービスの担い手を確保します。さらに、事業者に対し第三者評価の受審を促すなど、サービスの質の向上を図ります。

港区ならではの
先進性・独自性

港区では、障害者の重度化・高齢化、親なき後を見据えたグループホームのニーズは高まり続けていることを受け、令和5(2023)年12月時点で特別区において3施設のみの日中サービス支援型グループホームを公の施設として整備を進めます。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画 ①～⑤、港区住宅基本計画 ①、港区スポーツ推進計画 ③、
港区学校教育推進計画 ③、港区文化芸術振興プラン ③、港区生涯学習推進計画 ③

短期入所

「障害者総合支援法」に基づくサービスの一つであり、介助者における疾病などの理由に伴い、障害のある人が居宅において生活を送ることが困難となった場合に、施設へ短期間入所すること。施設職員が入浴、排せつ及び食事の介護、その他の必要な支援を行うことで、障害のある方の日常生活を支えます。

レスパイト

休息という意味の言葉で、介護が必要な人を期間を定めて事業所で介護することで、その方の家族等に休養してもらうこと。

生活介護

「障害者総合支援法」に基づくサービスのこと。日中に施設において、常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、レクリエーション活動などの場を提供します。

高次脳機能障害

事故や病気などによる脳への損傷が原因で、約束を覚えていないなどの「記憶障害」、集中力が続かないなどの「注意障害」、計画を立てて実行できないなどの「遂行機能障害」などの症状が出る障害で、周囲からは体は元気そうとも思われるため、「見えない障害」と呼ばれます。

政策20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する

施策③ 特別な配慮の必要な子どもへの支援

目標・期待する成果

障害児の成長過程に応じた適切な支援を図るため、地域の発達支援体制の強化に加え、利用する児童や家族への支援を充実させるとともに、障害児のいる家族の就労支援に向けた子どもの居場所の確保・充実や、障害児の特性に合わせた専門性の高い支援を提供する事業所の育成を支援します。

改定のポイント

児童発達支援センターが中心となり、家族も含めた支援体制を強化し、発達支援を必要とする児童や家族への適切な支援に向けて、環境を整備します。また、障害児のいる家族の就労支援の観点から、子どもが利用できる居場所の確保や移動支援を充実するとともに、放課後等デイサービス事業所の誘致などの取組についても拡充します。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
児童発達支援センターの相談件数	目標	—	2,500件/年		達成 3,000件/年
	実績	1,713件/年	2,536件/年		
障害児通所支援利用者数 [※]	目標	—	500人/年		達成 1,360人/年
	実績	634人/年	1,240人/年		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

特別な配慮の必要な子どもと家族への早期からの支援の充実

- 障害児の保護者が安心して就労できる環境を整備するため、特に放課後や長期休業中における、子どもの居場所の確保や移動支援の充実が必要です。
- 障害児支援のニーズが増加・多様化し、子どもの成長過程に応じた本人や家族への支援の充実が求められており、児童発達支援センターをはじめ、区内の障害児通所支援事業所やみなと保健所など、地域全体における発達支援体制の強化が必要です。
- 放課後等デイサービスについて、障害児本人の特性に合った活動と支援が求められており、質の高い支援を提供する事業者の育成・確保が必要です。



SDGsとの関係

主な取組

① 児童発達支援センターを中心とした支援の充実

【拡充・提言反映】

地域の中核的な発達支援施設である児童発達支援センターが中心となり、区内の障害児通所支援事業所やみなの保健所等との連携強化を図りながら、障害児が成長過程に応じた効果的な支援を受けられるよう、総合的な相談体制を構築するとともに、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの充実に取り組みます。

② 家族が安心して就労できる環境の整備

【新規・提言反映】

障害児のいる家族が安心して就労できるよう、子どもが登校する際や学校から通所先に通う際の移動支援の充実や、夏休みなどの長期休業中も子どもが安全に過ごせる場の確保に取り組みます。

③ 地域全体で支える発達支援体制の強化

障害児と家族が地域で安心して暮らせるよう、子どもを支援する関係機関が連絡会や研修等を通じてそれぞれの強みを生かしながら連携を強化し、職員の育成支援や相談支援の充実など、地域全体で質を高める発達支援体制の強化に取り組みます。

港区ならではの
先進性・独自性

港区の未就学児人口は今後も中長期的に増え続ける見込みであり、発達支援の多様化や保護者が就労できる環境へのニーズが高いことが区の特徴であることから、子どもの発達に不安のある保護者が気軽に利用できるアウトリーチ型の相談支援や、児童発達支援センターと保育園を併用して利用できる通所支援に取り組みます。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画 ①～③、港区学校教育推進計画 ①

■ 児童発達支援センター通園の様子



■ 放課後等デイサービスの様子



アウトリーチ型の相談支援

児童発達支援センター（ばお）の職員がみなの保健所や総合支所、区民協働スペースに出向き、発達が気になる1歳から3歳の子どもと親を対象に、親子で楽しめる遊びや活動を提供するとともに、子どもの発達や親の関わりについて相談に応じる「ばお はったつのひろば」を令和5（2023）年度から開始しています。

政策20 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する

施策④ 障害特性に応じて就労できる仕組みづくり

目標・期待する成果

就労を通じて自分らしく自立した生活を送るために、福祉施設から一般就労への移行を促進するとともに、就労後も安心して働き続けられるよう就労定着支援を強化します。また、就労支援ネットワークを活用することにより、多様な働き方を創出し、障害者が自分の意思で選択できる就労の機会を充実します。

既定のポイント

障害者が自分の意思で選択できる就労機会を充実するため、障害者に対して、障害特性に応じた仕事の紹介、1時間から働ける超短時間就労の促進やデジタル技術を活用した働き方の推進など多様な就労支援に取り組むとともに、企業等に対して、障害者雇用に関する講演会やハローワークと連携した雇用促進に取り組みます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
福祉施設から一般就労へ移行した人数	目標	—	30人/年	達成	35人/年
	実績	31人/年	35人/年		
就労継続支援受給者数	目標	—	249人/年	達成	308人/年
	実績	224人/年	278人/年		

現状と課題

障害者が自ら選択して、自分らしく働ける就労機会の充実

- 障害者が就労を通じて自分らしく自立した生活を送るため、一般企業や就労継続支援事業所など多様な就労の場を確保し、障害特性に応じた就労を支援するとともに、就労後も安心して働き続けられる環境整備が必要です。
- 分身ロボットなどデジタル技術を活用した働き方や超短時間雇用の促進など、今まで意欲があっても就労に結びつかなかった障害者に対し、就労の選択肢を拡充する支援を強化することにより、障害者が自分の意思で選択できる就労機会の充実が必要です。



SDGsとの関係

主な取組

① 一般就労への移行と就労定着支援の強化 【提言反映】

一般就労を希望する障害者が自分らしく働けるよう、区の障害者就労支援センターや地域の就労支援事業所等との就労支援ネットワークを強化し、積極的な就労先の開拓や障害者への就労に必要な能力の習得支援に取り組みます。また、障害者が就労した後も、安心して働き続けられるよう、就労定着支援を強化します。さらに、障害特性により長い時間働くことができない障害者や、高齢化した障害者が働くことができるよう、超短時間雇用などの多様な就労機会の創出に取り組みます。

② あらゆる手段を活用した就労支援の推進 【提言反映】

障害者が自分の意思で選択できる就労機会を充実するため、分身ロボット等のデジタル技術の活用など多様な手段により区や一般企業等で働くことができる場を創出する取組を推進します。さらに、障害者就労施設等からの物品等の調達や区内の就労支援事業所の連携による共同受注を推進し、賃金や工賃の向上に取り組みます。

港区ならではの
先進性・独自性

新たな障害者就労機会の創出として、分身ロボットを活用した働き方の推進や超短時間雇用の促進を更に強化し、今まで就労意欲があっても就労に結びつかなかった障害者の就労支援に取り組みます。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画 ①～②

■ 連携企業と実施したマルシェの様子



■ 福祉売店「はなみずき」で就労する分身ロボット「OriHime」



福祉施設

「障害者総合支援法」に基づく就労移行支援や就労継続支援(A型・B型)を提供している事業所などのこと。

就労支援ネットワーク

港区障害者就労支援センターや地域の就労支援事業所等で構成。各事業所の支援内容の共有や、個別の事例検討から地域の課題を抽出し、解決策を検討するなど、地域の就労支援の質の向上に努めています。

超短時間雇用の促進

区が、精神障害や発達障害などの障害特性により長い時間働くことが難しい人に、週1時間からでも働ける仕事とのマッチングを支援することにより、障害のある人の就労機会を創出するとともに、雇用する企業の人材不足の解消に寄与する事業。

分身ロボットを活用した働き方

身体障害などの障害特性により外出や通勤が難しい障害のある人が、自宅から操作できる分身ロボットを活用して、接客・販売業務やイベントなどの案内業務を行う新たな働き方のこと。

政策21

区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する

政策のめざす方向性

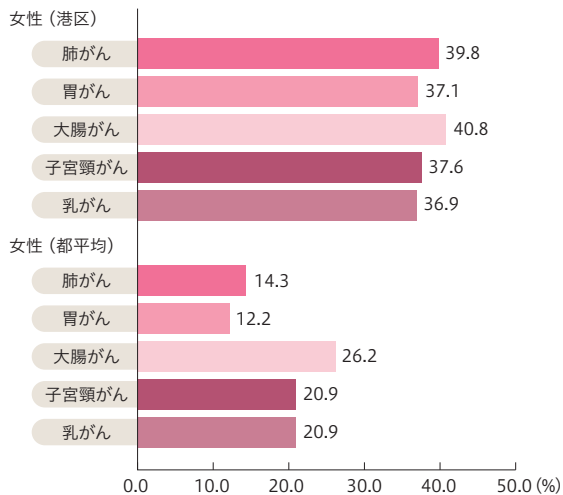
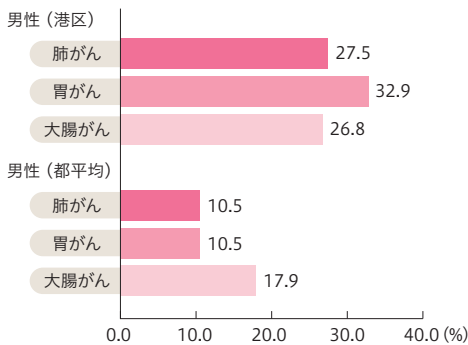
感染症対策に関する正しい知識の普及や感染防止に効果があるとされる予防接種の推進、医療体制の整備、関係機関との連携強化を行い、予防、医療、リハビリテーション等の体制を整え、安全・安心で健康的な生活を守ります。また、様々な育児支援を行うことで保護者の不安等を解消し、安心して育児に取り組むことができる環境を確保します。さらに、区民が自ら健康づくりに取り組み、生涯を通じて健康に暮らせるよう、健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とする健康診査・がん検診等の実施、全世代にわたる食育の取組を推進するとともに、「みんなで支え合って、生きる道を選べる港区」を実現するため、健康や福祉の視点に加え、社会・経済的な視点を含む包括的取組により自殺対策を推進します。食品、医薬品及び医療の安全や施設の環境衛生については、関係法令の遵守を事業者等に助言・指導し、自主的な衛生管理を推進するとともに、ねずみ・衛生害虫対策や動物愛護の取組を充実させ、快適で安心できる生活環境を確保します。

港区の現状

港区実施のがん検診受診率は東京都平均より高い

港区実施のがん検診受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2(2020)年度に低下したものの、東京都の平均と比べて高くなっています。がん死亡率を減少させるために、港区医師会や検診実施医療機関と連携した質の高い精度管理に取り組む必要があります。

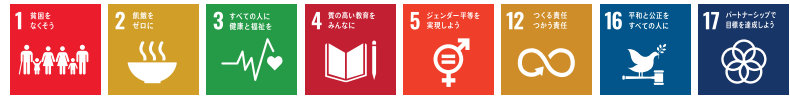
▶ 港区実施のがん検診受診率(令和3(2021)年度)



資料:東京都保健医療局データを基に作成

感染症対策の強化・推進

区民が感染症に対する正しい知識を持つことができるよう、区は、流行状況や感染症対策等についての情報を戦略的に発信することが求められています。また、新たな感染症の発生やまん延時に、医療機関や企業が多く、国内外からの人の流動が多い港区の特色を踏まえ、関係機関との連携を重視した医療提供体制を整備しておくことが重要です。さらに、若い世代の梅毒患者が増加傾向にあることから、性感染症の検査を拡充し、早期発見により速やかに治療ができる環境を整備します。



改定のポイント

新型コロナウイルス感染症により、感染症への関心が高まっています。これを機に新たな感染症に対する体制の整備を行うとともに、増加傾向にある梅毒などの性感染症への対策を図っていきます。また、みなとタウンフォーラムからの提言を受け、区内の病院や診療所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、事業者等を中心とした様々な関係機関との連携を強化します。さらに、「食育基本法」に基づく食育推進計画を策定し、全世代にわたる食育の取組を新たに追加するとともに、自殺につながる様々な問題解決を区全体の課題と捉え、新たな施策として「こころの健康づくり・自殺対策の推進」を追加しました。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値	
		当初	中間	達成状況	中間	最終
		令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策21 「区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する」について満足している区民の割合※	目標	—	39.8%			
	実績	36.9%	43.8%	達成	47.1%	48.2%

※ 令和4(2022)年度時点の実績を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

政策体系

政策21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する

施策① 感染症対策の強化・推進

主な取組

- ① 感染症対策の充実 **拡充**
- ② 新たな感染症に備えた体制の整備 **拡充**
- ③ 予防接種の充実 **拡充**

施策② 安心できる地域保健・地域医療体制の推進

主な取組

- ① 地域医療体制の充実 **拡充・提言反映**
- ② 災害時における保健・医療体制の整備
- ③ 支え合いによる地域保健活動の強化

施策③ 子どもの健康を守る体制をつくる

主な取組

- ① 妊娠期・産後の母子への支援の充実
- ② 母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化
- ③ 妊婦健康診査、乳幼児健康診査の推進

施策④ 全世代にわたる健康増進と食育の推進

主な取組

- ① 生活習慣病等の予防・改善 **提言反映**
- ② 口と歯の健康づくりの充実
- ③ がんの早期発見の推進
- ④ 地域で支えるがん対策の充実
- ⑤ たばこ対策の推進
- ⑥ 生涯を通じて食べる喜びや楽しさを実感できる食育の推進 **新規**

施策⑤ こころの健康づくり、自殺対策の推進

主な取組

- ① 自殺予防のための情報提供と普及・啓発 **拡充**
- ② 相談、支援の充実による自殺防止 **拡充・提言反映**
- ③ こころの健康づくりの推進 **提言反映**
- ④ 自殺未遂者の再企図防止と遺された方への支援 **拡充**

施策⑥ 快適で安心できる生活環境の確保

主な取組

- ① 食品の安全の確保 **拡充**
- ② 医療・医薬品の安全の確保
- ③ 環境衛生対策の充実
- ④ 快適な生活環境の確保 **拡充**

政策21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する

施策① 感染症対策の強化・推進

目標・期待する成果

コロナ禍を経て、新たな感染症に対する体制の整備が求められています。感染症対策に関する正しい知識の普及や感染防止に効果があるとされる予防接種の更なる推進により、区民が健やかで安心して質の高い生活ができるよう支援します。

改定のポイント

新型コロナウイルスの感染拡大により、感染症への関心が高まっています。これを機に新たな感染症に対する体制の整備を行うとともに、増加傾向にある梅毒などの性感染症への対策を図っていきます。また、感染防止に有効な手段である予防接種について、電子予診票等のデジタル化を推進します。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終 令和8 (2026)年度末
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	
HIV・性感染症の保健所及び医療機関検査件数※	目標	—	—	—	1,900件
	実績	832件	1,400件		
麻しん・風しん定期予防接種の接種率(第1期・第2期)	目標	—	第1期95% 第2期95%	達成	第1期95% 第2期95%
	実績	第1期94.5% 第2期80.6%	第1期95% 第2期95%		

※ 前期計画で設定していた成果指標に係る事業が令和4(2022)年度に終了したため、新たに成果指標を設定しました。

現状と課題

新たな感染症の発生等をはじめとする感染症対策の強化・推進

- 新型コロナウイルス感染症やエボラ出血熱などの新興感染症、デング熱等の再興感染症などの流行に備え、感染症対策を強化・推進していきます。
- 若い世代に増加傾向がある梅毒について、早期発見や早期治療に結びつけるための検査体制を拡充し、まん延防止対策を強化・推進する必要があります。
- コロナ禍を経験したことにより、区民の感染症への関心が高まっています。感染症の流行状況や感染症対策の正しい知識等の情報発信を戦略的に行っていく必要があります。
- 新たな感染症の発生やまん延時に、区内医療機関等と連携して切れ目のない一貫した医療提供体制へ迅速に移行するため、コロナ禍で培った経験や港区衛生試験所等を基盤にした更なる体制の整備が必要です。
- 予防接種は、感染症対策として基本的かつ効果的な対策の一つであることから、デジタル化を迅速に進めつつ、積極的に予防接種を推進していくことが重要です。

■ 港区衛生試験所の職員によるHIV・梅毒即日検査の様子





SDGsとの関係

主な取組

① 感染症対策の充実 (拡充)

コロナ禍を経験したことで、区民は身近にできる感染症予防への意識が高まっています。区は、一人ひとりの区民が平時から様々な感染症の予防、まん延防止を図れるよう、区ホームページやSNSなど、世代に応じてアクセスしやすい媒体を選択して情報を発信し、感染症対策の正しい知識の普及・啓発を強化します。また、近年、20歳代など若い世代の梅毒患者が増加傾向にあることから、みなと保健所で行う即日検査や区内医療機関と連携した性感染症の検査を拡充し、感染を早期に発見して適切な治療を開始できる環境を整備します。さらに、国内外の人の往来が活発になっていることを踏まえ、サーベイランス体制を強化して感染症の流入について注視し、変化があった場合には、まん延防止の対応を迅速に実施します。

② 新たな感染症に備えた体制の整備 (拡充)

新たな感染症に対応するため、コロナ禍で培った感染症対策の経験や、発展させてきた区内医療機関や企業等との緊密なネットワークを基盤に、国や東京都と連携した健康危機管理対策を強化します。新たな感染症の発生やまん延時に、相談から受診調整、検査から入院までの支援など、切れ目のない一貫した医療提供体制へ迅速に移行するためにも、平時から関係機関との役割分担や連携内容を明確化し、綿密な準備を通じて機動的な対策を実施できる体制を整備します。

③ 予防接種の充実 (拡充)

予防接種は、子どもから高齢者まで感染症の発生とまん延を防止するために必要な免疫を獲得する上で、最も基本的かつ効果的な対策の一つです。予防接種法に基づく定期予防接種や、区が独自に行う任意予防接種の費用助成(麻しん、風しん等)を着実に実施していくためにも、予防接種スケジュールをAIが提案するみなと母子(親子)手帳アプリなど各種媒体を活用して、接種漏れや接種間隔の誤りを防ぐなど、区民が安心して予防接種が受けられる体制を整備します。また、予防接種に関するデジタル化に向け、新たに電子予診票の発行の環境整備に取り組みます。

港区ならではの
先進性・独自性

港区では、HIVや梅毒の即日検査のほか、夜間に実施する新橋あんしん検査や医療機関でのai(アイ)チェックといった、匿名かつ無料で受けられるHIV・性感染症検査機会の提供により、感染症の早期発見に力を入れています。また、みなと母子(親子)手帳アプリを活用し、今後の予防接種情報の全国的なデジタル化に向け、積極的に取り組んでいます。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画 ①～③

■ みなと保健所健診フロアー



■ みなと母子(親子)手帳アプリ



政策21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する

施策② 安心できる地域保健・地域医療体制の推進

目標・期待する成果

新型コロナウイルス感染症により希薄化してしまった人とのつながりを取り戻し、更なる医療体制の整備や関係機関との連携強化を行い、予防、医療、リハビリテーション等の体制を整え、安全・安心で健康な生活を守ります。

改定のポイント

みなとタウンフォーラムの提言により、地域の実情に合わせた総合的な地域医療体制の実現が求められていることを受け、区内の病院や診療所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、事業者等を中心とした様々な関係機関との連携を強化します。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	
災害医療合同訓練等参加者の満足度 [※]	目標	—	80%	達成	85%
	実績	—	80%		
医療と介護の合同研修会参加者の満足度 [※]	目標	—	80%	達成	85%
	実績	—	80%		

※ 令和2(2020)年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため未実施

現状と課題

アフターコロナにおける医療体制の整備や関係機関との連携強化

- 新型コロナウイルス感染症による受診控えから一転して受診者が増加傾向にある区内医療機関の状況においても、区民が夜間や休日の急な体調不良時に受診できる医療提供体制を確保することで、真に医療を必要とする人が二次救急、三次救急の高度な医療を円滑に受けられる医療提供体制の整備が求められます。
- 国は「初期の治療は地域の医院・診療所」で行い、「高度・専門的治療を病院」で行うという医療機関相互の役割分担を推進しています。区民が身近な相談相手となる、かかりつけ医を見つけやすいよう関係団体と連携し、積極的な情報発信が求められています。
- 「港区地域防災計画」を踏まえ、首都直下地震に備え、災害時のフェーズに応じた医療体制の確保、妊産婦等への支援体制の整備、医療依存度の高い区民への支援体制についての関係団体との連携が必要です。
- コロナ禍の行動制限における運動機能の低下を解消するため、関係機関と連携し、予防、医療、リハビリテーション等の周知や情報共有が必要です。
- 区内の12の入院医療機関、約60の診療所、港区医師会等で発足された「みなと地域感染制御協議会」に参画し、医療機関が集積する港区の地域特性を踏まえた連携・取組を進め、感染症対策に取り組む必要があります。
- 国は保険医療機関・薬局にオンライン資格確認を原則義務化しましたが、十分にシステムの導入が進んでいません。重複投薬の防止や受付業務の効率化など、区民に質の高い医療を提供するため、区内の保険医療機関・薬局等のオンライン資格確認のシステム導入を推進することが必要です。



SDGsとの関係

主な取組

① 地域医療体制の充実 (拡充・提言反映)

地域医療体制の充実を図るため、区内の診療所等に対してマイナンバーカードを用いた資格確認のシステム整備費用に関する助成を実施し、診断、治療等の質の向上を図ります。また、周産期医療・小児医療や休日・夜間診療の充実、かかりつけ医等に関して普及・啓発や幅広い情報発信に取り組みます。令和4(2022)年度には、みなと地域感染制御協議会に参画し、区内医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携の強化を図り、地域医療体制の強化に取り組んでいます。

② 災害時における保健・医療体制の整備

首都直下地震等の災害時に区民が迅速かつ適切な医療を受けることができるよう、港区災害医療コーディネーター、区内病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携を強化し、災害のフェーズに応じた医療体制の確保や、要配慮者である妊産婦等の医療依存度が高い人への支援体制の整備を推進します。

③ 支え合いによる地域保健活動の強化

区民が住み慣れた地域で生涯にわたって健やかな生活が送れるよう、医療と介護、各関係機関、健康に関する自主活動グループなどの連携を強化し、お互いが支え合うことで高齢者や難病患者等の在宅療養支援や区民の健康づくりを推進します。

港区ならではの
先進性・独自性

港区では令和4(2022)年7月に地域医療連携担当課長を設置し、災害医療や感染症対策、リハビリテーション等の様々な分野において、区内の病院や診療所、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携強化を図っています。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画 ①～③、港区地域防災計画 ②

■ 災害医療合同訓練の様子



■ みなと地域感染制御協議会の様子



■ 区と区内12病院との災害時の緊急医療救護所に関する協定締結式



■ 港区健康づくりサポーターの活動(骨盤・筋膜ケアの講座)



周産期医療

周産期とは、妊娠22週から出生後7日未満までの期間をいい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性が高くなる期間です。周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に周産期医療と表現されています。

政策21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する

施策③ 子どもの健康を守る体制をつくる

目標・期待する成果

産後の母親は、慣れない育児や家族等の支援がなく休息が取れないことで、孤立感や育児不安を感じる場合があります。出産の前から妊婦が身近な場所で医療専門職に気軽に相談することができる伴走型の相談支援体制を確保するとともに、様々な育児支援を行うことで不安等を解消し、安心して育児に取り組むことができる環境を確保します。

改定のポイント

区は産後デイケア事業、外来型及び訪問型乳房ケア事業を開始しており、引き続き、受入施設の拡充など、妊娠期・産後の母子への支援の充実を図ります。

成果指標

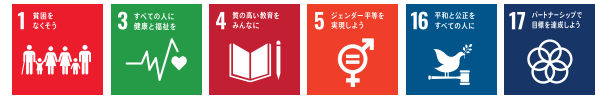
成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値
		当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業利用者数※	目標	—	318人/年	達成	384人/年
	実績	85人/年	366人/年		
3歳児健康診査の受診率	目標	—	87.9%	未達成	92.9%
	実績	79.3%	87.0%		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

安心して生み育てられる環境の確保

- 育児不安や育児ストレスを抱える保護者や児童虐待が増加する中、妊娠期から切れ目のない支援体制の構築、強化が重要です。
- 安心して子どもを出産し、子育てに取り組める環境の整備とともに、母子の状況に応じた適切な支援が提供できる体制構築が重要です。
- 区は、妊婦健診において、単胎の場合よりも頻回な受診が勧奨される多胎児への支援や、超音波検査の助成拡充などを実施しています。国や東京都の動向を注視し、引き続き実態に応じた支援の強化が必要です。
- 乳幼児の疾病や障害の早期発見に加え、要支援家庭の早期発見、保護者の育児不安の軽減・虐待予防に重点を置いた乳幼児健康診査の実施が求められています。乳幼児健診の質を確保するとともに、未受診者を把握し受診率を向上する必要があります。妊婦全員面接や新生児家庭訪問事業を通じ、出産前から身近な場所で医療専門職に気軽に相談することができる伴走型の相談支援体制を確保する必要があります。



SDGsとの関係

主な取組

① 妊娠期・産後の母子への支援の充実

母子保健の面から、出産・子育てに関する不安を軽減し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を強化します。助産師による母子保健相談、みなとプレママ応援事業（妊婦全員面接）、妊婦訪問、ママの健康相談、ショートステイ（宿泊）型・デイサービス（外来）型・アウトリーチ（訪問）型の産後ケア事業、関係機関とのネットワーク会議を実施します。

② 母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化

出産直後から自宅で安心して子どもを育てる環境を整備するため、新生児・妊産婦訪問指導（こんにちは赤ちゃん訪問）、サロン事業、各種相談事業、健康教育事業を実施します。また、子育てを通じて地域での友達づくりを促進する事業や、保護者自身が抱える心の問題に対する専門相談やグループワークを充実します。関係機関との連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組みます。

③ 妊婦健康診査、乳幼児健康診査の推進

妊婦、子どもの疾病や障害の早期発見に加え、要支援家庭の早期発見、保護者の育児不安や育児ストレス等の軽減、虐待予防に重点を置き、妊婦健康診査と乳幼児健康診査を実施します。乳幼児健康診査の未受診者に対しては、子ども家庭支援センターと連携して受診勧奨を強化するとともに、3歳児健康診査の土曜日や平日午前の実施など受診しやすい環境の整備、医療機関や保育園等関係機関との連携を通じ、健診受診率の向上を図ります。

港区ならではの
先進性・独自性

新たに開始した産後デイケア事業、外来型及び訪問型乳房ケア事業は、合計12回利用可能で、みなと母子（親子）手帳アプリで予約できるなど、区民にとって利用しやすい仕組みを構築しています。

関連計画等

[関連計画等の詳細](#)


港区地域保健福祉計画 ①～③、港区子ども・子育て支援事業計画 ③

■ 出産・子育て応援事業のご案内



■ みなとプレママ応援事業（妊婦全員面接）



産後ケア

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援を行うこと。

政策21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する

施策④ 全世代にわたる健康増進と食育の推進

目標・期待する成果

区民が自ら健康づくりに取り組み、生涯を通じて健康に暮らせるよう、健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とする健康診査・がん検診等の実施、全世代にわたる食育の取組を推進します。

改定のポイント

「食育基本法」に基づく食育推進計画を策定し、全世代にわたる食育の取組を新たに追加しました。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
生活習慣の改善意欲・取組率	目標	—	79.2%	達成	80.4%
	実績	79.4%	79.2%		
がん検診受診率	目標	—	43.0%	未達成	50.0%
	実績	26.0%	35.0%		

現状と課題

全ての区民が健やかで心豊かに生活できる社会の実現

- 区民の死亡原因のうち、生活習慣に起因するがん、心疾患・脳血管疾患等の循環器系の疾患や慢性閉塞性肺疾患等の呼吸器系の疾患は、全体の約60%を占めており、生活習慣病の予防対策が引き続き重要な課題です。
- 生活習慣病は、栄養・食生活、運動、睡眠、飲酒、喫煙などの生活習慣によって引き起こされます。乳幼児期、学齢期、働き盛り世代、高齢世代などのライフステージや、子ども、高齢者、女性、健康無関心層などの属性に応じた健康づくり支援を総合的に推進する必要があります。
- 死亡原因の1位であるがんに対しては、禁煙等の生活習慣改善に加え、早期発見・早期治療のためのがん検診の推進が重要です。区は、令和3(2021)年度から2か年度にわたり、学識経験者、医師、区民等が参画する「港区が実施するがん検診のあり方検討会」を開催し、がん検診の体制等に関する議論を行いました。
- がんを罹っても、患者とその家族が住み慣れた地域で質の高い生活を送れるよう支援するため、がん在宅緩和ケア支援センターを拠点に、在宅がん患者とその家族の不安軽減や療養生活の質の向上を図っています。
- 歯周疾患は全身の健康と関連しており、歯・口腔の健康は社会生活の質の向上にも寄与します。歯周疾患の予防や口腔機能の獲得、維持、向上など、歯・口腔の健康づくりを推進する必要があります。
- これまで取り組んできている乳幼児や学齢期の子どもを対象とした食育に加え、乳幼児期から高齢期までの全世代に対する食育推進の計画を定め、在勤・在学を含む区民等に対する食育を一層強化する必要があります。



SDGsとの関係

主な取組

① 生活習慣病等の予防・改善 (提言反映)

生活習慣病の予防や健康増進に関する正しい最新知識を普及・啓発する健康教育とともに、がんや新型コロナウイルス等も含めた身近な健康上の相談に医療専門職が応じる健康相談の実施により、区民が健康でいきいきと生活できるよう支援します。アプリによるインセンティブなど新たな手法も活用して健康診査を推進し、健診結果に基づく適切な保健指導により生活習慣改善につなげます。健康増進センター（ヘルシーナ）では、港区医師会と連携した健康度測定に基づく運動プログラムの作成や魅力的な教室事業の実施等を通じて区民の健康づくりを支援します。

② 口と歯の健康づくりの充実

乳幼児期から高齢期まで、区民がそれぞれのライフステージにおいて健康で質の高い生活を送ることができるよう、お口の健診等を通じて口と歯の健康づくりを総合的かつ計画的に推進します。後期高齢者に介護予防にも着目したお口の健診や、80歳になっても20本以上の歯を保つ8020運動を継続して推進するとともに、みなと保健所の港区口腔保健センターにおいて、一般の歯科診療所で受診困難な障害者の歯科診療等を行います。

③ がんの早期発見の推進

「港区が実施するがん検診のあり方検討会」の議論を踏まえ、国が推進する、がんによる死亡率減少効果が科学的に証明されている5つのがん（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん）の検診を高い精度管理のもとで実施する体制を構築するため、港区医師会等の関係団体との連携を強化します。

④ 地域で支えるがん対策の充実

がん患者とその家族が、がんと診断された初期段階から住み慣れた地域でがん緩和ケアを受けられるよう、医療、看護、福祉等の連携推進を図り、がん在宅緩和ケア支援センターを拠点とした事業を展開していきます。

⑤ たばこ対策の推進

たばこによる健康への悪影響に関する知識の普及・啓発に取り組みとともに、禁煙外来治療費助成、禁煙支援薬局など禁煙に取り組む人を支援します。また、「健康増進法」及び「東京都受動喫煙防止条例」に基づく受動喫煙防止対策が適正に講じられるよう、飲食店等の管理者を支援します。

⑥ 生涯を通じて食べる喜びや楽しさを実感できる食育の推進 (新規)

地域特性を生かした食育を推進し、港区ならではの食文化を醸成するため、家庭や地域での共食の推進、地域において食育に取り組む団体ネットワークづくり等の支援、食を通じた多文化・多様性の理解促進に取り組みます。また、「食育基本法」に基づく生涯を通じた食育の理念を普及・啓発するため、乳幼児期や学齢期、働き盛り世代、高齢期にわたる全世代を通じた食育にきめ細かに取り組みます。さらに、地球環境に配慮し持続可能な食を支える環境を整備するため、食の安全に関する普及・啓発、食品ロスの削減、災害に備えた食糧・栄養対策に取り組みます。

港区ならではの
先進性・独自性

港区ならではの食育を推進するため、全世代を対象にライフステージに応じた取組を展開します。昼間人口が多く、在住・在学者を含めた区民等の食育・健康づくりを支援するため、職域・産業保健、経済産業省が推進する健康経営優良法人等とも連携した取組を実施します。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画 ①～⑥、港区国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）①～③、港区国民健康保険特定健康診査等実施計画 ①

健康講座の様子



がん在宅緩和ケア支援センター



緩和ケア

生命を脅かす病に関連する問題に直面している患者とその家族のクオリティ・オブ・ライフ（QOL:生活の質）を、痛みやその他の身体的・心理社会的・スピリチュアルな問題を早期に見出し的確に評価を行い対応することで、苦痛を予防し和らげることとあわせて向上させるアプローチのこと。

政策21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する

施策5 心の健康づくり、自殺対策の推進

目標・期待する成果

「みんなで支え合って、生きる道を選べる港区」を実現するため、健康や福祉の視点に加え、社会・経済的な視点を含む包括的取組により、心の健康づくりと自殺対策を推進します。

改定のポイント

自殺につながる様々な問題解決を区全体の課題と捉え、新たな施策として「心の健康づくり、自殺対策の推進」を追加しました。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
職場のメンタルヘルス講演会において理解できた受講者の割合 [※]	目標	—	85.0%	達成	100.0%
	実績	100.0%	89.0%		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

「生きる支援」としての総合的な自殺対策

- 社会情勢の急激な変化や個人のライフスタイル、働き方の多様化等に伴い、うつ病を含む気分障害患者が増加しています。早期に適切な相談機関へつながるよう支援することが重要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響や経済状況の悪化、人間関係やコミュニティの変化等により、様々な問題を抱える人が増加しています。
- 全ての人々が安心して生きていけるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な支援を含む包括的な取組が必要です。そのためには、区民や関係機関・関係団体の理解・協力が必要です。
- 若い世代の死亡率は自殺が最多となっています。子どもや若者たちへの支援とともに、子どもたちと日々接する人々への働きかけが必要です。
- 自殺した人の約2割が自殺未遂をしています。自殺未遂者は繰り返し自殺企図をする可能性が高く、早期に再企図を防ぐための取組が重要です。



SDGsとの関係

主な取組

① 自殺予防のための情報提供と普及・啓発 **〔拡充〕**

様々な悩みを抱えた人が問題解決に向けた手がかりを見つけてことができるよう、多方面からの情報提供を行います。また、区の自殺対策の取組について総合的に発信し、区民や関係機関等への自殺対策の理解促進を図ります。

② 相談、支援の充実による自殺防止 **〔拡充・提言反映〕**

相談機関との連携を密にし、相談支援体制を強化することにより、自殺につながる様々な要因に対応できる機関の充実を図ります。また、自らゲートキーパーとして活動できる区民を養成するとともに、区職員等で様々な分野で専門性の高い相談窓口職員の育成を行うことにより、「生きる支援」ができる人材育成を推進します。

③ こころの健康づくりの推進 **〔提言反映〕**

広く区民に向けて正しい知識の普及・啓発を図るとともに、医療機関、関係機関と連携し、こころの病気を抱える人が地域で安定した生活ができるよう支援します。また、子どもや若者、働き盛り世代など、全ての世代へのこころの健康づくりを通じ、自殺予防への取組を推進します。

④ 自殺未遂者の再企図防止と遺された方への支援 **〔拡充〕**

自殺未遂者や自殺企図を繰り返す人とその家族に対して、安心して生活ができるよう、各機関と協力して、包括的な支援に取り組める体制を整備します。また、自死遺族やその他の死別による遺族等への総合的な支援の充実や区民等への自死遺族等に対する理解促進を図ります。

港区ならではの
先進性・独自性

区では、国の動きに先行して、特別区で初めて、平成26(2014)年9月に「港区自殺対策推進計画」を策定し、計画に基づき、関係機関と連携しながら自殺未遂者や自死遺族への支援などの新たな事業や普及・啓発、人材育成等に取り組んでいます。

関連計画等

[関連計画等の詳細](#)


港区地域保健福祉計画 ①～④

- こころといのちを支えるキャンペーンの展示
(みなと保健所待合スペース)



- SOSの出し方及びゲートキーパー養成講座の様子(区内中学校)



政策21 区民が健やかで安全に暮らすことができるよう支援する

施策⑥ 快適で安心できる生活環境の確保

目標・期待する成果

食品、医薬品及び医療の安全や施設的环境衛生に関する法令遵守を事業者等に助言・指導し、自主的な衛生管理を推進するとともに、ねずみ・衛生害虫対策や動物愛護の取組を充実させ、快適で安心できる生活環境を確保します。

改定のポイント

コロナ禍で事業者への立入検査などを一部制限したため、営業実態の把握が難しい状況が続き、改正食品衛生法や改正動物の愛護及び管理に関する法律などの周知に影響が出ました。アフターコロナに向けて改正内容等の普及・啓発を強化し、速やかに新たな制度を定着させるとともに、定期的な監視指導で既存制度の適切な運用の維持継続を図ります。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終 令和8 (2026)年度末
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	
区ホームページの食品衛生情報へのアクセス数 [※]	目標	—	1,900アクセス /年	達成	3,300アクセス /年
	実績	2,260アクセス /年	3,000アクセス /年		
住宅宿泊事業届出施設に関する苦情件数	目標	—	35件/年	達成	25件/年
	実績	19件/年	25件/年		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

快適で安心できる生活環境の確保

- 食の安全や住まいの衛生を確保するため、事業者等を監視指導し、法令遵守や自主衛生管理の取組を支援するとともに、区民に食品や生活衛生に関する情報提供と啓発を実施しています。
- 飲食店、理・美容所、宿泊施設、公衆浴場など不特定多数の人が集まる施設が多数あり、コロナ禍での感染症対策も踏まえ、健康被害や集団感染を防止するため監視指導を実施しています。
- 医療・医薬品の安全確保のため、医療機関等への指導や医療・医薬品等に関する情報提供を実施しています。
- ねずみ・衛生害虫の防除対策に取り組んでいます。
- 動物愛護や動物を飼うときのマナーなどの啓発とともに、地域猫対策など、人と動物が共生できる環境づくりに取り組んでいます。



主な取組

① 食品の安全の確保 (拡充)

「食品衛生法」で制度化された「HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理」を定着させるため、食品等事業者に対しデジタルを活用した導入支援や定期的な監視を実施して、必要な助言や指導を行います。また、区民や食品等事業者に食品衛生情報を多様な方法で効果的に提供して食品衛生の向上を図り、食品の安全を確保します。

② 医療・医薬品の安全の確保

区民、医療機関、薬事関係機関に必要な情報をSNSや区ホームページを通じて発信するとともに、区民からの医療等に関する相談に対応する医療相談窓口について、区民等がより活用しやすいように周知していきます。また、医療機関、薬事関係機関に対し、必要に応じ監視指導を行い、区民等に対する医療・医薬品の安全・安心を確保します。

③ 環境衛生対策の充実

環境衛生関係営業施設や住宅宿泊事業、大規模ビル、水道施設に関する区民向け、事業者向けの情報を区ホームページに掲載します。また、区民が安心して施設を利用できるよう、立入検査を実施するとともに、事業者向けの講習会を開催し、必要な衛生指導を行います。

④ 快適な生活環境の確保 (拡充)

衛生的な室内環境やねずみ・衛生害虫の対策、動物愛護についての情報の発信や区民からの相談対応を行います。また、区民向けの環境衛生講話や衛生害虫の薬剤等による防除対策事業、ペットの適正飼養について様々な形でのマナー啓発事業を実施し、快適で住みやすい生活環境の構築に取り組みます。

港区ならではの
先進性・独自性

港区は小規模事業者が営業する飲食店や理・美容所などが多いことが特徴です。このため、新たな制度の導入や衛生管理が事業者の過度な負担とならないよう、分かりやすく解説した動画やリーフレットなどを作成し、区ホームページで公開しています。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区地域保健福祉計画 ①～④、港区食品衛生監視指導計画 ①

■ みなと保健所作成の食品衛生法改正の内容と食品衛生管理を分かりやすく解説した動画



HACCP(ハサップ)

Hazard Analysis and Critical Control Point の略称で「危害要因分析重要管理点」と訳されます。食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

政策22

誰もがスポーツを楽しむことができる 機会の確保と環境を整備する

政策の めざす 方向性

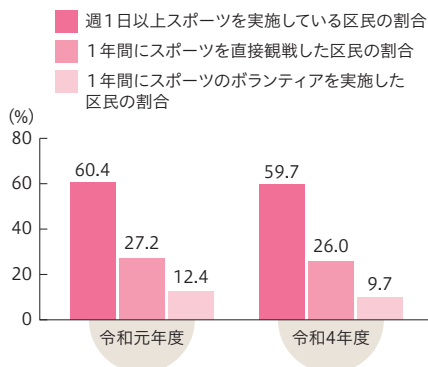
新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化をはじめとした社会動向を踏まえ、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に楽しみ、継続できるスポーツ活動を推進します。スポーツ施設の計画的な整備によるスポーツ活動の場の確保やスポーツ活動を支援する担い手の育成を推進するとともに、区内企業等との連携や観光資源を活用することで、スポーツを「する」「みる」「ささえる」機会の創出やスポーツ活動の活性化につなげます。また、障害者が日常的にスポーツに親しめるような環境づくりの取組や障害の有無にかかわらず誰もが参加できるスポーツの機会を拡充し、障害者スポーツの普及・啓発と理解促進を図ります。

港区の現状

区民のスポーツの実施状況

成人の週1日以上スポーツ実施率は、59.7%（令和4（2022）年11月）となっており、前回調査時（令和元（2019）年10月）の60.4%と比べてわずかに減少しています。同様に、1年間にスポーツを直接観戦した区民の割合は26.0%（前回調査時27.2%）、1年間にスポーツのボランティアを実施した区民の割合は9.7%（前回調査時12.4%）となっており、前回調査時よりわずかに減少しています。

▶ 区民のスポーツ実施等の状況

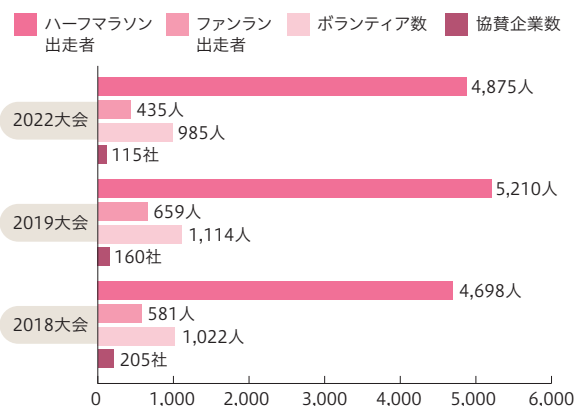


資料：「港区スポーツ推進計画の改定に向けたアンケート調査報告書」（令和5（2023）年3月）を基に作成

MINATOシティハーフマラソンを支える参加者等

子どもから高齢者まで、国籍、障害の有無にかかわらず誰もが参加できるMINATOシティハーフマラソンは、全国各地から参加するランナー、沿道から盛り上げる観戦者や地域団体、大会の主旨に賛同いただいた企業やボランティアなど、多くの方々の参画と協力に支えられています。このようなスポーツを「する」「みる」「ささえる」全ての人が主役となり、楽しむことができる大会を通じて、スポーツ活動の拡大を図ります。

▶ MINATOシティハーフマラソンの参加実績



※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020大会及び2021大会は開催中止

※2018大会におけるファンランの出走者数は未計測であり、記載の数値は、「申込者数」を表示。2019大会以降は、「出走者数」を表示

※2019大会のファンランの定員は700人で、それ以外の大会の定員は500人



SDGsとの関係

改定のポイント

コロナ禍での運動機会の減少による運動不足や子どもの体力低下、「誰もが気軽に参加したいときに自分に合ったスポーツに親しむ環境やきっかけをつくる」というみなとタウンフォーラムからの提言等を踏まえ、子どもから高齢者まで、生涯を通じて誰もが身近な場所で気軽にスポーツを楽しむことができるスポーツ施策を推進します。また、東京2025デフリンピック開催や(一社)日本障がい者サッカー連盟との連携協力協定を踏まえ、障害の有無にかかわらず、ともにスポーツを通じて交流できる機会の創出と共生社会の実現に向けて取り組みます。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値	
		当初	中間	達成状況	中間	最終
		令和元 (2019)年度	令和4 (2022)年度		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度末
政策22 「誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する」について満足している区民の割合※	目標	—	30.9%	達成	41.6%	42.4%
	実績	28.6%	39.0%			

※ 令和4(2022)年度時点の実績を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

政策体系

政策22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する

施策① 誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進

主な取組

- ① スポーツ活動に親しむ機会の充実と健康づくり **提言反映**
- ② スポーツ観戦機会の創出
- ③ 港区の特性や資源を生かしたスポーツ活動の推進
- ④ 障害者がスポーツに親しめる環境づくりと理解の促進 **拡充**
- ⑤ 子どものスポーツ活動の推進 **新規**
- ⑥ MINATOシティハーフマラソンの開催

施策② スポーツ活動を支援する担い手の育成と団体等との連携

主な取組

- ① スポーツボランティアの育成と活用
- ② 総合型地域スポーツ・文化クラブ(スポーカル)の活性化
- ③ 地域スポーツ団体の活動支援
- ④ (公財)港区スポーツふれあい文化健康財団との連携
- ⑤ (一財)港区体育協会との連携
- ⑥ 競技団体との連携

施策③ スポーツを楽しむ場の確保と利用促進

主な取組

- ① 区立スポーツ施設等の計画的な整備と充実 **拡充**
- ② 学校施設の活用の推進
- ③ 企業・大学等のスポーツ施設の活用の推進

デフリンピック

耳の聞こえない選手のための国際的なスポーツ大会。オリンピックと同じように4年に1度、夏季大会と冬季大会が2年ごとに交互に開催されます。

政策22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する

施策① 誰もが気軽に楽しめるスポーツ活動の推進

目標・期待する成果

区民一人ひとりが自身の興味や関心、目的に応じて、いつでも、どこでも、誰とでも、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、スポーツを楽しむことができるように、身近な場所で気軽に多様なスポーツに親しめる機会を創出します。さらに、継続的なスポーツ活動へと促す取組を推進し、区民の体力向上、健康維持、増進につなげます。

改定のポイント

コロナ禍での運動機会の減少による運動不足や子どもの体力低下、みなとタウンフォーラムからの「スポーツ教室や体験会の充実」等の提言を受け、子どものスポーツ活動の促進やスポーツをする場の更なる充実等に取り組みます。また、障害者が日常的にスポーツに親しめる環境づくりと障害者スポーツの理解促進を図り、スポーツを通じた共生社会の実現に取り組むほか、世界陸上や東京2025デフリンピック開催を契機に、スポーツを見る機会の拡充に取り組みます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
地域スポーツ教室参加者の満足度※	目標	—	80%	達成	98%
	実績	75%	98%		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

誰もが身近な場所で気軽に楽しめる多様なスポーツ施策の展開

- スポーツ活動を「する」「みる」「ささえる」といった多様なスポーツ施策に対応する必要があります。
- 多くの企業やトップレベルのチーム・アスリートの集積、観光資源や水辺空間などの地域特性の活用、先端技術を活用した新たなスポーツの楽しみ方の創出など、区の特性を活用した取組が求められています。
- 東京2025デフリンピック開催や(一社)日本障がい者サッカー連盟との連携協力協定を契機として、国籍や年齢、障害の有無にかかわらず参加できるスポーツを通じた交流を推進する施策を充実し、共生社会の実現に向けた取組が必要です。
- 人生100年時代の到来を踏まえ、健康づくりのための身体活動を促進する取組が求められています。
- コロナ禍の影響によるスポーツをする場の変化を踏まえ、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむことができるよう、オンライン配信によるスポーツコンテンツの充実が必要です。
- 子どもの体力低下やコロナ禍での運動機会減少を回復するため、スポーツ活動の機会の拡充が求められます。

■ (一社)日本障がい者サッカー連盟との連携協力協定締結式

■ ボルダリング(白金小)





SDGsとの関係

主な取組

① スポーツ活動に親しむ機会の充実と健康づくり

【提言反映】

子どもから高齢者まで、国籍、障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に「する」スポーツに親しめるよう、多様な種目のスポーツ教室を開催するほか、いつでも、どこでも、気軽にスポーツを楽しむことができるよう、オンライン配信によるスポーツコンテンツを充実します。また、区民の主体的なスポーツ活動を支援するため、「する」スポーツ情報の発信を強化します。さらに、継続的なスポーツ活動を促し、体力向上、健康の維持、増進につながる取組を推進します。

② スポーツ観戦機会の創出

「みる」スポーツの推進は、区民のスポーツに対する魅力の実感や関心を高めることなど重要な意義を持ちます。「みる」スポーツを楽しむ区民を増やすため、スポーツ大会や試合の誘致、世界陸上や東京2025デフリンピック開催を踏まえたスポーツ観戦機会の提供など、トップアスリートの競技を間近で観戦することで、スポーツの興奮や感動を共有する機会を創出します。

③ 港区の特性や資源を生かしたスポーツ活動の推進

区内には、観光資源、水辺空間などの立地特性や、多くの企業や商業施設があり、トップレベルのスポーツチームやアスリートが集まる特性があります。こうした地域特性を活用し、区民との交流機会を創出することで、地域における区民のスポーツ活動を推進します。さらに、区内企業や大学等と連携し、先端技術を活用したeスポーツ体験等の新たなスポーツの楽しみ方を創出します。

④ 障害者がスポーツに親しめる環境づくりと理解の促進【拡充】

障害者が安心して日常的にスポーツに親しめるよう、スポーツ活動の場の確保やスポーツ教室等を実施します。また、障害の有無にかかわらず一緒にスポーツを楽しめるよう、スポーツ施設のバリアフリー化や、機材・設備の充実を図るなど、ともにスポーツができる社会の実現に取り組みます。

⑤ 子どものスポーツ活動の推進【新規】

子どもから高齢者まで、国籍、障害の有無にかかわらず、多くの区民が参画できるスポーツを通じた地域共生社会の実現を目的として、「MINATOシティハーフマラソン」を開催しています。開催に当たっては、区内企業や様々な関係団体等と連携するほか、区民等が大会ボランティアとして参加することで、「MINATOシティハーフマラソン」を、地域ぐるみで世界に誇れる大会へと創り上げ、また、育てていくことによって、コミュニティの活性化、港区への愛着と誇りの創出につなげます。

⑥ MINATOシティハーフマラソンの開催

東京2020大会の貴重なレガシーとして継承するとともに、子どもから高齢者まで、国籍、障害の有無にかかわらず、多くの区民が参画できるスポーツを通じた地域共生社会の実現を目的として、「MINATOシティハーフマラソン」を開催しています。開催に当たっては、区内企業や様々な関係団体等と連携するほか、区民等が大会ボランティアとして参加することで、「MINATOシティハーフマラソン」を、地域ぐるみで世界に誇れる大会へと創り上げ、また、育てていくことによって、コミュニティの活性化、港区への愛着と誇りの創出につなげます。

港区ならではの
先進性・独自性

子どもから高齢者まで、国籍、障害の有無にかかわらず、多くの区民等の参加や交流ができる「MINATOシティハーフマラソン」の開催や、障害者スポーツの競技団体との協定に基づく、障害者スポーツの理解促進、共生社会の実現に向け、「する」「みる」「ささえる」スポーツ活動を一層推進していくよう、区を挙げて取り組んでいます。

関連計画等

港区スポーツ推進計画 ①～⑥

関連計画等の詳細



政策22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する

施策② スポーツ活動を支援する担い手の育成と団体等との連携

目標・期待する成果

区民のスポーツ活動を支えるボランティアの育成や指導者の確保に向けた取組を推進するとともに、情報発信を強化し、スポーツを「ささえる」活動の拡充に取り組みます。また、総合型地域スポーツ・文化クラブ(スポーカル)への支援とともに、(公財)港区スポーツふれあい文化健康財団や(一財)港区体育協会、障害者スポーツの競技団体など、多様な主体との連携を推進することで、身近な場所で気軽にスポーツができる機会を創出し、地域のスポーツ活動の活性化を図ります。

改定のポイント

区民が身近な場所で気軽にスポーツに親しむことができるよう、港区スポーツ推進委員協議会等の地域スポーツ団体の活動を支援するとともに、みなとタウンフォーラムの提言も踏まえ、(公財)港区スポーツふれあい文化健康財団や(一財)港区体育協会等、様々な団体と連携し、区民が気軽にスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことができる機会を創出します。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	達成状況	令和8(2026)年度末
ポート・スポーツ・サポーターズクラブ(スポーツボランティア育成事業)の参加者数	目標	—	200人/年	達成	250人/年
	実績	64人/年	220人/年		
総合型地域スポーツ・文化クラブ(スポーカル)の会員数*	目標	—	840人	達成	1,405人
	実績	591人	1,315人		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

地域で仲間とスポーツを楽しめる環境づくりの推進

- 区民のスポーツ活動を支える担い手としてスポーツボランティアを育成するほか、部活動の地域移行等を踏まえ、充実した指導ができる指導者の確保が必要です。
- スポーツボランティアの活動の場を広げる取組が必要です。
- 区民のスポーツ活動への参加の拡大を図るため、地域スポーツ団体の活動支援や関係団体との連携が必要です。
- 4地区で活動する総合型地域スポーツ・文化クラブ(スポーカル)の活動の支援、スポーカルの運営や組織の支援を継続するほか、未設置の地域に対し、設立に向けた支援が必要です。

■ スポーカル活動の様子





主な取組

① スポーツボランティアの育成と活用

区内で開催される大規模なスポーツの催し物から日常的な生涯スポーツの場面まで、区民のスポーツ活動を支える人材育成(ポート・スポーツ・サポーターズクラブ)に取り組みます。また、スポーツボランティアが活躍できる場を増やすため、ホームページやSNS等による情報発信の強化に取り組み、スポーツを「ささえる」活動の充実を図ります。

② 総合型地域スポーツ・文化クラブ(スポーカル)の活性化

総合型地域スポーツ・文化クラブ(スポーカル)は、地域コミュニティの活性化の核となることを目的としたクラブです。区民が地域で身近にスポーツを楽しめる場として、活動の場の確保や日常的な運営を支援することで、スポーカルの活性化を図ります。さらに、区内全域で区民が身近にスポーツを楽しめる場を確保するため、未設置の地域への設立に向けた支援に取り組みます。

③ 地域スポーツ団体の活動支援

スポーツを通じた仲間づくり、地域づくりを推進するため、港区スポーツ推進委員協議会や社会体育団体等の地域スポーツ団体の活動を支援するほか、団体の活動を通じて、区民が身近な場所で気軽にスポーツに参加する機会を創出します。

④ (公財)港区スポーツふれあい文化健康財団との連携

子どもから高齢者まで、国籍、障害の有無にかかわらず、誰もが参加できるスポーツ事業を実施している(公財)港区スポーツふれあい文化健康財団と連携し、区民のスポーツ活動の普及に取り組みます。

⑤ (一財)港区体育協会との連携

競技スポーツにおける競技力の強化や指導者の育成、青少年の育成を役割とする(一財)港区体育協会と連携し、次代を担う青少年の健全育成、子どもから高齢者の健康増進となる様々なスポーツ振興に取り組みます。

⑥ 競技団体との連携

地域社会におけるスポーツの発展を目的として、競技団体と協定を締結しています。互いが有する資源を活用し、連携することで、スポーツ振興事業を推進します。

港区ならではの
先進性・独自性

東京2020大会のレガシーとして、スポーツボランティア(ポート・スポーツ・サポーターズクラブ)を育成し、MINATOシティハーフマラソンなど、区内のスポーツイベントで活動しています。令和5(2023)年7月、(一社)日本障がい者サッカー連盟とスポーツを通じた地域社会の発展に関する連携協力協定を締結しました。総合型地域スポーツ・文化クラブ(スポーカル)では、六本木、高松、青山に続き、新たに「スポーカル三田」が令和5(2023)年10月に設立されました。部活動の地域移行を受けて、令和5(2023)年度から区立中学校の全ての部活動に部活動指導員を配置しています。

関連計画等

港区スポーツ推進計画 ①～⑥

関連計画等の詳細



■ スポーツボランティア(ポート・スポーツ・サポーターズクラブ)講座及び実践活動の様子



政策22 誰もがスポーツを楽しむことができる機会の確保と環境を整備する

施策③ スポーツを楽しむ場の確保と利用促進

目標・期待する成果

区立スポーツ施設等の計画的な整備と充実、学校施設の活用を通じて、区民の誰もが身近で安全にスポーツができる環境を整備します。また、区内の既存施設の活用や企業、大学等との連携により、区民のスポーツ活動の場の拡大を図ります。

改定のポイント

コロナ禍においては、区立スポーツ施設の利用者数は減少していましたが、アフターコロナに向かう過渡期においては、利用者数が回復傾向にあるとともに、今後の人口増加に伴い、更なる利用者の増加が見込まれます。これらの需要に応えることができるよう、誰もがスポーツを楽しむことができる環境を整備していきます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	
区立スポーツ施設の利用者数*	目標	—	940,000人/年		1,000,000人 /年
	実績	677,877人/年	990,000人/年		
学校施設の利用者数*	目標	—	365,800人/年		600,000人 /年
	実績	268,325人/年	555,000人/年		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

身近な場所で気軽に運動できる環境づくりの推進

- 区民が、身近な場所で安全で気軽にスポーツに親しむためには、予防保全の視点を踏まえた計画的な区立スポーツ施設の維持保全が必要です。
- 様々なスポーツのニーズに対応するため、既存施設や企業、大学等の施設の活用により、スポーツをする場の拡大や確保が求められます。

■ 麻布運動場(野球場)



■ 芝公園多目的運動場(アクアフィールド芝公園)





SDGsとの関係

主な取組

① 区立スポーツ施設等の計画的な整備と充実 **〔拡充〕**

区内には、スポーツセンターや運動場、武道場など、様々な区立スポーツ施設があります。区民がより身近な場所で安全に多くの種目のスポーツ活動を楽しめるように、予防保全の視点も踏まえた計画的な維持保全に努め、スポーツ施設を安全に運営していきます。また、北青山三丁目に多種目の利用が可能な新たな区立スポーツ施設を整備するほか、既存のスポーツ施設をはじめとする区有施設等の改修や再整備の際に利用者のニーズを踏まえた機能拡充に取り組むなど、スポーツ活動の場の整備と充実を図ります。

② 学校施設の活用の推進

区立小・中学校は、学校施設の開放などを通じて、地域の人々の身近なスポーツ活動の場として親しまれています。区立小・中学校の校庭や体育館、プール等の学校施設を、学校教育上支障の無い範囲で地域住民等に開放し、より多くの団体が利用できるよう、運用方法の見直しなどにより活用を推進します。また、学校屋内プールの利用を促進するため、水泳教室の充実や利用方法の改善に取り組めます。

③ 企業・大学等のスポーツ施設の活用の推進

企業や大学等との連携を深め、スポーツ活動の場の確保・充実を図ります。また、東京都や開発事業者に対してスポーツ施設の整備を要望するほか、区外の運動施設の活用について検討します。

港区ならではの
先進性・独自性

区内には多くの企業や大学が存在しています。企業、大学等との連携により、企業や大学が所有しているスポーツ施設等の資源を活用することで、区民のスポーツ活動の機会の拡大や、スポーツ活動推進に向けた機運醸成につなげます。

関連計画等

[関連計画等の詳細](#)


港区スポーツ推進計画 ①～③

■ スポーツセンター（アリーナ）



■ スポーツセンター（プール）



政策23

区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する

政策のめざす方向性

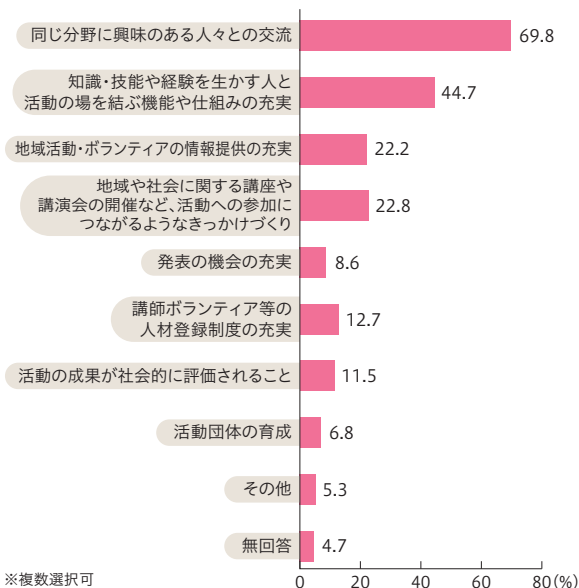
人生100年時代の到来により、全ての区民が子どものときから生涯にわたり、いつでもどこでも自由に学ぶことができる生涯学習施設の機能を充実します。大学や研究機関、企業、NPOなどの多様な学習資源が集積する区の特性を生かし、区民の生涯学習の機会と学びの成果を生かす機会を充実します。また、地域の情報拠点として多様な利用者ニーズに応える図書館サービスの向上を図り、区民の学習活動を支援します。さらに、有形無形の文化財、史跡、旧跡、名勝、天然記念物など多彩な自然・歴史文化資源の保全・継承・活用を促進し、区民の誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援します。

港区の現状

生涯学習の成果を自分以外に生かすために必要なこと

令和4(2022)年度実施の「港区生涯学習推進計画の改定に向けたアンケート調査」結果では、生涯学習で身につけた知識・技能や経験を自分以外のために生かすには、どのようなことが必要かという質問に対し、同じ分野に興味のある人々と交流することを選んだ区民が69.8%います。

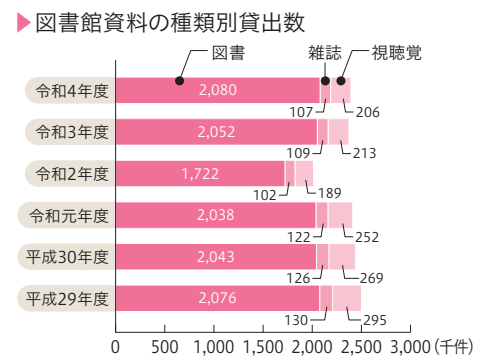
▶ 生涯学習で身につけた知識・技能や体験を自分以外に生かすために必要なこと



資料:「港区生涯学習推進計画の改定に向けたアンケート調査報告書」(令和5(2023)年3月)を基に作成

図書館資料の種類別貸出数の推移

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止による休館のため、貸出数が減少しました。令和4(2022)年度に三田図書館が移転開設し蔵書数が増加した影響もあり図書の貸出数は増えていますが、雑誌、視聴覚の貸出数は減少しています。



資料:「港区の教育 令和5(2023)年度版事業概要」(令和5(2023)年8月)を基に作成

区の歴史・文化に関する資料の寄贈、発掘等による収集状況

区に関わる自然・歴史・民俗・文化の資料の購入や寄贈・寄託、発掘等により収集し、年々増加しています。郷土歴史館では、なるべく多くの収集資料が区民に展示などにより公開できるように計画します。



改定のポイント

コロナ禍における急速なICTの普及やオンライン環境の充実を踏まえ、区民の多様な学習活動を支えるため、情報発信の強化や学習環境の充実を図ります。また、区民の郷土への誇りと愛着を醸成するため、文化財のデジタル公開を拡充するとともに、関係団体との連携を強めること等により、区内の文化資源の活用を推進します。

成果指標

成果指標名	区分	前期の成果			計画目標値	
		当初 令和元 (2019)年度	中間 令和4 (2022)年度	達成 状況	中間 令和7 (2025)年度	最終 令和8 (2026)年度末
		政策23 「区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する」について満足している区民の割合※	目標	—	27.6%	達成
	実績	25.7%	42.3%			

※ 令和4(2022)年度時点の実績を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

政策体系

政策23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する

施策① 生涯学習施設の機能の充実

主な取組

- 生涯学習情報の提供及び強化 **提言反映**
- 生涯学習施設の学習環境の充実と機能の整備 **提言反映**

施策② 学習機会及び学びの成果を生かす機会の充実

主な取組

- 生涯学習講座の充実 **拡充**
- ICTを活用した生涯学習の推進 **提言反映**
- 学びの成果を生かす機会と交流する場の提供 **拡充**
- 多様な主体による学習資源の活用

施策③ 図書館サービスの推進

主な取組

- 地域に根差した図書館運営 **拡充**
- あらゆる人々の学びを支える資料や環境の充実とサービスの提供 **拡充**
- 子どもから成人に至るステップに応じた読書活動の推進 **拡充**
- あらゆる人々が読書を楽しむための利便性の向上 **提言反映**
- 多様な主体との連携による図書館資料の活用と事業の展開

施策④ 自然・歴史文化資源の保全・継承・活用の推進

主な取組

- 郷土資料の調査・研究・収集活動の推進
- 自然・歴史文化資源のデジタル形式の保存と公開
- 伝統工芸等の記録による保存と継承手法の検討
- 港区ミュージアムネットワーク会員施設との連携 **新規**

施策⑤ 区民が誇りに思える郷土意識の醸成

主な取組

- 文化財保護意識の醸成
- 文化財保護活動推進のための講座の開催
- 社会科見学等における小中高生の郷土歴史館の活用 **新規**

政策23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する

施策① 生涯学習施設の機能の充実

目標・期待する成果

「みんなと学びをつなぐまち」の実現に向け、区民の生涯学習が一層充実できるよう、様々な方法で生涯学習情報を発信するとともに、生涯学習施設における相談体制を強化します。また、多様な学びの機会を提供するため、区民等からなる団体や民間企業、大学等の様々な主体との連携を図ります。

改定のポイント

世代に合わせた有効な手段による生涯学習情報の周知や、生涯学習への参加をサポートする体制の強化が必要という、みなとタウンフォーラムからの提言も踏まえ、様々な方法で情報を広く周知するとともに、生涯学習施設における相談体制の強化に取り組みます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
生涯学習施設(生涯学習センター及び青山生涯学習館)の利用率*	目標	—	60.0%	達成	75.0%
	実績	44.9%	70.0%		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

現状と課題

生涯学習の推進に向けた生涯学習施設の環境の整備

- 生涯学習施設の利用促進に向け、SNS等を活用して、より多くの人に生涯学習情報を発信する必要があります。
- 生涯学習施設は、個人で参加可能な様々な講座や、子どものときから施設に慣れ親しむ事業を実施するなど、多様な世代での利用促進に向けた取組を行う必要があります。
- 生涯学習施設は、社会教育関係団体と一般団体が利用しています。今後もより多くの区民に利用されるよう利用促進の取組が必要です。
- 生涯学習施設の利便性の向上のために、区民ニーズを踏まえながら、老朽化した施設や学習環境の整備が必要です。



SDGsとの関係

主な取組

① 生涯学習情報の提供及び強化 提言反映

生涯学習情報を必要とする人が、それぞれに適した方法で情報を入手できるよう、生涯学習施設のホームページを拡充するとともに、SNS等を活用し、生涯学習情報を積極的に提供します。

② 生涯学習施設の学習環境の充実と機能の整備

提言反映

生涯学習施設は、子どもから高齢者まで、年齢や国籍、障害の有無にかかわらず、誰もが利用できる区民の生涯学習活動の拠点施設です。人生100年時代において、全ての区民が生涯にわたって学び続けられるよう、生涯学習施設の学習環境を充実するとともに、生涯学習への参加をサポートできるよう相談体制を強化します。また、老朽化した生涯学習施設の機能の整備について検討を進めます。

港区ならではの
先進性・独自性

交通の利便性が良い生涯学習センターは、区民のほか在勤者向けの講座を地域と連携して実施しています。また、近隣に美術館等の文化施設の多い青山生涯学習館では、各文化施設と連携した講座を実施しています。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区生涯学習推進計画 ①②

■ 生涯学習センター



■ 青山生涯学習館



政策23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する

施策② 学習機会及び学びの成果を生かす機会の充実

目標・期待する成果

アフターコロナへ向かいつつある中、「みんなと学びをつなぐまち」の実現に向け、年齢や国籍、障害の有無等にかかわらず、誰一人取り残されることなく、全ての人が生涯にわたって学び続けられる環境を整備します。また、時間や場所にとらわれることなく、区民一人ひとりのウェルビーイングの実現と向上のための生涯学習を支援するとともに、地域社会の担い手づくりを推進します。

改定のポイント

コロナ禍を契機に急速にオンライン環境が推進されたことや、人生100年時代の到来を踏まえて、誰もが、いつでも、どこでも学べる環境づくりと生涯学習講座の充実を図ります。

成果指標

成果指標名	前期の成果				計画目標値
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
生涯学習に主体的に取り組む数 (地域ボランティアやまなび屋講座などに登録した人数・団体数の合計)	目標	—	401件/年	達成	416件/年
	実績	346件/年	401件/年		

現状と課題

多様な世代・ライフスタイルに対応し、区民ニーズに合わせた生涯学習の推進

- 区の特徴である最先端の研究を担う大学や研究機関、企業、NPO等の多様な団体と連携し、区民の生涯学習を一層充実することが必要です。
- 時間や場所の制約を受けることなく学習活動できるよう、ICTも活用しながら、誰もが、いつでも、どこでも学べる環境の整備が必要です。
- 令和4(2022)年度実施の「港区生涯学習推進計画の改定に向けたアンケート調査」結果では、生涯学習で身につけた知識・技能や体験を自分以外のために生かすには、同じ分野に興味のある人々と交流することが必要であるとした区民が約7割います。学習成果の活用にあたって、個人の学びを人と人との交流につなげていくことが必要です。



SDGsとの関係

主な取組

① 生涯学習講座の充実 **〔拡充〕**

区民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、多様な世代、ライフスタイル、ニーズ等に応じた、港区の歴史や文化のほか、SDGsや多様性に関する講座など、様々な生涯学習講座を提供します。

② ICTを活用した生涯学習の推進 **〔提言反映〕**

新型コロナウイルス感染症による影響や人生100年時代の到来、ICTの普及による情報化社会の急速な発達などを踏まえ、年齢や国籍、障害の有無等にかかわらず、従来の参集型、オンライン講座、参集とオンラインを組み合わせたハイブリッド講座、動画配信などにより、誰もが、いつでも、どこでも生涯にわたって学べる機会を充実します。

③ 学びの成果を生かす機会と交流する場の提供 **〔拡充〕**

「まなび屋」や「まなマルシェ」などの事業を通じて習得した学びの成果を地域社会で役立てるとともに、地域社会の創り手となる機会を提供するほか、活動する人同士が学びの成果を生かし、交流する場を提供します。

④ 多様な主体による学習資源の活用

大学や研究機関、企業、NPO等が多い区の特性を豊かな学習資源と捉え、積極的に連携するほか、港区の歴史や文化など、身近なことを学習する機会の充実を通じて、区への愛着と誇りを醸成する講座の実施に取り組みます。また、区民の積極的な学習意欲が一層高まるよう、生涯学習施設で活動している社会教育関係団体とも連携し、区民の参画と協働の取組を強化していきます。

港区ならではの
先進性・独自性

コロナ禍を契機に、参集とオンラインを組み合わせたハイブリッド講座の実施に積極的に取り組んでいます。

関連計画等

関連計画等の詳細



港区生涯学習推進計画 ①～④

■ 語り部の会(出前授業)



■ まなマルシェ



ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念です。

まなび屋

学びたい人と教えたい人をつなぐ事業。

まなマルシェ

学びをとらして社会に参加したい人や、自らの学びの成果を生かしたい人が集い、人と人がつながる学びの循環の仕組みをつくる事業。

政策23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する

施策③ 図書館サービスの推進

目標・期待する成果

誰もが生涯をとおして、自由に資料を手に取り、知識や情報を得ることができるという図書館の本質を重視し、利用者の知りたい・学びたいという思いに応える図書館サービスの実現をめざします。

改定のポイント

令和6(2024)年4月開設の台場図書館を含め、それぞれの地域の特徴を踏まえたきめ細かな図書館サービスを一層推進します。乳幼児期の家庭での読書支援の取組や、更なる利用満足度の向上に向けたICTを活用した取組を拡充します。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2(2020)年度	令和5(2023)年度	達成状況	令和8(2026)年度末
図書館サービスに対して、満足している利用者の割合 [※]	目標	—	85%	達成	95%
	実績	71%	95%		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

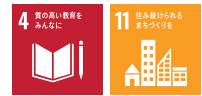
現状と課題

多様化する利用者ニーズに応えるための情報の収集と活用

- これまでの図書館では、図書・視聴覚資料など実体のある資料の閲覧や貸出を中心に図書館サービスの向上を図ってきました。
- ICTを活用した図書館サービスの充実が求められています。
- 図書館の本質である資料の充実はもちろん、子どもから大人まで学びの機会の提供が求められています。特に不読率の高い高校生世代への読書の関心を高めるための取組が必要です。
- 港区電子図書館におけるコンテンツを充実し、多様な方法で提供できるサービスを推進することが必要です。
- 図書館利用促進のために、SNS等を活用し積極的に情報を発信する必要があります。

■ 三田図書館6階 児童コーナー





主な取組

① 地域に根差した図書館運営 〔拡充〕

令和6(2024)年4月から台場区民センター図書室を台場図書館に移行します。各図書館が、地域の特徴を踏まえた蔵書構成や講座の開催など、きめ細かな図書館サービスを一層推進します。

② あらゆる人々の学びを支える資料や環境の充実とサービスの提供 〔拡充〕

生涯を通じた学びの機会を提供するため、地域特性を踏まえた資料を収集するとともに、閲覧スペースの充実など、勉強や仕事、調べ物、交流をする居場所としてのサービスの提供を行います。また、スマートフォン等で図書館カードを表示できるようにするなどICTを積極的に活用した取組を推進し、利用者の利便性の向上を図ります。

③ 子どもから成人に至るステップに応じた読書活動の推進 〔拡充〕

図書館の絵本を定期的に家庭に届けるなど乳幼児期における読書活動の支援、学校教育と連携した情報リテラシーの育成、SNSを活用したおすすめ本の発信など、中高生を対象とした読書の関心を高めるための取組を実施し、子どもから成人に至るステップに応じたサービスを充実します。

④ あらゆる人々が読書を楽しむための利便性の向上 〔提言反映〕

読書に困難さのある人も含め、あらゆる人々が読書を楽しめるよう、港区電子図書館に関する情報発信やコンテンツを充実させるとともに、郷土資料等の電子化を進めます。また、講座・講演会のオンラインによる実施など図書館に来館することが難しい利用者に対するサービスを充実します。

⑤ 多様な主体との連携による図書館資料の活用と事業の展開

学校や社会教育施設、地域の団体等と連携し、それぞれの持つ資料や人材を相互に活用した事業の実施など、生涯を通じて豊かな学びを支援します。

港区ならではの先進性・独自性

令和3(2021)年11月に港区電子図書館を開設し、電子書籍サービスの提供を開始しています。港区電子図書館では、豊富なコンテンツや電子化した郷土資料の提供を行うなど充実した取組となっています。今後は、港区電子図書館に関する情報発信や更なるコンテンツの充実に取り組みます。

関連計画等

[関連計画等の詳細](#)


港区立図書館サービス推進計画 ①～⑤

■ 港区図書館を使った調べる学習コンクール表彰式



政策23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する

施策4 自然・歴史文化資源の保全・継承・活用の推進

目標・期待する成果

文化財の収集、保存、調査研究等を進めるとともに、自然・歴史文化資源の保全、継承、活用などを推進します。

改定のポイント

文化財の収集、保存、調査研究を進め、常設展示、企画展での展示とともに、デジタル公開を拡充すること等により区民に還元していきます。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
郷土歴史館文化財資料の所蔵件数	目標	—	79,000件	達成	81,000件
	実績	77,552件	79,000件		
文化財のデジタル公開件数	目標	—	250件	達成	400件
	実績	117件	250件		

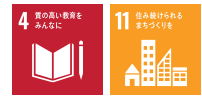
現状と課題

区の自然・歴史文化資源を継承するための工夫と機会の確保

- 区は、有形無形の文化財、史跡、旧跡、名勝、天然記念物など、多彩な自然・歴史文化資源に恵まれています。
- 郷土歴史館においては、自然・歴史文化資源をとおして、区の自然、歴史、文化を知りたい、学びたい区民の要望に応えるため、資料や情報の質・量を一層充実させる必要があります。
- 区は、区民が自然・歴史文化資源に容易にアクセスする機会を創出し、その内容の充実や方法の工夫に努める必要があります。
- 伝承者の高齢化が進んでいる伝統工芸については、作品、記録による技術の保存、技法の継承が喫緊の課題です。

■ 郷土歴史館外観





SDGsとの関係

主な取組

① 郷土資料の調査・研究・収集活動の推進

区は、郷土の自然、歴史、文化に関わる資料の調査、研究を進めるとともに、収集した資料を郷土歴史館を中心として区民に公開します。また、郷土歴史館の出版物をはじめ、歴史的に価値が高い資料を文化財として指定するとともに、常設展示や特定のテーマを設定して開催する特別展示の機会も設けて、魅力を発信していきます。

② 自然・歴史文化資源のデジタル形式の保存と公開

区内の自然・歴史文化資源に、誰もが容易に楽しく触れることができるよう、浮世絵に加え、民具や文書など幅広い分野の文化財や郷土資料の画像をデジタル形式で保存し、ウェブサイトで公開するとともに、コンテンツを拡充します。

③ 伝統工芸等の記録による保存と継承手法の検討

長い歴史の中で伝えられてきている伝統工芸等が後世に受け継がれていくよう、関係機関や地域住民とも協働し、記録を作成するとともに、技術継承の手法等を検討します。

④ 港区ミュージアムネットワーク会員施設との連携 (新規)

区内に所在する45施設が加盟する港区ミュージアムネットワークの事務局として、区内で開催されている展覧会等の情報を広く発信するとともに、加盟館と情報や専門知識を共有することにより、区内の文化財・文化資産の有効な活用を図ります。

港区ならではの
先進性・独自性

区内の博物館や美術館等で構成する港区ミュージアムネットワークでは、区内に集積する文化財の有効な活用方法など、互いの取組の情報共有をしています。

■ 郷土歴史館常設展示室



■ 郷土歴史館コミュニケーションルーム



政策23 区民の多様な学習活動と誇りと愛着ある郷土意識の醸成を支援する

施策5 区民が誇りに思える郷土意識の醸成

目標・期待する成果

郷土歴史館での文化財の保存・活用や、港区内にある文化財という地域資源の保護をとおして、港区民として郷土を誇れるまちにします。

改定のポイント

高輪築堤の出土等により区民の文化財に対する関心が高まっています。区内に現存する貴重な文化財が適切に保存・活用されるよう取り組みます。また、小中高生が港区の歴史に触れる機会を創出します。

成果指標

成果指標名	前期の成果			計画目標値	
	区分	当初	中間(見込)		最終
		令和2 (2020)年度	令和5 (2023)年度	達成 状況	令和8 (2026)年度末
郷土歴史館の延べ利用者数	目標	—	130,000人	達成	160,000人
	実績	78,201人	130,000人		
小・中学校、高校の郷土歴史館の見学実績 (児童・生徒の見学者数) [※]	目標	—	1,150人/年	達成	1,650人/年
	実績	41人/年	1,500人/年		

※ 令和5(2023)年度実績(見込)を踏まえ、計画目標値を上方修正しました。

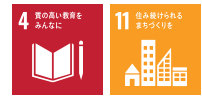
現状と課題

文化財保護意識及び郷土意識の醸成の推進

- 区の貴重な文化財は、区民にとって、地域アイデンティティの拠り所となり、郷土への誇りと愛着につながります。郷土歴史館で展示を行いながら、これらを守り、次世代に継承していくことは、現代に生きる私たちの責務です。
- 近年、高輪築堤の出土等により文化財に対する区民の関心が高まっています。文化財に対する理解の促進と保護体制の充実が求められています。
- 区は、文化財を通じて大人も子どもも郷土について知り、学ぶ機会を、様々な機関と連携、協働して充実させるとともに、こうした事業に興味・関心を高める講座を開催する必要があります。
- より多くの子どもたちに社会科見学などで訪れてもらえるよう、学校との連携や施設の受入体制を強化する必要があります。

■ 郷土歴史館中央ホール





SDGsとの関係

主な取組

① 文化財保護意識の醸成

区民共有の貴重な財産である港区の文化財を次世代に継承するため、歴史的な遺産である指定・登録された文化財を紹介し、文化財保護の重要性を伝えていきます。郷土歴史館の機能を生かし、行政はもとより、文化財所有者・管理者、文化財に関わる様々な機関や人々と協働し、文化財保護意識の一層の醸成を進めます。

② 文化財保護活動推進のための講座の開催

文化財保護活動や郷土史研究・継承活動を推進するため、関係機関等と協力し、生涯学習としての出張講座を含めた文化財保護に興味・関心を高めるための講座や展示を行います。また、大学などの教育・文化機関等と連携して、夏休み企画展をはじめ、特別展に合わせた講座・講演会などを開催することで、郷土意識の醸成を推進します。

③ 社会科見学等における小中高生の郷土歴史館の活用 **新規**

歴史的建造物である郷土歴史館は、港区の自然、歴史や文化が体系的に整理・展示されていることから、小中高生の社会科見学等を通じて、郷土の歴史に触れることができるよう、学校との連携や施設の受入体制を強化していきます。

港区ならではの
先進性・独自性

区指定文化財である旧公衆衛生院の建物を活用した郷土歴史館では、何度訪れても楽しんでもらえるよう年4回の企画展を実施しています。また、貴重な文化財に直接触れるコミュニケーションルームを運営し、港区の歴史を体感できる機会を創出します。

■ 古文書講座



